

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2019年3月14日(14.03.2019)

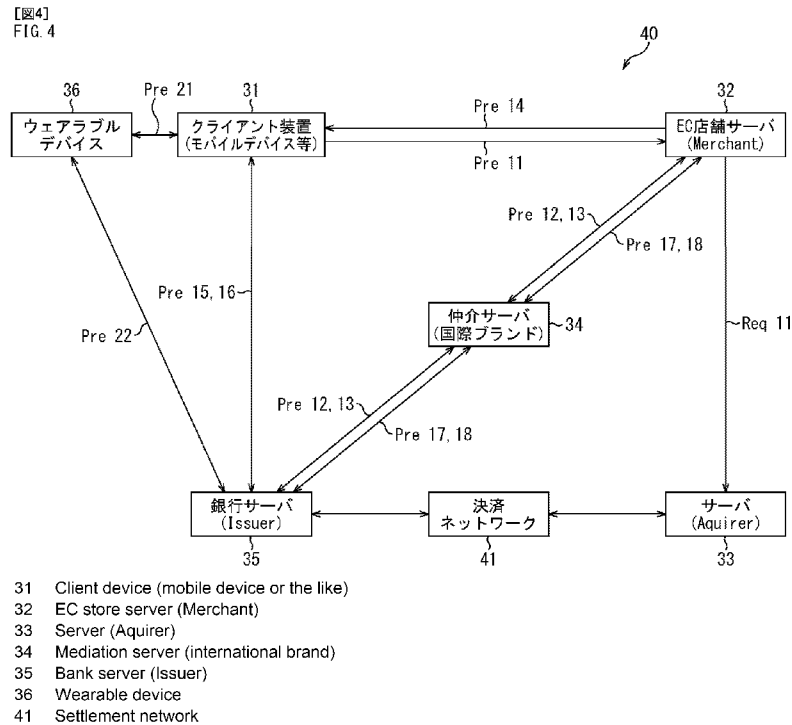


(10) 国際公開番号
WO 2019/049711 A1

- (51) 国際特許分類:
G06Q 20/40 (2012.01) G06Q 20/32 (2012.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2018/031661
- (22) 国際出願日: 2018年8月28日(28.08.2018)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
62/556,564 2017年9月11日(11.09.2017) US
- (71) 出願人: ソニー株式会社 (SONY CORPORATION) [JP/JP]; 〒1080075 東京都港区港南1丁目7番1号 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 鈴木 謙治 (SUZUKI Kenji); 〒1080075 東京都港区港南1丁目7番1号 ソニー株式会社内 Tokyo (JP). 王 啓宏 (Wang QiHong); 〒1080075 東京都港区港南1丁目7番1号 ソニー株式会社内 Tokyo (JP).
- (74) 代理人: 西川 孝, 外 (NISHIKAWA Takashi et al.); 〒1600023 東京都新宿区西新宿7丁目5番25号 西新宿プライムスクエア9階 Tokyo (JP).
- (81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DJ, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT,

(54) Title: INFORMATION PROCESSING APPARATUS, INFORMATION PROCESSING METHOD, CLIENT SYSTEM, AND METHOD FOR CONTROLLING CLIENT SYSTEM

(54) 発明の名称: 情報処理装置、および情報処理方法、並びに、クライアントシステム、およびクライアントシステムの制御方法



(57) Abstract: The present disclosure pertains to an information processing apparatus, an information processing method, a client system, and a method for controlling the client system, which are capable of reducing user's time and effort required for authentication without lowering the security level of a settlement process. According to the present invention,



WO 2019/049711 A1

HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JO, JP, KE, KG, KH, KN, KP, KR, KW, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類：

- 一 国際調査報告 (条約第21条(3))

a user wears a wearable device that carries out fingerprint authentication and periodically transmits positional information to a bank server. The user carries out a settlement process by operating a client device comprising a smartphone, a PC, or the like. The client device transmits positional information of itself to the bank server when the settlement process is to be performed. The bank server reduces a risk score when the positional information of the wearable device and the positional information of the client device indicate that the wearable device and the client device are at the same position. The information processing apparatus can be applied to a settlement processing system.

(57) 要約：本開示は、決済処理のセキュリティレベルを下げることなく、ユーザによる認証の手間を低減することができるようにする情報処理装置、および情報処理方法、並びに、クライアントシステム、およびクライアントシステムの制御方法に関する。ユーザが、指紋認証を行うと共に位置情報を定期的に銀行サーバに送信するウェアラブルデバイスを装着する。また、ユーザは、スマートフォンやPCなどからなるクライアント装置を操作して決済処理を行う。クライアント装置は、決済処理がなされる際、自らの位置情報を銀行サーバに送信する。銀行サーバは、ウェアラブルデバイスの位置情報と、クライアント装置の位置情報とから同一の位置に存在すれば、リスクスコアを低減する。決済処理システムに適用することができる。

明 細 書

発明の名称：

情報処理装置、および情報処理方法、並びに、クライアントシステム、およびクライアントシステムの制御方法

技術分野

[0001] 本開示は、情報処理装置、および情報処理方法、並びに、クライアントシステム、およびクライアントシステムの制御方法に関し、特に、決済処理におけるセキュリティレベルを下げることなく、ユーザによる認証の手間を低減できるようにした情報処理装置、および情報処理方法、並びに、クライアントシステム、およびクライアントシステムの制御方法に関する。

背景技術

[0002] 電子決済に際して、ユーザの正当性に応じた信頼情報に基づいて、認証処理方法を決定する技術が提案されている（特許文献1参照）。

先行技術文献

特許文献

[0003] 特許文献1：特開2015-076044号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] しかしながら、特許文献1に記載の技術においては、ユーザの正当性に応じた信頼情報に基づいて、認証処理方法を決定するのみであり、ユーザの認証処理は必須であるため、ユーザには、面倒な認証処理が強いられていた。

[0005] 本開示は、このような状況に鑑みてなされたものであり、特に、決済処理におけるセキュリティレベルを下げることなく、ユーザによる認証の手間を低減できるようにするものである。

課題を解決するための手段

[0006] 本開示の第1の側面の情報処理装置および情報処理方法は、決済処理にお

いて、ユーザを認証した認証装置と、前記ユーザが前記決済処理を行うクライアント装置との位置関係に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定するリスク判定部を含む情報処理装置および情報処理方法である。

[0007] 本開示の第1の側面においては、決済処理において、ユーザを認証した認証装置と、前記ユーザが前記決済処理を行うクライアント装置との位置関係に基づいて、前記決済処理に係るリスクが判定される。

[0008] 本開示の第2の側面のクライアントシステムおよびクライアントシステムの制御方法は、ユーザを認証する認証装置と、決済処理に係るリスクを判定する情報処理装置に対して前記ユーザによる前記決済処理を実行するクライアント装置とからなるクライアントシステムであって、前記認証装置が、前記ユーザを認証する認証部と、前記認証装置の位置情報を認証装置位置情報として取得する認証装置位置情報取得部と、前記認証部による認証結果と前記認証装置位置情報を前記情報処理装置に送信する認証装置位置情報送信部とを含み、前記クライアント装置は、前記クライアント装置の位置情報をクライアント装置位置情報として取得するクライアント装置位置情報取得部と、前記クライアント装置位置情報を前記情報処理装置に送信するクライアント装置位置情報送信部とを含むクライアントシステムである。

[0009] 本開示の第2の側面においては、前記認証装置により、前記ユーザが認証され、前記認証装置の位置情報が認証装置位置情報として取得され、認証結果と前記認証装置位置情報が前記情報処理装置に送信され、前記クライアント装置により、前記クライアント装置の位置情報がクライアント装置位置情報として取得され、前記クライアント装置位置情報が前記情報処理装置に送信される。

発明の効果

[0010] 本開示の一側面によれば、決済処理におけるセキュリティレベルを下げることなく、ユーザによる認証の手間を低減することが可能となる。

図面の簡単な説明

[0011] [図1]決済処理システムの概要を説明する図である。

- [図2]事前与信処理システムの概要を説明する図である。
- [図3]本開示の決済処理システムの概要を説明する図である。
- [図4]本開示の事前与信処理システムの構成例を説明する図である。
- [図5]クライアント装置の構成例を説明する図である。
- [図6]EC店舗サーバの構成例を説明する図である。
- [図7]アクワイヤラサーバの構成例を説明する図である。
- [図8]仲介サーバの構成例を説明する図である。
- [図9]銀行サーバの構成例を説明する図である。
- [図10]ウェアラブルデバイスの構成例を説明する図である。
- [図11]図3の決済処理システムによる決済処理を説明するフローチャートである。
- [図12]図4の事前与信処理システムによる登録処理を説明するフローチャートである。
- [図13]登録処理における表示画像の表示例を説明する図である。
- [図14]登録処理を説明する図である。
- [図15]図4の事前与信処理システムによるコンテキスト情報アップロード処理を説明するフローチャートである。
- [図16]コンテキスト情報アップロード処理を説明する図である。
- [図17]図4の事前与信処理システムによる事前与信処理を説明するフローチャートである。
- [図18]クライアント装置とウェアラブルデバイスが同一の居室にいる状態を説明する図である。
- [図19]図4の事前与信処理システムによる事前与信処理を説明する図である。
- 。
- [図20]リスクスコアと閾値に基づいたリスクスコア判定を説明する図である。
- 。
- [図21]図4の事前与信処理システムによる事前与信処理における表示画像の表示例を説明する図である。

[図22]クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション（その1）を説明する図である。

[図23]クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション（その1）を説明する図である。

[図24]クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション（その2）を説明する図である。

[図25]クライアント装置とウェアラブルデバイスとがほぼ同一の位置であるか否かの判定方法のバリエーション（その1）を説明する図である。

[図26]クライアント装置とウェアラブルデバイスとがほぼ同一の位置であるか否かの判定方法のバリエーション（その2）を説明する図である。

[図27]図4の事前与信処理システムによるコンテキスト情報アップロード処理の変形例を説明するフローチャートである。

[図28]図27のコンテキスト情報アップロード処理の変形例によるリスクスコアの変移例を説明する図である。

[図29]QRコード決済を説明する図である。

[図30]汎用のパーソナルコンピュータの構成例を説明する図である。

発明を実施するための形態

[0012] 以下に添付図面を参照しながら、本開示の好適な実施の形態について詳細に説明する。なお、本明細書及び図面において、実質的に同一の機能構成を有する構成要素については、同一の符号を付することにより重複説明を省略する。

[0013] 以下、本技術を実施するための形態について説明する。説明は以下の順序で行う。

1. 決済処理システムの概要
2. 本開示の決済処理システムの構成例
3. 本開示の事前与信処理システムの構成例
4. クライアント装置の構成例
5. EC店舗サーバの構成例

6. アクワイヤラサーバの構成例
7. 仲介サーバの構成例
8. 銀行サーバの構成例
9. ウェアラブルデバイスの構成例
10. 図3の決済処理システムにおける決済処理
11. 登録処理
12. コンテキスト情報アップロード処理
13. 図3の決済処理システムによる事前与信処理
14. クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション（その1）
15. クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション（その2）
16. クライアント装置とウェアラブルデバイスとがほぼ同一の位置であるか否かの判定方法のバリエーション（その1）
17. クライアント装置とウェアラブルデバイスとがほぼ同一の位置であるか否かの判定方法のバリエーション（その2）
18. コンテキスト情報アップロード処理の変形例
19. 対面決済への応用
20. ソフトウェアにより実行させる例

[0014] <<1. 決済処理システムの概要>>

本開示の決済処理システムの説明にあたり、まず、決済処理システムの概要について説明する。

[0015] 一般に、ユーザがクライアント装置（例えば、スマートフォンやPC（Personal Computer））を用いて、電子決済により商品を購入する場合、決済処理システムは、例えば、図1で示されるような構成とされる。

[0016] 図1の決済処理システム1は、クライアント装置11、EC（電子商取引）店舗サーバ（Merchant）12、アクワイヤラサーバ（Acquirer）13、国際ブランド（Payment card brand）業者により管理運営される仲介サーバ14

、および銀行サーバ（Issuer）15より構成される。

[0017] クライアント装置11は、スマートフォンや携帯型のPC（パーソナルコンピュータ）などであり、ユーザにより所持され、ブラウザアプリケーションプログラムなどによりEC店舗サーバ12にアクセスし商品を選択して、決済処理を行うことで商品の購入を実現する。クライアント装置11は、ユーザのクレジットカードのカード番号等の情報をEC店舗サーバ12に送信することにより、決済処理を実行させる。

[0018] EC店舗サーバ（Merchant）12は、対面決済における店舗に対応する加盟店（Merchant）により管理運営されるサーバであり、商品販売に必要とされるHP（HomePage）などをインターネット等のネットワークを介してクライアント装置11等に提供する。また、EC店舗サーバ12は、HP等を介して、クライアント装置11により選択された商品の販売に際して、クレジットカードによる決済に必要とされる与信処理をアクワイヤラサーバ13に依頼し、与信結果を取得する。この際、EC店舗サーバ12は、与信処理に必要とされる情報として、クレジットカードのカード番号や商品の金額の情報を供給して、与信処理をアクワイヤラサーバ13に依頼する。そして、EC店舗サーバ12は、アクワイヤラサーバ13からの与信結果を取得し、与信結果に基づいて商品の販売に係る決済処理を行う。

[0019] アクワイヤラサーバ（Acquirer）13は、EC店舗サーバ12に対してクレジットカードによる決済結果に応じた金額を支払うための金融機関である加盟店管理業者（Acquirer）により管理されるサーバである。アクワイヤラサーバ13は、決済処理において、EC店舗サーバ12より供給されるクレジットカードのカード番号や金額の情報を取得すると、取得したクレジットカード番号や金額の情報を仲介サーバ14に供給して、与信処理を依頼し、与信結果を取得して、EC店舗サーバ12に供給する。

[0020] 仲介サーバ14は、VISA（登録商標）、Master（登録商標）、およびJCB（登録商標）等の国際ブランド（Payment card brand）を管理する業者により管理されるサーバであり、アクワイヤラサーバ13と銀行サーバ15との与

信処理に係る仲介処理を行う。すなわち、仲介サーバ14は、アクワイヤラサーバ13よりクレジットカードのカード番号や金額の与信に必要とされる情報を取得して、与信処理の依頼を受け付ける。また、仲介サーバ14は、取得したカード番号や金額の与信に必要とされる情報を銀行サーバ15に供給すると共に、与信結果を取得して、アクワイヤラサーバ13に送信する。

[0021] 銀行サーバ15は、クレジットカードの発行業者であり、クレジットカード利用者と契約して各種のサービスを提供する銀行により管理運営されるサーバであり、クレジットカードによる決済に係る与信処理を実行する。すなわち、銀行サーバ15は、仲介サーバ14より供給される決済に使用されるクレジットカードのカード番号や金額の情報に基づいて与信処理を実行して、与信結果を仲介サーバ14に供給する。また、銀行サーバ15は、与信が認められるときに決済される、商品購入に係る金額の情報を記録し、アクワイヤラサーバ13により管理される口座に振り込む。

[0022] アクワイヤラサーバ13は、銀行サーバ15より振り込まれたクレジットカード決済された金額を、加盟店の口座に払い込む。

[0023] 以上のような図1の決済処理システム1による決済処理は以下のような処理となる。

[0024] まず、図1の処理Startで示されるように、クライアント装置11により商品の購入処理がなされるとき、商品を購入するユーザのクレジットカードのカード番号の情報がEC店舗サーバ12に供給される。

[0025] 処理Req1において、EC店舗サーバ12は、クライアント装置11からクレジットカードのカード番号の情報を取得すると、商品購入に係る金額の情報と共に、アクワイヤラサーバ13に対して与信処理を依頼する情報を送信する。

[0026] 処理Req2において、アクワイヤラサーバ13は、EC店舗サーバ12からクレジットカードのカード番号と金額の情報を取得すると共に、与信処理を依頼する情報を取得すると、カード番号の情報と金額の情報と共に与信処理を依頼する情報を仲介サーバ14に送信する。

- [0027] 処理Req 3において、仲介サーバ14は、アクワイヤラサーバ13からクレジットカードのカード番号と金額の情報を取得すると共に、与信処理を依頼する情報を取得すると、カード番号と金額の情報と共に、与信処理を依頼する情報を銀行サーバ15に送信する。
- [0028] 処理Resp 1において、銀行サーバ15は、仲介サーバ14からクレジットカードのカード番号と金額の情報を取得すると、与信処理を実行し、与信結果を仲介サーバ14に対して送信する。
- [0029] 処理Resp 2において、仲介サーバ14は、銀行サーバ15から与信結果を取得すると、アクワイヤラサーバ13に対して送信する。
- [0030] 処理Resp 3において、アクワイヤラサーバ13は、仲介サーバ14から与信結果を取得すると、EC店舗サーバ12に対して送信する。
- [0031] 処理Endで示されるように、EC店舗サーバ12は、与信結果に基づいて、決済処理を完了させて商品の販売処理を終了する。すなわち、与信結果に問題が無ければ、商品販売に係る料金の決済は完了し、与信結果に問題があれば、商品販売は成立しない。
- [0032] 以上の処理により、決済処理が実現される。
- [0033] <図1の決済処理システムにより実現される事前与信システム>
- しかしながら、この一連の処理は、クレジットカードの偽造やなりすましがなされていないことが前提とされる処理であり、現実には、クレジットカードの情報そのものの偽造やなりすまし対策が必要とされる。クレジットカードの情報そのものの偽造対策やなりすまし対策として、例えば、図1の決済処理システム1においては、上述した一連の決済処理の中に、さらに、事前与信処理がなされる。
- [0034] 図2は、事前与信処理を実現するための事前与信処理システムの構成例が示されている。ただし、図2の事前与信処理システム10は、図1におけるクライアント装置11、EC店舗サーバ (Merchant) 12、仲介サーバ14、および銀行サーバ (Issuer) 15より構成される。尚、図2において、アクワイヤラサーバ (Acquirer) 13が記載されているが、クライアント装置1

1から通常の決済処理に進む状況を示すために記載されている。また、アクワイアラサーバ13と銀行サーバ15との間に設けられた決済ネットワーク21は、図1の決済処理における仲介サーバ14等である。

[0035] 図2の事前与信処理において、クライアント装置11における機能は、図1における場合と同様である。

[0036] EC店舗サーバ12は、図1における処理Req1で示される与信の依頼をする前のタイミングにおいて、クライアント装置11より供給されるクレジットカードのカード番号と商品購入に係る金額の情報を、仲介サーバ14を介して銀行サーバ15に供給して、事前与信を要求し、事前与信結果を取得する。また、EC店舗サーバ12は、事前与信結果が認められない場合、チャレンジフロー(Challenge Flow)と称される、クライアント装置11に対して直接パスワードを入力させることによる認証処理や、生体情報を直ちに入力させるような認証処理を、仲介サーバ14を介して銀行サーバ15に要求する。このチャレンジフローの要求に応じて、銀行サーバ15は、クライアント装置11に対して、認証処理を実行させて、認証結果を取得し、チャレンジフローに係る事前与信結果を仲介サーバ14を介してEC店舗サーバ12に送信する。尚、事前与信結果に問題が無く、すなわち、チャレンジフローの必要がなく、そのまま決済処理を進めるフローを、フリクションレスフロー(Frictionless Flow)と称する。

[0037] 銀行サーバ15は、EC店舗サーバ12より供給されるクレジットカードのカード番号の情報と金額の情報に基づいて、偽造やなりすましに係るリスクに対するリスクスコアを算出する。

[0038] 銀行サーバ15は、計算されたリスクスコアと所定の閾値との比較により、リスクスコアが所定の閾値より低く、クレジットカードのカード番号の偽造やなりすましが無いものとみなしたとき、事前与信として問題が無いことを示す事前与信結果を、仲介サーバ14を介してEC店舗サーバ12に送信する。この場合、EC店舗サーバ12は、図1のReq1を参照して説明した決済処理を進める。

- [0039] 一方、銀行サーバ15は、計算されたリスクスコアと所定の閾値との比較により、リスクスコアが所定の閾値より高く、クレジットカードのカード番号の偽造やなりすましの疑いがあるとみなしたとき、事前与信として問題があることを示す事前与信結果を、仲介サーバ14を介してEC店舗サーバ12に送信する。この場合、EC店舗サーバ12は、事前与信結果を取得すると共に、仲介サーバ14を介して、クライアント装置11に対して認証処理を要求する処理であるチャレンジフローを銀行サーバ15に対して要求する。
- [0040] 銀行サーバ15は、チャレンジフローの要求に応じて、クライアント装置11に対してパスワードの認証処理を要求して、取得し、適切な認証結果であるか否かを判定し、仲介サーバ14を介して、EC店舗サーバ12に送信する。
- [0041] このとき、チャレンジフローに基づいてなされた認証処理で取得された認証情報が適切である場合、リスクスコアが所定の閾値よりも高い場合と同様に、EC店舗サーバ12は、図1の処理Req1で示されるように、決済処理を実行する。
- [0042] これに対して、チャレンジフローに基づいた認証処理で取得された認証情報が適切ではない場合、EC店舗サーバ12は、決済処理を中止する。
- [0043] ここで、図2の事前与信システムにより事前与信処理について説明する。
- [0044] 図2の処理Pre1において、クライアント装置11は、決済処理に係るクレジットカードのカード番号と決済処理が求められる金額の情報をEC店舗サーバ12に送信する。
- [0045] 処理Pre2において、EC店舗サーバ12は、仲介サーバ14を介して、取得したカード番号の情報と金額の情報を併せて、銀行サーバ15に対して事前与信処理を要求する。
- [0046] 処理Pre3において、銀行サーバ15は、取得したカード番号の情報と金額の情報に基づいてリスクスコアを算出し、リスクスコアと所定の閾値との比較により事前与信がOKであるか否かを判定し、判定結果に基づいて事前与信結果を、仲介サーバ14を介して、EC店舗サーバ12に送信する。

- [0047] このとき、EC店舗サーバ12は、事前与信結果がOKであり、クレジットカードのカード番号や使用限度額等に問題が無い場合、処理Req1により、決済処理を開始する。すなわち、この場合、フリクションレス処理が実現される。
- [0048] また、事前与信結果がNGであり、クレジットカードのカード番号から偽造やなりすましである疑いがあった場合、処理Pre4において、EC店舗サーバ12は、クライアント装置11に対して、チャレンジフローにより、認証処理を要求する。
- [0049] 処理Pre5において、クライアント装置11は、EC店舗サーバ12よりチャレンジフローによる認証処理が要求されたことを銀行サーバ15に対して通知すると共に、チャレンジフローによる認証処理を銀行サーバ15からクライアント装置11に向けて要求するように通知する。
- [0050] 処理Pre6において、銀行サーバ15は、クライアント装置11に対して、ユーザに対してパスワードの入力や生体情報による認証処理を要求する。これに応じて、クライアント装置11は、入力されたパスワードや生体情報による認証結果を銀行サーバ15に供給する。そして、銀行サーバ15は、認証結果を取得すると共に、認証結果が正規のものであるか否かを判定する。
- [0051] 処理Pre7において、銀行サーバ15は、チャレンジフローにおける認証情報が正規のものであるか否かの判定結果を、仲介サーバ14を介して、EC店舗サーバ12に送信する。処理Pre8において、EC店舗サーバ12は、チャレンジフローの認証結果を受信したことを通知する。
- [0052] このとき、チャレンジフローにおける認証情報が正規のものである場合、処理Req1に進み、正規のものではない場合、決済処理は終了する。
- [0053] 以上の事前与信処理により、クレジットカードの偽造やなりすましによるリスクスコアが求められて、リスクスコアが所定の閾値よりも低い場合にはフリクションレスフローとなり、そのまま決済処理が進められ、リスクスコアが所定の閾値よりも高い場合にはチャレンジフローがなされることで、認証処理がなされ、認証結果に応じて決済処理が進められる。

[0054] 結果として、クレジットカードの偽造やなりすましに対する対策がなされた状態で、決済処理を実現させることができるので、より適切な決済処理を実現することが可能となる。

[0055] しかしながら、正規のユーザが、正規のクレジットカードを使用して決済処理を実行する場合、何らかの原因でリスクスコアが高く求められると、正規のユーザは、正規のクレジットカードを使用しているにもかかわらず、チャレンジフローがなされることになる。

[0056] このような場合、正規のユーザが、正規のクレジットカードを利用する際のチャレンジフローにおける認証情報の入力処理は煩わしい処理となるので、事前与信処理において、チャレンジフローがなされないことが望ましい。

[0057] そこで、本開示においては、クレジットカードの偽造やなりすましに対しての対策を適切に実行しつつ、正規のユーザが、正規のクレジットカードを利用する際のチャレンジフローへと移行する頻度を極力低減できるようにすることで、セキュリティを維持しつつ、ユーザにとって快適な決済処理を実現させるものである。

[0058] <<2. 本開示の決済処理システムの構成例>>

次に、図3を参照して、本開示の決済処理システムの構成例について説明する。

[0059] 図3の決済処理システム30は、クライアント装置31、EC店舗サーバ(Merchant)32、アクワイヤラサーバ(Acquirer)33、仲介サーバ34、銀行サーバ(Issuer)35、およびウェアラブルデバイス36より構成される。

[0060] 尚、クライアント装置31、EC店舗サーバ(Merchant)32、アクワイヤラサーバ(Acquirer)33、および国際ブランド(Payment card brand)業者により管理運営される仲介サーバ34は、基本的な機能において、それぞれ図1のクライアント装置11、EC店舗サーバ(Merchant)12、アクワイヤラサーバ(Acquirer)13、および仲介サーバ14とほぼ同一である。

[0061] また、図3の決済処理システム30において、図1の決済処理システム1

と異なる点は、新たにウェアラブルデバイス36が設けられている点である。

[0062] ウェアラブルデバイス36は、クライアント装置31を使用するユーザに装着されるものであり、ユーザの生体情報による認証処理を行うと共に、所定の時間間隔で位置情報を取得して、コンテキスト情報として銀行サーバ35に送信する。ウェアラブルデバイス36における認証処理で使用される生体情報は、指紋、静脈パターン、虹彩、および顔画像やそれらの組み合わせなど、ユーザを識別することが可能な生体情報であればいずれでもよい。ただし、以降においては、生体情報として指紋による認証処理がなされる例について説明を進める。

[0063] また、図3の決済処理システム30の決済処理において、図1の決済処理システム1における決済処理と異なる点は、事前与信処理において、クレジットカードおよび金額の情報に加えて、クライアント装置31の位置情報を用いる点である。

[0064] すなわち、ウェアラブルデバイス36は、所定時間間隔で位置情報を銀行サーバ35に送信する。銀行サーバ35は、予めクレジットカードのカード番号と対応付けて、そのクレジットカードの利用者であるユーザが使用するウェアラブルデバイス36と、決済処理に使用されるクライアント装置11とを対応付けて記憶している。

[0065] また、銀行サーバ35は、ウェアラブルデバイス36から定期的送信されてくる位置情報からなるコンテキスト情報を取得して記憶する。そして、銀行サーバ35は、決済処理がなされるとき、決済処理が要求されたクライアント装置31の位置情報と、最新のコンテキスト情報であるウェアラブルデバイス36の位置情報とを比較し、一致する場合については、クライアント装置31を利用して決済処理を要求するユーザが、ウェアラブルデバイス36により生体情報により認証がなされた本人であるものとみなし、リスクスコアを低減させて、事前与信処理を行う。

[0066] この結果、正規のクレジットカードを用いた正規のユーザがクライアント

装置 31 を用いた決済処理においては、クレジットカードの利用者が認証された正規のユーザであり、かつ、そのユーザが決済処理を行っていることでリスクスコアが低減されることで、チャレンジフローへと移行する頻度が低減されるので、チャレンジフローに伴った認証処理が不要となるので、セキュリティレベルを低減させることなく、煩わしい認証処理の頻度を低くし、快適な決済処理を実現することが可能となる。

[0067] 尚、事前与信処理についての詳細については、図 4 の本開示の事前与信処理システムを参照して後述する。

[0068] また、図 3 の決済処理システム 30 における決済処理については、図 1 の決済処理システム 1 の決済処理と同一であるので、その説明は省略する。

[0069] <<3. 本開示の事前与信処理システムの構成例>>

次に、図 4 を参照して、本開示の事前与信処理システムの構成例について説明する。

[0070] 本開示の事前与信システム 40 は、図 1 におけるクライアント装置 31、EC 店舗サーバ (Merchant) 32、仲介サーバ 34、銀行サーバ (Issuer) 35、およびウェアラブルデバイス 36 より構成される。

[0071] 尚、ここでも、クライアント装置 31、EC 店舗サーバ (Merchant) 32、および仲介サーバ 34 は、それぞれクライアント装置 11、EC 店舗サーバ (Merchant) 12、および仲介サーバ 14 とほぼ同一の機能を備えているので、その説明は適宜省略する。また、図 4 における処理 Pre 11 乃至 Pre 18 の処理については、基本的に図 2 の処理 Pre 11 乃至 Pre 8 と同様である。

[0072] 銀行サーバ 35 は、基本的な機能において、銀行サーバ 15 とほぼ同一であるが、ウェアラブルデバイス 36 より所定の時間間隔で、送信されてくるユーザの位置情報と生体情報による認証結果とをコンテキスト情報として取得し記憶する。

[0073] また、銀行サーバ 35 は、事前与信処理において、クレジットカードのカード番号と金額の情報に加えて、クライアント装置 31 の位置情報を取得すると、直近で取得したウェアラブルデバイス 36 より供給されたコンテキス

ト情報に含まれる、位置情報との比較に基づいて、クライアント装置31とウェアラブルデバイス36のそれぞれの位置情報がほぼ一致し、かつ、生体情報による認証結果に問題が無い（認証処理において、取得した生体情報と予め登録された正規のユーザの生体情報とが一致する）とき、リスクスコアを所定値だけ低減させる。

[0074] すなわち、銀行サーバ35は、クライアント装置31とウェアラブルデバイス36とのそれぞれの位置情報が一致し、かつ、予め登録した生体情報による認証結果に問題が無い場合、正規のユーザが正規のクレジットカードを用いた決済処理を要求しているものとみなせるので、通常の算出方法で求められるリスクスコアを低減させるようにする。

[0075] このような処理により、位置情報と生体情報により認証結果とを用いた事前与信処理により、クレジットカードの偽造やなりすましを対策しつつ、不要なチャレンジフローの発生を抑制することが可能となり、正規のユーザが正規のクレジットカードを用いる場合においては、不要な認証処理が要求されることがなく、より快適な決済処理を実現させることが可能となる。

[0076] <<4. クライアント装置の構成例>>

次に、図5を参照して、クライアント装置31の構成例について説明する。

[0077] クライアント装置31は、決済処理により商品を購入するユーザにより使用される端末であり、例えば、スマートフォンやPCなどである。

[0078] より具体的には、クライアント装置31は、制御部51、通信部52、記憶部53、入力部54、出力部55、ドライブ56、リムーバブル記憶媒体57、およびGPS59より構成され、それらが、相互にバス58を介して電氣的に接続された構成とされている。

[0079] 制御部51は、プロセッサやメモリより構成されており、クライアント装置31の動作の全体を制御する。

[0080] また、制御部51は、決済処理部71、チャレンジ処理部72、および登録処理部73を備えている。尚、決済処理部71、チャレンジ処理部72、

および登録処理部73は、例えば、銀行サーバ35より配信されるアプリケーションプログラムをインストールすることにより実現される機能である。

[0081] 決済処理部71は、商品を購入する際の決済処理を実行し、GPS59により取得されるクライアント装置31の位置情報、および記憶部53に記憶されているクレジットカードのカード番号の情報を、通信部52を制御して、EC店舗サーバ12に送信する。

[0082] チャレンジ処理部72は、事前認証処理において、リスクスコアが高く、銀行サーバ35より認証処理が要求されてきた場合、出力部55を制御して、認証情報の入力を促す画像を表示したり、音声を出力すると共に、入力された認証情報による認証結果を、通信部52を制御して、EC店舗サーバ12に送信する。

[0083] 登録処理部73は、登録処理を実行し、ユーザが装着するウェアラブルデバイス36とカード番号とを銀行サーバ35に対応付けて登録させて記憶させる。

[0084] 通信部52は、制御部51により制御され、有線（または無線（図示せず））により、LAN（Local Area Network）などに代表される通信ネットワークを介して、EC店舗サーバ32やウェアラブルデバイス36との間で各種のデータやプログラムを送受信する。

[0085] より具体的には、通信部52は、WiFi通信部（WiFi）91、LTE通信部（LTE）92、Bluetooth通信部（Bluetooth）93、およびNFC通信部（NFC）94からなる各種の通信機能を備えており、EC店舗サーバ12およびウェアラブルデバイス36と通信する。尚、WiFi通信部（WiFi）91、LTE通信部（LTE）92、Bluetooth通信部（Bluetooth）93、およびNFC通信部（NFC）94は、そのいずれかが設けられていればよいものであり、または、この他の通信方式の通信部が含まれていてもよい。

[0086] WiFi通信部（WiFi）91は、制御部51により制御され、WiFiによる通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。

[0087] LTE通信部（LTE）92は、制御部51により制御され、LTE（Long Term Ev

olution) による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。尚、LTEは、携帯電話通信技術の1つであり、携帯電話通信の他の通信方式であってもよい。

[0088] Bluetooth通信部 (Bluetooth) 93は、制御部51により制御され、Bluetooth (登録商標) による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。

[0089] NFC通信部 (NFC) 93は、制御部51により制御され、NFC (Near Field Communication) による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。

[0090] 記憶部53は、制御部51により制御され、HDD (Hard Disk Drive)、SSD (Solid State Drive)、または、半導体メモリなどからなり、各種のデータおよびプログラムを書き込む、または、読み出す。また、記憶部53には、クレジットカードのカード番号の情報が記憶されている。

[0091] 入力部54は、キーボードや操作ボタンなどから構成され、ユーザの操作入力を受け付ける。

[0092] 出力部55は、画像を表示する例えば、LCD (Liquid Crystal Display) や有機EL (Electro Luminescence) などからなるディスプレイなどである表示部、音声を出力するスピーカなどからなる音声出力部を備えており、必要に応じて、画像や音声を出力する。

[0093] ドライブ56は、磁気ディスク (フレキシブルディスクを含む)、光ディスク (CD-ROM (Compact Disc-Read Only Memory)、DVD (Digital Versatile Disc) を含む)、光磁気ディスク (MD (Mini Disc) を含む)、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体57に対してデータを読み書きする。

[0094] GPS (Global Positioning System) 59は、図示せぬ複数の衛星からの信号を受信して、クライアント装置11の位置情報を算出し、算出した位置情報を制御部51に出力する。

[0095] <<5. EC店舗サーバの構成例>>

次に、図6を参照して、EC店舗サーバ32の構成例について説明する。

- [0096] EC店舗サーバ32は、決済処理により商品を販売する店舗により管理運営されるサーバであり、例えば、PCなどである。
- [0097] より具体的には、EC店舗サーバ32は、制御部101、通信部102、記憶部103、入力部104、出力部105、ドライブ106、およびリムーバブル記憶媒体107より構成され、それらが、相互にバス108を介して電氣的に接続された構成とされている。
- [0098] 制御部101は、プロセッサやメモリより構成されており、EC店舗サーバ32の動作の全体を制御する。
- [0099] また、制御部101は、事前与信処理部121、および決済処理部122を備えている。
- [0100] 事前与信処理部121は、決済処理に際して、事前にクレジットカードの偽造やなりすましの対策処理である事前与信処理を実行する。より具体的には、事前与信処理部121は、仲介サーバ34を介して、銀行サーバ35に対して、クレジットカードのカード番号、および金額、並びに、決済処理を要求したクライアント装置31の位置情報を供給して事前与信処理を要求する。
- [0101] 事前与信処理部121は、事前与信がNGであった場合、チャレンジフローによりクライアント装置31から認証結果を取得するように要求する。
- [0102] 決済処理部122は、チャレンジフローによる認証結果に問題がない場合、クレジットカードのカード番号と金額の情報に基づいて、アクワイヤラサーバ33に対して決済処理に関わる与信処理（処理Req1）を要求する。
- [0103] 一方、チャレンジフローによる認証処理において、認証結果に問題がある場合については、決済処理が中止される。
- [0104] 通信部102は、制御部101により制御され、有線（または無線（図示せず））により、LAN（Local Area Network）などに代表される通信ネットワークを介して、クライアント装置31、アクワイヤラサーバ33、および仲介サーバ34との間で各種のデータやプログラムを送受信する。
- [0105] 記憶部103は、制御部101により制御され、HDD（Hard Disk Drive）

、SSD (Solid State Drive) 、または、半導体メモリなどからなり、各種のデータおよびプログラムを書き込む、または、読み出す。

[0106] 入力部104は、キーボードや操作ボタンなどから構成され、ユーザの操作入力を受け付ける。

[0107] 出力部105は、画像を表示する例えば、LCD (Liquid Crystal Display) や有機EL (Electro Luminescence) などからなるディスプレイなどである表示部、音声を出力するスピーカなどからなる音声出力部を備えており、必要に応じて、画像や音声を出力する。

[0108] ドライブ106は、磁気ディスク (フレキシブルディスクを含む) 、光ディスク (CD-ROM(Compact Disc-Read Only Memory)、DVD(Digital Versatile Disc)を含む) 、光磁気ディスク (MD(Mini Disc)を含む) 、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体107に対してデータを読み書きする。

[0109] <<6. アクワイヤラサーバの構成例>>

次に、図7を参照して、アクワイヤラサーバ33の構成例について説明する。

[0110] アクワイヤラサーバ33は、EC店舗サーバ12に対してクレジットカードによる決済結果に応じた金額を支払うための金融機関である加盟店管理業者により管理されるサーバであり、例えば、PCなどである。

[0111] より具体的には、アクワイヤラサーバ33は、制御部141、通信部142、記憶部143、入力部144、出力部145、ドライブ146、およびリムーバブル記憶媒体147より構成され、それらが、相互にバス108を介して電氣的に接続された構成とされている。

[0112] 制御部141は、プロセッサやメモリより構成されており、アクワイヤラサーバ33の動作の全体を制御する。

[0113] また、制御部141は、決済処理部151を備えている。

[0114] 決済処理部151は、事前与信処理において、フリクションレスフローである場合、または、チャレンジフローによる認証処理が認められた場合、ク

レジットカードのカード番号と金額の情報に基づいて、仲介サーバ34に対して決済処理に関わる与信処理を要求する。

[0115] 通信部142は、制御部141により制御され、有線（または無線（図示せず））により、LAN（Local Area Network）などに代表される通信ネットワークを介して、EC店舗サーバ32、および仲介サーバ34との間で各種のデータやプログラムを送受信する。

[0116] 記憶部143は、制御部141により制御され、HDD（Hard Disk Drive）、SSD（Solid State Drive）、または、半導体メモリなどからなり、各種のデータおよびプログラムを書き込む、または、読み出す。

[0117] 入力部144は、キーボードや操作ボタンなどから構成され、ユーザの操作入力を受け付ける。

[0118] 出力部145は、画像を表示する例えば、LCD（Liquid Crystal Display）や有機EL（Electro Luminescence）などからなるディスプレイなどである表示部、音声を出力するスピーカなどからなる音声出力部を備えており、必要に応じて、画像や音声を出力する。

[0119] ドライブ146は、磁気ディスク（フレキシブルディスクを含む）、光ディスク（CD-ROM(Compact Disc-Read Only Memory)、DVD(Digital Versatile Disc)を含む）、光磁気ディスク（MD(Mini Disc)を含む）、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体147に対してデータを読み書きする。

[0120] <<7. 仲介サーバの構成例>>

次に、図8を参照して、仲介サーバ34の構成例について説明する。

[0121] 仲介サーバ34は、国際ブランド（Payment card brand）を管理する業者により管理運営されるサーバであり、決済処理においては、アクワイヤラサーバ13と銀行サーバ15との与信処理に係る仲介処理を実行し、事前与信処理においては、EC店舗サーバ32と銀行サーバ15との事前与信処理に係る仲介処理を実行する。

[0122] より具体的には、仲介サーバ34は、制御部161、通信部162、記憶

部 1 6 3、入力部 1 6 4、出力部 1 6 5、ドライブ 1 6 6、およびリムーバブル記憶媒体 1 6 7 より構成され、それらが、相互にバス 1 6 8 を介して電氣的に接続された構成とされている。

- [0123] 制御部 1 6 1 は、プロセッサやメモリより構成されており、仲介サーバ 3 4 の動作の全体を制御する。
- [0124] また、制御部 1 6 1 は、事前与信仲介処理部 1 8 1、および決済仲介処理部 1 8 2 を備えている。
- [0125] 事前与信仲介処理部 1 8 1 は、事前与信処理において、EC店舗サーバ 3 2 と銀行サーバ 1 5 との事前与信処理に係る仲介処理を実行する。
- [0126] 決済仲介処理部 1 8 2 は、決済処理において、アクワイヤラサーバ 1 3 と銀行サーバ 1 5 との与信処理に係る仲介処理を実行する。
- [0127] 通信部 1 6 2 は、制御部 1 6 1 により制御され、有線（または無線（図示せず））により、LAN (Local Area Network) などに代表される通信ネットワークを介して、EC店舗サーバ 3 2、アクワイヤラサーバ 3 3、および銀行サーバ 3 5 との間で各種のデータやプログラムを送受信する。
- [0128] 記憶部 1 6 3 は、制御部 1 6 1 により制御され、HDD (Hard Disk Drive)、SSD (Solid State Drive)、または、半導体メモリなどからなり、各種のデータおよびプログラムを書き込む、または、読み出す。
- [0129] 入力部 1 6 4 は、キーボードや操作ボタンなどから構成され、ユーザの操作入力を受け付ける。
- [0130] 出力部 1 6 5 は、画像を表示する例えば、LCD (Liquid Crystal Display) や有機EL (Electro Luminescence) などからなるディスプレイなどである表示部、音声を出力するスピーカなどからなる音声出力部を備えており、必要に応じて、画像や音声を出力する。
- [0131] ドライブ 1 6 6 は、磁気ディスク（フレキシブルディスクを含む）、光ディスク（CD-ROM(Compact Disc-Read Only Memory)、DVD(Digital Versatile Disc)を含む）、光磁気ディスク（MD(Mini Disc)を含む）、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体 1 6 7 に対してデータを読み書きする

。

[0132] <<8. 銀行サーバの構成例>>

次に、図9を参照して、銀行サーバ35の構成例について説明する。

[0133] 銀行サーバ35は、クレジットカードの発行業者であり、クレジットカード利用者と契約して各種のサービスを提供する銀行により管理運営されるサーバであり、クレジットカードによる決済に係る与信処理を実行する。

[0134] より具体的には、銀行サーバ35は、制御部201、通信部202、記憶部203、入力部204、出力部205、ドライブ206、およびリムーバブル記憶媒体207より構成され、それらが、相互にバス208を介して電氣的に接続された構成とされている。

[0135] 制御部201は、プロセッサやメモリより構成されており、銀行サーバ35の動作の全体を制御する。

[0136] また、制御部201は、登録処理部221、コンテキスト受信処理部222、チャレンジ処理部223、リスクスコア判定部224、および決済処理部225を備えている。

[0137] 登録処理部221は、クライアント装置31とウェアラブルデバイス36とをクレジットカードのカード番号に対応付けて登録する登録処理を実行する。

[0138] コンテキスト受信処理部222は、登録したウェアラブルデバイス36より所定の時間間隔で送信されてくる位置情報と生体情報とをコンテキスト情報として受信して、コンテキストDB203aとして記憶部203に記憶させる。

[0139] チャレンジ処理部223は、リスクスコア判定部224によりリスクスコアが所定の閾値よりも大きく、チャレンジフローに移行する必要がある場合、クライアント装置31に対して認証処理を要求して、認証結果を取得し、認証結果に問題があるか否かを判定する。

[0140] リスクスコア判定部224は、クレジットカードのカード番号、金額、およびクライアント装置31の位置情報、並びに、直近のコンテキスト情報で

あるウェアラブルデバイス36の位置情報に基づいてリスクスコアを算出する。そして、リスクスコア判定部224は、算出したリスクスコアと所定の閾値とを比較して、チャレンジフローとするか、または、フリクションレスフローとするかを判定する。

[0141] 決済処理部225は、決済処理において仲介サーバ34を介して、アクワイヤラサーバ33より供給されたクレジットカードのカード番号に基づいて、決済に係る与信処理を実行する。

[0142] 通信部202は、制御部201により制御され、有線（または無線（図示せず））により、LAN（Local Area Network）などに代表される通信ネットワークを介して、アクワイヤラサーバ33、および仲介サーバ34との間で各種のデータやプログラムを送受信する。

[0143] 記憶部203は、制御部201により制御され、HDD（Hard Disk Drive）、SSD（Solid State Drive）、または、半導体メモリなどからなり、各種のデータおよびプログラムを書き込む、または、読み出す。

[0144] 入力部204は、キーボードや操作ボタンなどから構成され、ユーザの操作入力を受け付ける。

[0145] 出力部205は、画像を表示する例えば、LCD（Liquid Crystal Display）や有機EL（Electro Luminescence）などからなるディスプレイなどである表示部、音声を出力するスピーカなどからなる音声出力部を備えており、必要に応じて、画像や音声を出力する。

[0146] ドライブ206は、磁気ディスク（フレキシブルディスクを含む）、光ディスク（CD-ROM(Compact Disc-Read Only Memory)、DVD(Digital Versatile Disc)を含む）、光磁気ディスク（MD(Mini Disc)を含む）、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体207に対してデータを読み書きする。

[0147] <<9. ウェアラブルデバイスの構成例>>

次に、図10を参照して、ウェアラブルデバイス36の構成例について説明する。

- [0148] ウェアラブルデバイス36は、ユーザに装着されるものであり、生体情報として指紋を用いた認証処理を実行すると共に、所定の時間間隔で位置情報を取得して、コンテキスト情報として銀行サーバ35に送信する。
- [0149] より具体的には、ウェアラブルデバイス36は、制御部241、通信部242、記憶部243、入力部244、出力部245、ドライブ246、リムーバブル記憶媒体247、GPS249、装着センサ250、および指紋センサ251より構成され、それらが、相互にバス248を介して電氣的に接続された構成とされている。
- [0150] 制御部241は、プロセッサやメモリより構成されており、ウェアラブルデバイス36の動作の全体を制御する。
- [0151] また、制御部241は、登録処理部271、コンテキスト送信処理部272、およびチャレンジ処理部273を備えている。
- [0152] 登録処理部271は、登録処理を実行し、ウェアラブルデバイス36とクライアント装置11とをクレジットカードのカード番号と対応付けて銀行サーバ35に登録して記憶させる。
- [0153] コンテキスト送信処理部272は、ウェアラブルデバイス36がユーザに装着されて、指紋センサ251により指紋からなる生体情報による認証処理がなされ、認証結果に問題がない場合、所定の時間間隔で、GPS249を制御して、位置情報を取得し、コンテキスト情報として通信部242を制御して銀行サーバ35に送信する。また、コンテキスト送信処理部272は、装着センサ250を制御して、ウェアラブルデバイス36の本体がユーザに対して装着されたタイミング、または、脱着されたタイミングを検出し、装着および脱着のタイミングにおいて、通信部242を制御して、銀行サーバ35に装着および脱着が発生したことを通知する情報を送信する。
- [0154] チャレンジ処理部273は、事前与信処理において、銀行サーバ35からクライアント装置31に対して認証処理が要求された場合、クライアント装置31からの認証処理の要求に応じて、指紋センサ251を制御して、生体情報である指紋を用いた認証処理を実行し、認証結果をクライアント装置3

1 に送信する。

[0155] 通信部 242 は、制御部 241 により制御され、有線（または無線（図示せず））により、LAN (Local Area Network) などに代表される通信ネットワークを介して、仲介サーバ 34 や銀行サーバ 35 との間で各種のデータやプログラムを送受信する。

[0156] より具体的には、通信部 242 は、WiFi 281、LTE 282、Bluetooth 283、および NFC 284 からなる各種の通信機能を備えており、クライアント装置 31 および銀行サーバ 35 と通信する。尚、WiFi 通信部 (WiFi) 281、LTE 通信部 (LTE) 282、Bluetooth 通信部 (Bluetooth) 283、および NFC 通信部 (NFC) 284 は、そのいずれかが設けられていればよいものであり、または、この他の通信方式の通信部が含まれていてもよい。

[0157] WiFi 通信部 (WiFi) 281 は、制御部 241 により制御され、WiFi による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。

[0158] LTE 通信部 (LTE) 282 は、制御部 241 により制御され、LTE (Long Term Evolution) による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。尚、LTE は、携帯電話通信技術の 1 つであり、携帯電話通信の他の通信方式であってもよい。

[0159] Bluetooth 通信部 (Bluetooth) 283 は、制御部 241 により制御され、Bluetooth による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。

[0160] NFC 通信部 (NFC) 283 は、制御部 241 により制御され、NFC (Near Field Communication) による通信により他の装置とデータやプログラムを授受する。

[0161] 記憶部 243 は、制御部 241 により制御され、HDD (Hard Disk Drive)、SSD (Solid State Drive)、または、半導体メモリなどからなり、各種のデータおよびプログラムを書き込む、または、読み出す。また、記憶部 243 には、予め指紋センサ 251 により読み取られた正規のユーザの指紋の情報が記憶されるようにしてもよい。

[0162] 入力部 244 は、キーボードや操作ボタンなどから構成され、ユーザの操

作入力を受け付ける。

[0163] 出力部245は、画像を表示する例えば、LCD (Liquid Crystal Display) や有機EL (Electro Luminescence) などからなるディスプレイなどである表示部、音声を出力するスピーカなどからなる音声出力部を備えており、必要に応じて、画像や音声を出力する。

[0164] ドライブ246は、磁気ディスク (フレキシブルディスクを含む)、光ディスク (CD-ROM(Compact Disc-Read Only Memory)、DVD(Digital Versatile Disc)を含む)、光磁気ディスク (MD(Mini Disc)を含む)、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体247に対してデータを読み書きする。

[0165] GPS (Global Positioning System) 249は、図示せぬ複数の衛星からの信号を受信して、ウェアラブルデバイス36の位置情報を算出し、算出した位置情報を制御部241に出力する。

[0166] 装着センサ250は、ウェアラブルデバイス36がユーザにより装着されているか否かを検出し、検出結果を制御部241に出力する。

[0167] 指紋センサ251は、ウェアラブルデバイス36のユーザの指紋を検出し、検出した指紋の情報と、記憶部243に記憶されている、予め登録されている正規のユーザの指紋の情報とを比較して、指紋による認証処理を実行し、認証結果を出力する。

[0168] <<10. 図3の決済処理システムにおける決済処理>>

次に、図11のフローチャートを参照して、図3の決済処理システムにおける決済処理について説明する。尚、以降の処理においては、クライアント装置31をユーザが操作して所望とする購入を希望する商品を決定した後、購入に係る決済処理の操作をしていることが前提となる。

[0169] ステップS11において、クライアント装置の制御部51における決済処理部71は、GPS59を制御して、現在の位置情報を取得する。

[0170] ステップS12において、決済処理部71は、記憶部53に記憶されているユーザが保有するクレジットカードのカード番号の情報を読み出すと共に

、クライアント装置 3 1 の位置情報と併せて、通信部 5 2 を制御して、EC 店舗サーバ 3 2 に送信し、決済を要求する。尚、ステップ S 1 1, S 1 2 の処理が、図 3 における処理 Start (図 4 の処理 Pre 1 1) に対応する処理となる。

[0171] ステップ S 3 1 において、EC 店舗サーバ 3 2 における制御部 1 0 1 の事前与信処理部 1 2 1 は、通信部 1 0 2 を制御して、送信されてきたカード番号、およびクライアント装置 3 1 の位置情報を受信する。

[0172] ステップ S 3 2 において、事前与信処理部 1 2 1 は、仲介サーバ 3 4 を介して銀行サーバ 3 5 に対して、カード番号、購入に係る金額、およびクライアント装置 3 1 の位置情報事前与信処理を実行し、ユーザのクレジットカードの事前与信結果に問題が無い場合、処理は、ステップ S 3 3 に進む。

[0173] 尚、事前与信結果に問題がある場合については、決済処理は不能とされ、処理が終了する。また、事前与信処理は、ステップ S 3 2 の処理に加えて、クライアント装置 1 1 におけるステップ S 1 3、仲介サーバ 3 4 におけるステップ S 7 1、および、銀行サーバ 3 5 におけるステップ S 9 1 を含めた処理により実現される。さらに、事前与信処理については、図 1 6 のフローチャートを参照して、詳細を後述する。

[0174] ステップ S 3 3 において、決済処理部 1 2 2 は、通信部 1 0 2 を制御して、カード番号、および、購入に係る金額の情報をアクワイヤラサーバ 3 3 に送信し、与信処理を要求する。尚、ステップ S 3 3 の処理が、図 3 の処理 Req 1 に対応する。

[0175] ステップ S 5 1 において、アクワイヤラサーバ 3 3 の制御部 1 4 1 における決済処理部 1 5 1 は、通信部 1 4 2 を制御して、EC 店舗サーバ 3 2 からのカード番号と金額の情報を受信する。

[0176] ステップ S 5 2 において、決済処理部 1 5 1 は、通信部 1 4 2 を制御して、カード番号と金額の情報を仲介サーバ 3 4 に送信し、与信処理を要求する。尚、ステップ S 5 2 の処理が、図 3 の処理 Req 1 2 に対応する。

[0177] ステップ S 7 2 において、仲介サーバ 3 4 の制御部 1 6 1 における決済仲

介処理部182は、通信部162を制御して、カード番号と金額の情報を受信する。

[0178] ステップS73において、決済仲介処理部182は、通信部162を制御して、カード番号と金額の情報を銀行サーバ35に送信し、与信処理を要求する。尚、ステップS73の処理が、図3の処理Req13に対応する。

[0179] ステップS92において、銀行サーバ35の制御部201における決済処理部225は、通信部202を制御して、カード番号と金額の情報を受信する。

[0180] ステップS93において、決済処理部225は、カード番号と金額の情報に基づいて、カード番号に対応付けて登録されているクレジットカードの与信判定を実行する。

[0181] ステップS94において、決済処理部225は、通信部202を制御して、与信判定結果を仲介サーバ34に送信する。尚、ステップS94の処理が、図3の処理Resp11の処理に対応する。

[0182] ステップS74において、仲介サーバ34の決済仲介処理部182は、通信部162を制御して、銀行サーバ35からの与信判定結果を受信する。

[0183] ステップS75において、決済仲介処理部182は、通信部162を制御して、アクワイヤラサーバ33に与信判定結果を送信する。尚、ステップS75の処理が、図3の処理Resp12の処理に対応する。

[0184] ステップS53において、アクワイヤラサーバ33の決済処理部151は、通信部142を制御して、仲介サーバ34からの与信判定結果を受信する。

[0185] ステップS54において、決済処理部151は、通信部142を制御して、EC店舗サーバ32に与信判定結果を送信する。尚、ステップS54の処理が、図3の処理Resp13の処理に対応する。

[0186] ステップS34において、EC店舗サーバ32の決済処理部122は、通信部102を制御して、アクワイヤラサーバ33からの与信判定結果を受信する。

- [0187] ステップS 3 5において、決済処理部 1 2 2は、与信判定結果に基づいて、与信判定結果に問題がない場合、クライアント装置 3 1より購入処理がなされた料金の支払いを決済する。尚、ここでは決済判定結果に問題がある場合、決済処理がなされない。
- [0188] ステップS 3 6において、決済処理部 1 2 2は、通信部 1 0 2を制御して、クライアント装置 3 1に決済結果を送信する。尚、ステップS 3 6の処理が、図 3の処理Endに対応する。
- [0189] ステップS 1 4において、クライアント装置 3 1の決済処理部 7 1は、通信部 5 2を制御して、EC店舗サーバ 3 2より送信されてくる決済結果を受信する。
- [0190] ステップS 1 5において、決済処理部 7 1は、出力部 5 5のディスプレイに決済結果を表示する。
- [0191] 以上の処理により、決済処理が実現される。
- [0192] すなわち、図 1 1の決済処理においては、事前与信処理において、カード番号と金額に加えて、位置情報が用いられる点以外については、図 1， 図 2を参照して説明した処理と基本的には同様である。
- [0193] << 1 1. 登録処理 >>
- 次に、図 1 2のフローチャートを参照して、事前与信処理の前処理となる、クライアント装置 3 1を操作して商品を購入するユーザが生体情報を用いた認証処理に使用するウェアラブルデバイス 3 6を、銀行サーバ 3 5に登録する登録処理について説明する。尚、図 1 2を参照して説明する登録処理は、図 4の処理Pre 2 1の処理に対応する。
- [0194] ステップS 1 1 1において、クライアント装置 3 1の制御部 5 1における登録処理部 7 3は、アプリケーションプログラムを起動させて、登録処理画像を生成し、出力部 5 5のディスプレイに表示させる。
- [0195] ステップS 1 1 2において、登録処理部 7 3は、選択可能な通信方式の選択画像を生成し、出力部 5 5のディスプレイに表示する。
- [0196] ここで、表示される選択画像は、例えば、図 1 3の右上部で示されるよう

な表示画像D 1である。表示画像D 1においては、上から「XXX Bank 認証するデバイスと接続してください」と表記されており、この表示画像D 1が、銀行サーバ3 5を管理運営するXXX Bankのアプリケーションプログラムによるものであり、認証処理に必要とされるウェアラブルデバイス3 6と通信するための通信方式を選択する画像が表示されている。また、その下には、上から選択可能な通信方式として「Bluetooth」と表示されたボタンB 1と、「NFC」と表示されたボタンB 2が表示されている。

[0197] クライアント装置3 1においては、通信部5 2の通信方式として、WiFi通信部9 1、LTE通信部9 2、Bluetooth通信部9 3、およびNFC通信部9 4が選択可能であるが、図1 3においては、このうちのBluetooth通信部9 3、およびNFC通信部9 4が選択可能な通信方式として表示されている。したがって、さらに、WiFi通信部9 1、およびLTE通信部9 2を選択可能な通信方式として表示させてもよい。

[0198] 表示画像D 1においては、選択可能な通信方式を選択するためのボタンB 1、B 2が設けられており、表記されている「Bluetooth」を選択する場合、ボタンB 1が操作され、「NFC」を選択する場合、ボタンB 2が選択される。

[0199] ステップS 1 1 3において、登録処理部7 3は、通信部5 2を制御して、選択された通信方式により、選択可能なウェアラブルデバイスを検索するため、ポーリング信号を送信する。すなわち、図1 3の場合、ボタンB 1が操作されたとき、登録処理部7 3が、Bluetooth通信部9 3を制御して、ポーリング信号を送信する。また、図1 3の場合、ボタンB 2が操作されたとき、登録処理部7 3が、NFC通信部9 4を制御して、ポーリング信号を送信する。

[0200] ステップS 1 2 1において、ウェアラブルデバイス3 6の登録処理部2 7 1は、通信部2 4 2を制御して、送信されてくるポーリング信号を受信する。より詳細には、登録処理部2 7 1は、通信部2 4 2のWiFi通信部2 8 1、LTE通信部2 8 2、Bluetooth通信部2 8 3、およびNFC通信部2 8 4のそれぞれを制御して、ポーリング信号の有無を検出させ、ポーリング信号が検出された場合、送信されてきたポーリング信号を受信するように制御する。ここ

では、ステップS 1 1 3の処理により、ボタンB 1またはB 2が操作されて、「Bluetooth」、または、「NFC」のいずれかのポーリング信号が受信される。

[0201] ステップS 1 2 2において、登録処理部2 7 1は、通信部2 4 2のうち、ポーリング信号を受信した通信方式で、自らを識別する情報と共にポーリング信号の応答信号を送信させる。

[0202] ステップS 1 1 4において、クライアント装置3 1の登録処理部7 3は、送信されてきたポーリング信号の応答信号と、送信元であるウェアラブルデバイス3 6を識別する情報を受信し、受信したウェアラブルデバイス3 6の情報に基づいて検索された認証用デバイスの選択画像を生成して出力部5 5に表示させる。

[0203] すなわち、例えば、ステップS 1 1 3の処理により、ボタンB 1が押下されることにより、Bluetoothのポーリング信号が送信される場合、図1 4で示されるように、クライアント装置3 1の付近にBluetoothにより通信可能なウェアラブルデバイス3 6-1, 3 6-2が存在するとき、クライアント装置3 1には、ウェアラブルデバイス3 6-1, 3 6-2のそれぞれからポーリング信号の応答信号と、それぞれのウェアラブルデバイス3 6を識別する情報がクライアント装置3 1に送信される。

[0204] これにより、クライアント装置3 1は、図1 3の右下部で示されるように、選択可能なウェアラブルデバイス3 6の選択を促す表示画像D 2を表示する。

[0205] 表示画像D 2には、上から「XXX Bank 下記デバイスがBluetoothで検出されました。認証デバイスとして登録しますか?」と表示され、その下に、「ウェアラブルデバイス1」と表記されたボタンB 1 1と、「ウェアラブルデバイス2」と表記されたボタンB 1 2とが表示されている。

[0206] すなわち、通信方式がBluetoothのうち、クライアント装置3 1の近傍に存在する、認証デバイスとして選択可能なウェアラブルデバイス3 6-1, 3 6-2に対応するウェアラブルデバイス1, 2が、それぞれボタンB 1 1,

B 1 2として表記され、ボタンB 1 1, B 1 2は、それぞれを選択するとき押下される。

[0207] 一方、例えば、図 1 3 の右上部で示される表示画像D 1のうち、ボタンB 2 が押下されて、通信方式としてNFCが選択された場合、例えば、図 1 3 の左下部で示されるような表示画像D 3が表示される。

[0208] 表示画像D 3には、上から「XXX Bank 下記デバイスがNFCで検出されました。認証デバイスとして登録しますか？」と表示され、その下に、「ウェアラブルデバイス」と表記されたボタンB 2 1が表示されている。

[0209] すなわち、通信方式がNFCのうち、クライアント装置3 1の近傍に存在する、認証デバイスとして選択可能なウェアラブルデバイス3 6に対応するウェアラブルデバイス1が、ボタンB 2 1として表記され、ウェアラブルデバイス1に対応するウェアラブルデバイス3 6が選択されるとき押下される。

[0210] ステップS 1 1 5において、登録処理部7 3は、表示画像D 2またはD 3に基づいて、認証デバイスとしてボタンB 1 1, B 1 2のいずれか、または、ボタンB 2 1が押下されることにより、選択された認証用デバイスであるウェアラブルデバイス3 6の情報と共に、カード番号、および、自らであるクライアント装置3 1を特定する情報を、通信部5 2を制御して、銀行サーバ3 5に送信させる。

[0211] ステップS 1 3 1において、銀行サーバ3 5の登録処理部2 2 1は、通信部2 0 2を制御して、クライアント装置3 1より送信されてくる認証用デバイスとして選択されたウェアラブルデバイス3 6の情報に加えて、カード番号、およびクライアント装置3 1を識別する情報を受信する。

[0212] ステップS 1 3 2において、登録処理部2 2 1は、クライアント装置3 1より送信されてくる認証用デバイスとして選択されたウェアラブルデバイス3 6の情報に加えて、カード番号、およびクライアント装置3 1を識別する情報を対応付けてコンテキストDB 2 0 3 aとして記憶部2 0 3に記憶させる。

[0213] 以上の処理により、図 1 4 で示されるように、クレジットカードのカード

番号の情報に対応付けて、ユーザが商品の購入に使用するクライアント装置 31、および認証用デバイスとしてのウェアラブルデバイス 36 がコンテキスト DB 203a に登録される。

[0214] これにより、後述するコンテキスト情報アップロード処理において、ウェアラブルデバイス 36 より供給されてくるコンテキスト情報が、コンテキスト情報を送信してくるウェアラブルデバイス 36 に対応付けて登録されているクレジットカードのカード番号に対応付けてコンテキスト DB 203a に蓄積される。

[0215] <<12. コンテキスト情報アップロード処理>>

次に、図 15 のフローチャートを参照して、コンテキスト情報アップロード処理について説明する。尚、図 15 を参照して説明するコンテキスト情報アップロード処理は、図 4 の処理 Pre 22 の処理に対応する。

[0216] ステップ S 151 において、ウェアラブルデバイス 36 の制御部 241 におけるコンテキスト送信処理部 272 は、装着センサ 250 を制御して、装着が検出されたか否かを判定する。

[0217] ステップ S 151 において、ユーザがウェアラブルデバイス 36 を装着することにより、装着センサ 250 により装着が検出されると、処理は、ステップ S 152 に進む。

[0218] ステップ S 152 において、コンテキスト送信処理部 272 は、出力部 245 のディスプレイに表示画像を表示したり、スピーカから音声を出力するなどして、生体情報の認証処理を要求する。ここでは、生体情報は、指紋センサ 251 により認証される指紋を用いる例で説明を進めるものとするが、生体情報であれば、指紋以外の生体情報であってもよく、顔認証、虹彩認証、または静脈認証などであってもよい。

[0219] ステップ S 153 において、コンテキスト送信処理部 272 は、指紋センサ 251 を制御して、生体情報としてのユーザの指紋が提示され、予め登録された正規のユーザの指紋との比較により、認証が認められるか否かを判定する。ステップ S 153 において、生体情報としての指紋による認証が認め

られる場合、処理は、ステップS 1 5 4に進む。

[0220] ステップS 1 5 4において、コンテキスト送信処理部2 7 2は、所定時間Tが経過したか否かを判定し、所定時間Tが経過するまで、同様の処理を繰り返す。そして、ステップS 1 5 4において、所定時間Tが経過したとみなされた場合、処理は、ステップS 1 5 5に進む。

[0221] ステップS 1 5 5において、コンテキスト送信処理部2 7 2は、GPS2 4 9を制御して、ウェアラブルデバイス3 6の現在の位置情報を取得する。

[0222] ステップS 1 5 6において、コンテキスト送信処理部2 7 2は、通信部2 4 2を制御して、銀行サーバ3 5に対して、取得した現在の位置情報をコンテキスト情報としてアップロードさせる。この際、コンテキスト送信処理部2 7 2は、コンテキスト情報である位置情報と併せて、生体情報を用いた認証処理による認証結果が認められていることを示す情報や、ウェアラブルデバイス3 6を識別する情報もアップロードさせる。尚、ステップS 1 5 6の処理が、図4における処理Pre 2 2に対応する。

[0223] ステップS 1 5 7において、コンテキスト送信処理部2 7 2は、コンテキスト情報アップロード処理の終了が指示されたか否かを判定し、終了が指示された場合、処理は、終了する。また、ステップS 1 5 7において、処理の終了が指示されない場合、処理は、ステップS 1 5 8に進む。

[0224] ステップS 1 5 8において、コンテキスト送信処理部2 7 2は、装着センサ2 5 0を制御して、ウェアラブルデバイス3 6が脱着されたか否かを判定する。ステップS 1 5 8において、ウェアラブルデバイス3 6の脱着が検出されない場合、処理は、ステップS 1 5 4に戻る。

[0225] また、ステップS 1 5 8において、例えば、ユーザによりウェアラブルデバイス3 6が外された場合、装着センサ2 5 0によりウェアラブルデバイス3 6の脱着が検出されて、処理は、ステップS 1 5 9に進む。

[0226] ステップS 1 5 9において、コンテキスト送信処理部2 7 2は、通信部2 4 2を制御して、ウェアラブルデバイス3 6が脱着されたことを銀行サーバ3 5に通知し、処理は、ステップS 1 5 1に戻る。

- [0227] 一方、ステップS 1 5 1において、ウェアラブルデバイス3 6の装着が検出されない場合、または、ステップS 1 5 3において、生体情報である指紋を用いた認証処理により認証が認められない場合、処理は、ステップS 1 6 0に進み、処理の終了が指示されているか否かが判定される。そして、ステップS 1 6 0において、処理の終了が指示されていない場合、処理は、ステップS 1 5 1に戻り、同様の処理が繰り返され、ステップS 1 6 0において、処理の終了が指示されている場合、処理は、終了する。
- [0228] すなわち、上述したウェアラブルデバイス3 6によるコンテキスト情報アップロード処理により、ウェアラブルデバイス3 6の装着が検出された後、生体情報を用いた認証処理が認められると、脱着が確認されるまで、所定時間Tの間隔で位置情報が検出されて、生体情報の認証結果と共に、銀行サーバ3 5に送信される処理が繰り返される。そして、ウェアラブルデバイス3 6の脱着が検出されると、脱着が銀行サーバ3 5に通知されて、ウェアラブルデバイス3 6が装着されて、生体情報が認証されるまでは、位置情報は銀行サーバ3 5には通知されない。
- [0229] 一方、銀行サーバ3 5によるコンテキスト情報アップロード処理は、図1 5の右部のフローチャートで示される処理となる。
- [0230] すなわち、ステップS 1 7 1において、銀行サーバ3 5の制御部2 0 1におけるコンテキスト受信処理部2 2 2は、リスクスコアを、チャレンジフローが必要な値に設定し、記憶部2 0 3に記憶させる。
- [0231] そして、ステップS 1 7 2において、コンテキスト受信処理部2 2 2は、通信部2 0 2を制御して、ウェアラブルデバイス3 6からコンテキスト情報である位置情報が送信されてきたか否かを判定する。
- [0232] ステップS 1 7 2において、コンテキスト情報が送信されてきた場合、処理は、ステップS 1 7 3に進む。
- [0233] ステップS 1 7 3において、コンテキスト受信処理部2 2 2は、送信されてきたコンテキスト情報である位置情報を、送信してきたウェアラブルデバイス3 6を識別する情報に対応付けられたカード番号に対応付けて、コンテ

キストDB203aに記憶させる。

- [0234] ステップS174において、コンテキスト受信処理部222は、コンテキスト情報を送信してきたウェアラブルデバイス36に対応付けられて登録されているクライアント装置31のユーザが使用するクレジットカードのカード番号で特定されるクレジットカードのリスクスコアを所定値Aだけ減算して、リスクスコアを低減させる。
- [0235] すなわち、コンテキスト情報を送信してきたウェアラブルデバイス36の利用者であるユーザが使用するクレジットカードのリスクスコアは、低減されることになるので、後述する事前与信処理において、リスクスコアが高く、ユーザに対して認証処理が要求されるチャレンジフローへの移行頻度を低減させ、フリクションレスフローへと移行する頻度を高めることが可能となる。
- [0236] 尚、ステップS172において、コンテキスト情報が送信されてこない場合、ステップS173、S174の処理はスキップされる。
- [0237] ステップS175において、コンテキスト受信処理部222は、時間をカウントするカウンタ（図示せず）に基づいて、所定時間tだけ時間が経過したか否かを判定し、所定時間tだけ時間が経過している場合、処理は、ステップS176に進む。
- [0238] ステップS176において、コンテキスト受信処理部222は、リスクスコアを所定値aだけ加算し、経過時間をカウントするカウンタをリセットする。
- [0239] 尚、ステップS175において、所定時間tが経過していない場合、ステップS176の処理はスキップされる。
- [0240] すなわち、リスクスコアは、所定時間tの間隔で所定値aだけ徐々に高くなる。すなわち、リスクスコアは、コンテキスト情報が受信されたタイミングにおいて、所定値Aだけ小さくされるが、時間の経過に伴って徐々に高くなっていく。従って、コンテキスト情報が受信されたタイミングにおいて、リスクスコアは低減されることで、チャレンジフローへと移行する頻度が低

下するが、その後、時間の経過に伴ってリスクスコアは増大することになるので、徐々にチャレンジフローへと移行する頻度が高くなる。

- [0241] ステップS 177において、コンテキスト受信処理部222は、通信部202を制御して、ウェアラブルデバイス36より脱着が検出されたことを示す通知が送信されてきたか否かを判定する。ステップS 177において、脱着が検出されたことを示す通知が送信されてきた場合、処理は、ステップS 178に進む。
- [0242] ステップS 178において、コンテキスト受信処理部222は、リスクスコアをチャレンジフローが必要な値に設定する。
- [0243] 尚、ステップS 177において、脱着が検出されたことを示す通知が送信されてこない場合、ステップS 178の処理はスキップされる。
- [0244] ステップS 179において、コンテキスト受信処理部222は、処理の終了が指示されたか否かを判定し、処理の終了が指示されていない場合、処理は、ステップS 172に戻り、それ以降の処理が繰り返される。
- [0245] そして、ステップS 179において、処理の終了が指示された場合、処理は、終了する。
- [0246] すなわち、脱着が検出されたことを示す通知が送信されてきた場合、ウェアラブルデバイス36を装着したユーザの位置情報が取得できない状態となるので、クライアント装置31の位置情報との比較により、なりすましの有無を判断することができないので、リスクスコアに基づいた判定処理において、常に、チャレンジフローが選択されるように高い値に設定される。
- [0247] 以上の処理により、例えば、図16で示されるように、ユーザが生体情報による認証が認められた状態でウェアラブルデバイス36を装着している限り、ウェアラブルデバイス36から所定の時間間隔で、ウェアラブルデバイス36の位置情報からなるコンテキスト情報が所定の時間間隔で銀行サーバ35に送信されることになる。
- [0248] 図16においては、上段が、ウェアラブルデバイス36よりコンテキスト情報が送信されるタイミングを示しており、下段が銀行サーバ35において

、コンテキスト情報が受信されるタイミングが示されている。

[0249] すなわち、図16においては、時刻 t_{11} 、 t_{12} 、 t_{13} ・・・ t_{16} において、ウェアラブルデバイス36から銀行サーバ35にコンテキスト情報が送信されており、各タイミングにおいて、リスクスコアが所定値Aだけ低減される処理が繰り返される。また、リスクスコアは、時間の経過に伴って所定時間 t の時間間隔で所定値 a だけ増大する。

[0250] ここで、時刻 t_{11} 、 t_{12} 、 t_{13} ・・・ t_{16} は、等時間間隔である。また、直近のタイミングである時刻 t_{16} においては、位置Nの位置情報がコンテキスト情報として送信されている。さらに、その前のタイミングである、時刻 t_{15} においては、位置N-1の位置情報がコンテキスト情報として送信されている。さらにまた、その前のタイミングである、時刻 t_{14} においては、位置N-2の位置情報がコンテキスト情報として送信されている。

[0251] 以上の処理により、コンテキスト情報が送信される度にリスクスコアが低減されつつも、時間の経過に伴ってリスクスコアが高くされることにより、ウェアラブルデバイス36を装着したユーザの位置情報が最新であるほど、なりすましに対する信頼性を高くすることができ、後述する事前与信処理においてチャレンジフローが選択される頻度を下げることが可能となる。また、コンテキスト情報が送信されない状態が長く続いたり、ウェアラブルデバイス36が装着されていない状態になるとリスクスコアを高くして、チャレンジフローが選択され易くなることで、なりすましのリスクを回避することが可能となる。

[0252] <<13. 図3の決済処理システムによる事前与信処理>>

次に、図17のフローチャートを参照して、図3の決済処理システムによる事前与信処理について説明する。

[0253] ステップS201において、EC店舗サーバ32の制御部101における事前与信処理部121は、通信部102を制御して、カード番号、およびクライアント装置31の位置情報を、仲介サーバ14に対して送信し、銀行サー

バ15に対して事前与信を要求する。尚、ステップS201の処理は、図4における処理Pre12に対応する。

[0254] ステップS221において、仲介サーバ14の制御部161の事前与信仲介処理部181は、通信部162を制御して、カード番号、およびクライアント装置31の位置情報と共に、事前与信の要求を受信する。

[0255] ステップS222において、事前与信仲介処理部181は、通信部162を制御して、カード番号、決済処理に係る金額、およびクライアント装置31の位置情報と共に、事前与信の要求を銀行サーバ35に送信する。尚、ステップS222の処理は、図4における処理Pre12に対応する。

[0256] ステップS241において、銀行サーバ35の制御部201におけるリスクコア判定部224は、通信部202を制御して、仲介サーバ34を介して、EC店舗サーバ32より送信されてきたカード番号、金額、およびクライアント装置31の位置情報を受信する。

[0257] ステップS242において、リスクコア判定部224は、コンテキストDB203aにアクセスし、最新のコンテキスト情報として登録されている、クレジットカードのカード番号に対応付けて登録されているウェアラブルデバイス36の位置情報とクライアント装置31の位置情報とが一致するか否かを判定する。

[0258] 例えば、図18で示されるように、クライアント装置31とウェアラブルデバイス36とが同一の位置（同一の居室）Hに存在するような場合、クレジットカードのカード番号に対応付けて登録されているウェアラブルデバイス36の位置情報とクライアント装置31の位置情報とが一致することになり、ウェアラブルデバイス36を装着したユーザが、クライアント装置31を使用しているものと認識することができる。

[0259] また、ウェアラブルデバイス36の位置情報であるコンテキスト情報は、図19で示されるように、所定の時間間隔でウェアラブルデバイス36から銀行サーバ35に供給されている。このため、例えば、時刻t21のタイミングにおいて、EC店舗サーバ32が決済処理を開始して、事前与信を要求す

るような場合、図19の時刻 t_{16} における最新のコンテキスト情報における位置Nの位置情報が取得されたタイミングである時刻 t_{16} との差分である時間 α は、図15のフローチャートを参照して説明したコンテキスト情報アップロード処理における所定時間Tよりも短い時間となる。

[0260] 従って、時刻 t_{16} において、ウェアラブルデバイス36の位置情報と、クライアント装置11の位置情報とが一致している場合、所定時間Tが、例えば、30秒程度であれば、時刻 t_{21} において決済がなされるタイミングにおいてもほぼ同一の位置であるとみなすことができる。

[0261] これらのことから、カード番号により特定されるクレジットカードの利用に際して、ユーザのなりすましはないとみなすことが可能となる。

[0262] 尚、図19においては、中段および下段においては、図16におけるコンテキスト情報が、ウェアラブルデバイス36から銀行サーバ35に送信されるタイミングを示しており、上段においては、EC店舗サーバ32による決済処理が開始されるタイミングが示されている。

[0263] また、ウェアラブルデバイス36の位置情報については、直近のコンテキスト情報における位置情報のみを用いるのみならず、例えば、直近の複数のコンテキスト情報の位置情報における平均値をウェアラブルデバイス36の位置情報として用いるようにしてもよい。このようにすることで、ゆらぎや誤差を修正することが可能となる。

[0264] ステップS242において、コンテキストDB203aにアクセスし、クライアント装置31の位置情報と、クレジットカードのカード番号に対応付けて登録されているウェアラブルデバイス36の位置情報とが一致すると判定された場合、クレジットカードの利用者がクライアント装置31を使用しており、なりすましはないものとみなして処理は、ステップS243に進む。

[0265] ステップS243において、リスクスコア判定部224は、コンテキストDB203aにアクセスし、クレジットカードのカード番号に対応付けて登録されているリスクスコアが所定の閾値よりも低いかな否か、すなわち、チャレンジフローによる認証が必要であるかな否かを判定する。

- [0266] 例えば、時系列のリスクスコアが、図20の実線で示されるように変移し、閾値 t_h が点線で示されるように設定される場合、時刻 t_{101} においては、リスクスコアが、閾値 t_h よりも高くなるため、リスクスコア判定部224は、チャレンジフローによる認証が必要であるとみなす。
- [0267] 一方、図20の場合、時刻 t_{102} においては、リスクスコアが、閾値 t_h よりも低くなるため、リスクスコア判定部224は、チャレンジフローによる認証が不要であるとみなし、フリクションレスフローを選択する。
- [0268] ステップS243において、例えば、図20の時刻 t_{102} で示されるように、リスクスコアが所定の閾値よりも低く、事前与信に問題が無くフリクションレスフローによる処理でよいとみなされる場合、処理は、ステップS244に進む。
- [0269] ステップS244において、リスクスコア判定部224は、通信部162を制御して、事前与信に問題が無いことを示す情報を、事前与信結果として仲介サーバ34に送信させる。尚、ステップS244の処理は、図4における処理Pre13に対応する。
- [0270] 一方、ステップS242において、コンテキストDB203aにアクセスし、クライアント装置31の位置情報と、クレジットカードのカード番号に対応付けて登録されているウェアラブルデバイス36の位置情報とが一致しないとみなされた場合、または、リスクスコアが所定の閾値よりも高く、事前与信に問題がありチャレンジフローによる処理が必要であるとみなされる場合、処理は、ステップS245に進む。
- [0271] ステップS245において、リスクスコア判定部224は、チャレンジ処理部223に対してチャレンジフローによる認証情報の取得を要求する。チャレンジ処理部223は、通信部202を制御して、クライアント装置31に対して認証情報を要求する。
- [0272] 尚、ステップS245の処理は、図4における処理Pre15, 16に対応する。厳密な処理としては、チャレンジフローが必要となる場合、図4においては、処理Pre13により事前与信が認められず、チャレンジフローが必要と

なったことがEC店舗サーバ32に通知される。そして、処理Pre14によりEC店舗サーバ32からクライアント装置31に対してチャレンジフローを要求する情報が送信され、さらに、クライアント装置31から銀行サーバ35へとチャレンジフローが要求される。この一連の処理により、処理Pre15、16のチャレンジフローへと移行し、銀行サーバ35のチャレンジ処理部223が、通信部202を制御して、クライアント装置31に対してチャレンジフローに必要な認証情報を要求することになるが、図17のフローチャートにおいては省略している。

- [0273] ステップS261において、クライアント装置31の制御部51におけるチャレンジ処理部72は、通信部52を制御して、認証情報の要求があったか否か、すなわち、チャレンジフローであったか否かを判定し、認証情報の要求があった場合、すなわち、チャレンジフローである場合、処理は、ステップS262に進む。
- [0274] ステップS262において、チャレンジ処理部72は、通信部52を制御して、認証情報の要求を受信する。
- [0275] ステップS263において、チャレンジ処理部72は、通信部52を制御して、認証用デバイスとして登録しているウェアラブルデバイス36に対して認証情報の入力を要求する情報を送信すると共に、出力部55を制御して、ウェアラブルデバイス36の指紋センサ251に対して認証情報である指紋の入力を促すような情報を画像や音声により提示する。
- [0276] ステップS281において、ウェアラブルデバイス36の制御部241におけるチャレンジ処理部273は、通信部242を制御して、認証用デバイスとして登録しているウェアラブルデバイス36に対して認証情報の入力を要求する情報を受信する。
- [0277] ステップS282において、チャレンジ処理部273は、出力部245を制御して、ユーザに対して指紋による認証を要求する画像や音声をディスプレイやスピーカから出力し、指紋センサ251を制御して、ユーザの指紋による生体情報の入力を受け付ける。

- [0278] ステップS 2 8 3において、チャレンジ処理部 2 7 3は、指紋センサ 2 5 1により入力された生体情報である指紋情報と、予め登録されている正規のユーザの指紋情報とを比較し、認証処理を実行する。
- [0279] ステップS 2 8 4において、チャレンジ処理部 2 7 3は、通信部 2 4 2を制御して、認証結果を認証情報としてクライアント装置 3 1に送信する。
- [0280] ステップS 2 6 4において、クライアント装置 3 1の制御部 5 1におけるチャレンジ処理部 7 2は、通信部 5 2を制御して、認証情報を取得する。
- [0281] ステップS 2 6 5において、チャレンジ処理部 7 2は、通信部 5 2を制御して、ウェアラブルデバイス 3 6より取得した認証情報を銀行サーバ 3 5に送信する。
- [0282] 尚、ステップS 2 6 1において、認証情報の要求がなく、チャレンジフローではない場合、ステップS 2 6 2乃至S 2 6 5の処理はスキップされる。
- [0283] ステップS 2 4 6において、銀行サーバ 3 5の制御部 2 0 1におけるチャレンジ処理部 2 2 3は、通信部 2 0 2を制御して、認証情報を取得し、リスクスコア判定部 2 2 4に供給する。
- [0284] ステップS 2 4 7において、リスクスコア判定部 2 2 4は、認証情報における認証結果はOKである（生体情報による認証が認められた）か否か、すなわち、入力された生体情報である指紋が、予め登録されている正規の指紋の情報と一致するか否かを判定する。
- [0285] ステップS 2 4 7において、認証情報がOKである場合、処理は、ステップS 2 4 4に進む。
- [0286] また、ステップS 2 4 7において、認証情報がOKではない場合、処理は、ステップS 2 4 8に進む。
- [0287] ステップS 2 4 8において、リスクスコア判定部 2 2 4は、通信部 2 0 2を制御して、事前与信がNGであること（事前与信が認められないこと）を示す事前与信結果を仲介サーバ 3 4に送信させる。尚、ステップS 2 4 8の処理は、図 4における処理Pre 1 7に対応する。
- [0288] ステップS 2 2 3において、仲介サーバ 3 4の制御部 1 6 1の事前与信仲

介処理部181は、通信部162を制御して、銀行サーバ35からの事前与信結果を受信する。

[0289] ステップS224において、仲介サーバ34の制御部161の事前与信仲介処理部181は、通信部162を制御して、事前与信結果をEC店舗サーバ32に送信する。

[0290] ステップS202において、EC店舗サーバ32の制御部101における事前与信処理部121は、通信部102を制御して、仲介サーバ34を介して送信されてくる事前与信結果を受信する。

[0291] ステップS203において、事前与信処理部121は、通信部102を制御して、事前与信結果をクライアント装置31に送信する。

[0292] ステップS266において、クライアント装置31の制御部51における決済処理部71は、通信部52を制御して、事前与信結果を受信して、出力部55を制御して、事前与信結果を画像および音声などにより提示する。

[0293] 例えば、図21の左部で示されるように、クライアント装置31において、上段に「XXX Shop カート・USB充電器・USBケーブル、合計¥1080-」と表示され、下段に決済を要求するとき押下される「お支払い」と表記されたボタンB51が表示されている表示画像D21が表示される場合について考える。

[0294] 図21の表示画像D21におけるボタンB51が押下されることにより、図11を参照して説明した決済処理は開始されることになる。

[0295] 図21の場合、図11のステップS32に対応する事前与信処理がなされることにより、EC店舗であるXXX Shopにおいて、カートの中にUSB充電器とUSBケーブルとが入れられており、合計が1080円の決済処理がなされる。

[0296] このとき、事前与信処理において、事前与信結果がOKである場合、ステップS266の処理により、例えば、図21の中央左上部で示されるように、上から「XXX BANK 認証デバイスにより認証されました」といったコメントと、「OK」と表記されたボタンB52から構成される表示画像D22が表示され、事前与信結果がOKであったことが表示される。尚、表示画像D2

2の表示は、ボタンB52が押下されることにより終了する。

[0297] 一方、事前与信処理において、リスクスコアが閾値よりも高く、チャレンジフローによる認証情報が必要な場合、例えば、ステップS263の処理により、図21の中央左下部で示されるように認証情報である指紋の入力を促す表示画像D23が表示される。

[0298] 表示画像D23においては、上から「XXX Bank 認証デバイスにより再度認証を行ってください」といったコメントと、「OK」と表記されたボタンB52から構成される。尚、表示画像D23の表示は、ボタンB53が押下されることにより終了する。

[0299] この表示画像D23の示唆に従って、図21の中央右下部で示されるようにユーザの指Fがウェアラブルデバイス36の指紋センサ251にかざされることで指紋が検出され、さらに、検出された指紋が予め登録されている正規のユーザの指紋と一致すると、図21の中央右部で示されるような事前与信結果がOKであることを示す表示画像D24が、クライアント装置31において表示される。

[0300] 表示画像D24は、図21の中央右部で示されるように、上から「XXX BANK 認証デバイスにより認証されました」といったコメントと、「OK」と表記されたボタンB54から構成される。尚、表示画像D24の表示は、ボタンB54が押下されることにより終了する。

[0301] そして、図11のフローチャートを参照して説明した決済処理が完了すると、図21の右部で示されるような決済が完了したことを示す表示画像D25が表示される。

[0302] 表示画像D25においては、「XXX Shop カート・USB充電器・USBケーブル、合計¥1080- お買い上げありがとうございました」と表示され、決済が完了したことが表示されている。

[0303] 以上の処理により、ユーザが、生体情報による認証がなされたウェアラブルデバイス36を装着し、クライアント装置31を操作することにより決済処理がなされる場合、ウェアラブルデバイス36を装着するユーザと、ウェ

アラブルデバイス36と対応付けて登録されたクレジットカードを用いて、クライアント装置31を操作して商品を購入するユーザとが一致することを確認することが可能となり、クレジットカードのなりすまし利用であるか否かを適切に判定することができるので、事前与信処理におけるチャレンジフローがなされる頻度を低減させることが可能となる。

[0304] 結果として、チャレンジフローによる認証処理の手間を低減させることができるので、決済処理におけるクレジットカードのなりすましに対するセキュリティレベルを低減させることなく、クレジットカードを利用した快適な決済処理を実現することが可能となる。

[0305] 尚、以上の処理においては、チャレンジフローに移行した場合、ウェアラブルデバイス36による指紋認証を用いる例について説明してきたが、クライアント装置31を利用するユーザを認証できればよいので、その他の手法で認証処理を実施するようにしてもよく、例えば、クライアント装置31に対してパスワードを入力させるような認証処理であってもよい。

[0306] 以上においては、リスクスコアを用いた事前与信処理における与信判定は、銀行サーバ35により実施される例について説明してきたが、銀行サーバ35により実施される与信判定に係る処理を他の装置で実施するようにしてもよく、例えば、EC店舗サーバ32により実施するようにしてもよい。

[0307] また、図21を参照して説明した表示画像D21乃至D25のうち、表示画像D22、D24については、認証が認められたことを確認するだけの表示画像であるため、表示する処理をスキップし、表示しないようにしてもよい。

[0308] <<14. クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション(その1)>>

以上においては、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36のそれぞれの位置情報については、図22で示されるように、衛星Sat1乃至Satnより取得される信号よりGPS59、251により算出される位置情報に基づいて、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36の

位置情報が一致するか否か、すなわち、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36が、相互に略同一の位置に存在するか否かに基づいて、チャレンジフローへと移行するか否かが判定されていた。

[0309] しかしながら、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36の位置が所定の状態よりも近い状態であることが確認できれば、他の方法により位置情報を求めるようにしてもよい。

[0310] 例えば、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36のそれぞれにおいて、受信可能なWiFiアクセスポイントのSSIDと、それぞれのWiFiアクセスポイントにおける受信強度とを比較して、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36の位置がほぼ同一であるか否かが判定されるようにしてもよい。

[0311] すなわち、例えば、図23で示されるように、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36がほぼ同一の位置に存在する場合、受信可能なWiFiアクセスポイントAP1乃至AP4が存在するとき、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36のそれぞれのWiFiアクセスポイントAP1乃至AP4に対する位置関係は同一になる。このように位置関係が一致すると、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36のそれぞれの通信部52、242におけるそれぞれのWiFi通信部91、281においてはアクセスポイントAP1乃至AP4との通信が可能な状態とされ、さらに、それぞれのアクセスポイントAP1乃至AP4からの受信強度もほぼ同一になる。

[0312] 換言すれば、アクセスポイントAP1乃至AP4のような、周囲に存在するものに対する位置関係が同一であれば、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36は同一の位置に存在するとみなすことができる。従って、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36の周辺情報（例えば、気圧、温度、および、周囲の環境音声など）を測定し、周辺情報の類似性が所定レベル以上であれば同一の位置であるとみなすことができる。

[0313] そこで、ウェアラブルデバイス36は、銀行サーバ35に対して、コンテ

キスト情報として、通信部242におけるWiFi通信部281において受信されるアクセスポイントAP1乃至AP4のSSIDと、それぞれの受信強度の情報を、位置情報として所定の時間間隔で送信する。

[0314] そして、事前与信処理においては、銀行サーバ35が、決済処理を要求するクライアント装置31の通信部52におけるWiFi通信部91により受信されるアクセスポイントAP1乃至AP4のSSIDと、それぞれの受信強度の情報を取得して、最新のコンテキストDB203aの情報と比較して、所定のレベル以上に類似している場合については、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36が同一の位置に存在するものとみなすようにしてもよい。

[0315] すなわち、クライアント装置31とウェアラブルデバイス36のそれぞれにおいて受信可能なアクセスポイントのSSIDと、それぞれの受信強度の情報は、それぞれの位置情報として扱うことができる。

[0316] <<15. クライアント装置とウェアラブルデバイスとの相互の位置情報の取得方法のバリエーション(その2)>>

図24で示されるように、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36が、相互にBluetoothによりペアリングされており、相互に通信可能であるか否かに基づいて、相互に略同一の位置に存在するものとみなすようにしてもよい。

[0317] すなわち、Bluetoothによる通信は、数十メートル程度の近距離でのみ通信可能であるため、相互にペアリングされていれば、ほぼ同一の位置に存在するものとみなすことができる。

[0318] そこで、ウェアラブルデバイス36は、コンテキスト情報として、通信部242のBluetooth通信部283が、Bluetooth通信においてペアリングしているクライアント装置31の情報を、所定の時間間隔で銀行サーバ35を送信する。

[0319] そして、事前与信処理においては、銀行サーバ35が、決済処理を要求するクライアント装置31の通信部52におけるBluetooth通信部93がBlueto

oth通信においてペアリングしているウェアラブルデバイス36の情報と、最新のコンテキストDB203aの情報と比較して、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36の相互がペアリングしているときには、双方が同一の位置に存在するものとみなすようにしてもよい。

[0320] また、この他にも、携帯電話の通信網を利用して、例えば、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36のそれぞれの通信部52, 242のLTE通信部92, 282が通信に利用しているセルが同一であるか否かに基づいて、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36がほぼ同一の位置に存在するか否かを判定するようにしてもよい。

[0321] さらに、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36の通信部52, 242のNFC94, 284により相互通信が可能であるか否かに基づいて、クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36がほぼ同一の位置に存在するか否かを判定するようにしてもよい。

[0322] <<16. クライアント装置とウェアラブルデバイスとがほぼ同一の位置であるか否かの判定方法のバリエーション(その1)>>

[0323] クライアント装置31およびウェアラブルデバイス36において、それぞれ受信可能なアクセスポイントAP1乃至AP4のSSIDと、それぞれの受信強度などから得られる位置情報、GPS59, 249により求められる位置情報等、様々な方法で得られる位置情報を利用して、双方の距離を直接求め、その距離が所定の距離よりも近い場合は、双方がほぼ同一の位置に存在するものとみなすようにしてもよい。

[0324] すなわち、図25のウェアラブルデバイス36-31で示されるように、クライアント装置31との距離が所定の距離 r (例えば、30mなど)よりも近い場合については、相互にほぼ同一の位置に存在するものとみなすようにする。

[0325] 一方、ウェアラブルデバイス36-32で示されるように、クライアント装置31との距離が所定の距離 r (例えば、30mなど)よりも遠い場合については、相互にほぼ同一の位置に存在しないものとみなすようにしてもよい。

[0326] << 17. クライアント装置とウェアラブルデバイスとがほぼ同一の位置であるか否かの判定方法のバリエーション (その2) >>

以上においては、決済処理が開始された後に、クライアント装置31の位置とウェアラブルデバイス36との距離を用いて実測して所定の距離との比較により同一の位置であるか否かを判定する例について説明してきたが、例えば、ウェアラブルデバイス36の位置情報である直近のコンテキスト情報が、過去に何度か、決済を行った場所であれば、クライアント装置31の位置情報がない状態であっても、クライアント装置31とほぼ同一の位置であるものとみなすようにしてもよい。

[0327] すなわち、以上においては、決済処理が開始された後のクライアント装置31の位置情報を用いて、ウェアラブルデバイス36の位置と同一の位置であるか否かが判定された後、同一の位置である時、所定値Aだけリスクスコアが低減される例について説明してきた。

[0328] しかしながら、リスクスコアが高過ぎる場合、何度か所定値Aだけ繰り返し低減させなければ、チャレンジフローに移行させるための閾値よりもリスクスコアを低減できない可能性がある。この場合、リスクスコアが閾値よりも小さくなる前に決済処理がなされるとチャレンジフローへと移行される可能性がある。

[0329] そこで、図26で示されるように、決済処理が要求される前の段階で、すなわち、クライアント装置31の位置情報が供給される前の段階で、ウェアラブルデバイス36の位置が、過去に所定回数以上決済処理がなされた位置Hより所定の距離rだけ近い位置であることが認識された段階で、クライアント装置31とほぼ同一の位置であるものとみなし、事前にリスクスコアを低減させるようにする。

[0330] すなわち、図26のウェアラブルデバイス36-31で示されるように、クライアント装置31により過去に決済処理がなされた位置Hとの距離が所定の距離r (例えば、30mなど) よりも近い場合については、相互にほぼ同一の位置に存在するものみなすようにする。一方、ウェアラブルデバイス36

ー 3 2 で示されるように、クライアント装置 3 1 により過去に決済処理がなされた位置 H との距離が所定の距離 r (例えば、30m など) よりも遠い場合については、相互にほぼ同一の位置に存在しないものとみなすようにしてもよい。

[0331] このような処理により、リスクスコアの低減が間に合わずにチャレンジフローへと移行してしまうようなことを防止させることが可能となる。

[0332] << 1 8. コンテキスト情報アップロード処理の変形例 >>

以上においては、コンテキスト情報は、所定時間間隔でウェアラブルデバイス 3 6 から一方的に銀行サーバ 3 5 に送信する例について説明してきたが、銀行サーバ 3 5 からの要求に応じて送信するようにしてもよい。

[0333] 例えば、リスクスコアは、所定時間 t 毎に所定値 a だけ増大することになるので、銀行サーバ 3 5 が、現在のリスクスコアとチャレンジフローへと移行する閾値とを比較し、リスクスコアが閾値を超えそうになる近い値になったとき (または、リスクスコアが閾値を超えたとき) に、ウェアラブルデバイス 3 6 にコンテキスト情報を要求し、この要求に応じて、ウェアラブルデバイス 3 6 がコンテキスト情報を送信するようにしてもよい。

[0334] ここで、図 2 7 のフローチャートを参照して、銀行サーバ 3 5 からウェアラブルデバイス 3 6 に対してコンテキスト情報を要求するようにしたコンテキスト情報アップロード処理について説明する。

[0335] 尚、図 2 7 のフローチャートにおいて、ステップ S 3 0 1 乃至 S 3 0 3, S 3 0 5 乃至 S 3 1 0 の処理、およびステップ S 3 2 1 乃至 S 3 2 8, S 3 3 1 の処理は、図 1 5 のステップ S 1 5 1 乃至 S 1 5 3, S 1 5 5 乃至 S 1 6 0 の処理、およびステップ S 1 7 1 乃至 S 1 7 9 の処理と同様であるので、その説明は適宜省略する。

[0336] すなわち、ステップ S 3 2 9 において、銀行サーバ 3 5 の制御部 2 0 1 におけるリスクスコア判定部 2 2 4 は、コンテキスト DB 2 0 3 a にアクセスし、リスクスコアがチャレンジフローに移行させるための閾値よりも低い、閾値を超える兆候がある (閾値に近付きつつある) か、または、閾値を既に

超えているか否かを判定する。

- [0337] ステップS 3 2 9において、リスクスコア判定部 2 2 4は、リスクスコアが閾値よりも低いが、閾値を超える兆候がある、または、閾値を既に超えていると判定した場合、処理は、ステップS 3 3 0に進む。
- [0338] ステップS 3 3 0において、リスクスコア判定部 2 2 4は、通信部 2 0 2を制御して、ウェアラブルデバイス 3 6に対してコンテキスト情報を要求する。
- [0339] 尚、ステップS 3 2 9において、リスクスコアが閾値を超えておらず、また、閾値に近い値でもない場合、ステップS 3 3 1の処理はスキップされる。
- [0340] ステップS 3 0 4において、ウェアラブルデバイス 3 6の制御部 2 4 1におけるコンテキスト送信処理部 2 7 2は、通信部 2 4 2を制御して、銀行サーバ 3 5よりコンテキスト情報が要求されたか否かを判定し、送信されてくるまで、同様の処理が繰り返される。
- [0341] そして、ステップS 3 0 4において、コンテキスト情報を要求する情報が送信されてくると、処理は、ステップS 3 0 5に進む。
- [0342] すなわち、ウェアラブルデバイス 3 6は、銀行サーバ 3 5からコンテキスト情報が要求されるときに、コンテキスト情報を供給する。
- [0343] この結果、リスクスコアは、例えば、図 2 8の実線で示されるように時系列に変化する。尚、この時系列の変化は、ウェアラブルデバイス 3 6が装着されていない状態から、装着し、脱着されるまでのリスクスコアの変化を示している。また、図 2 8の最上段における双方向の矢印の範囲内がユーザがウェアラブルデバイス 3 6を装着しているタイミングである。
- [0344] すなわち、時刻 $t 1 0 0$ において、ウェアラブルデバイス 3 6は、ユーザに装着されていない状態であるが、実線で示されるリスクスコアは、リスクスコア閾値 $t h$ よりも低い値である。
- [0345] しかしながら、リスクスコアは、時間の経過に伴って、徐々に増大し、時刻 $t 1 0 1$ において閾値 $t h$ を超える。

- [0346] そして、ウェアラブルデバイス36は、ユーザに装着されることがないため、リスクスコアは増大し続ける。
- [0347] ここで、時刻t102において、生体認証である指紋が検出されて登録された正規の生体情報であることが認識されて、ウェアラブルデバイス36がユーザに装着されると、装着に伴って、リスクスコアが低減され、閾値t_hよりも低い値となる。
- [0348] その後、時間の経過に伴って、徐々にリスクスコアが増大し、時刻t103において、閾値t_hに近い値となる。そこで、この時刻t103において、銀行サーバ35からウェアラブルデバイス36に対してコンテキスト情報が要求される。
- [0349] このコンテキスト情報の要求に応じて、時刻t104において、ウェアラブルデバイス36は、コンテキスト情報を銀行サーバ35に送信する。
- [0350] この結果、リスクスコアは低減されて閾値t_hよりも小さな値となり、その後、時間の経過に伴って増大し、再び、時刻t105において、閾値t_hに近い値となる。そこで、この時刻t105において、銀行サーバ35からウェアラブルデバイス36に対してコンテキスト情報が要求される。
- [0351] このコンテキスト情報の要求に応じて、時刻t106において、ウェアラブルデバイス36は、コンテキスト情報を銀行サーバ35に送信する。
- [0352] この結果、リスクスコアは低減されて閾値t_hよりも小さな値となり、その後、時間の経過に伴って増大し、再び、時刻t107において、閾値t_hに近い値となる。そこで、この時刻t107において、銀行サーバ35からウェアラブルデバイス36に対してコンテキスト情報が要求される。
- [0353] このコンテキスト情報の要求に応じて、時刻t108において、ウェアラブルデバイス36は、コンテキスト情報を銀行サーバ35に送信する。
- [0354] この後、時刻t109において、ウェアラブルデバイス36の脱着が検出されると、リスクスコアは、チャレンジフローが必要な閾値よりも大きな値に調整される。
- [0355] このような一連の動作により、リスクスコアは、ウェアラブルデバイス3

6がユーザにより装着されている期間においては、閾値 t_h よりも低い値を維持することが可能となり、なりすましに対するセキュリティのレベルを低減させることなく、チャレンジフローへの移行の頻度を低減させることが可能となる。

[0356] 結果として、チャレンジフローによる認証処理の手間を低減させることができるので、決済処理におけるクレジットカードのなりすましに対するセキュリティレベルを低減させることなく、クレジットカードを利用した快適な決済処理を実現することが可能となる。

[0357] <<19. 対面決済への応用>>

以上においては、電子決済に係る決済処理を例にして説明してきたが、店頭における、いわゆる、対面決済においても応用させることが可能である。

[0358] 対面決済においては、クライアント装置31は、クレジットカードのカードリーダーなどに対応することになり、EC店舗サーバ32が、ネットワークに接続された店頭の精算機などに対応する。以降においては、精算機はEC店舗サーバ32と対応するものとして精算機32とも称する。

[0359] また、対面決済においては、QRコード決済であってもよい。

[0360] QRコード決済とは、専用のアプリケーションプログラムがインストールされたクライアント装置31を用いて、QRコード（登録商標）を用いた決済方法であり、コード決済と読取決済とがある。

[0361] コード決済とは、例えば、図29の左部で示されるように、専用のアプリケーションプログラムがインストールされたクライアント装置31を用いて、支払い金額に対応するQRコードを提示して、店頭の精算機32などがリーダー（入力部104に相当）により読み取ることで行う決済である。

[0362] 読取決済とは、例えば、図29の右部で示されるように、専用のアプリケーションプログラムがインストールされたクライアント装置31を用いて、店頭の精算機などに接続されたディスプレイ等（出力部105に相当）により支払い金額に対応するQRコードをクライアント装置31が読み取ることで行う決済である。

[0363] いずれにおいても、クライアント装置 31 によりクレジットカードを用いた場合と同様に決済することが可能である。

[0364] <<20. ソフトウェアにより実行させる例>>

ところで、上述した一連の処理は、ハードウェアにより実行させることもできるが、ソフトウェアにより実行させることもできる。一連の処理をソフトウェアにより実行させる場合には、そのソフトウェアを構成するプログラムが、専用のハードウェアに組み込まれているコンピュータ、または、各種のプログラムをインストールすることで、各種の機能を実行することが可能な、例えば汎用のコンピュータなどに、記録媒体からインストールされる。

[0365] 図 30 は、汎用のコンピュータの構成例を示している。このパーソナルコンピュータは、CPU(Central Processing Unit) 1001 を内蔵している。CPU 1001 にはバス 1004 を介して、入出力インタフェース 1005 が接続されている。バス 1004 には、ROM(Read Only Memory) 1002 および RAM(Random Access Memory) 1003 が接続されている。

[0366] 入出力インタフェース 1005 には、ユーザが操作コマンドを入力するキーボード、マウスなどの入力デバイスよりなる入力部 1006、処理操作画面や処理結果の画像を表示デバイスに出力する出力部 1007、プログラムや各種データを格納するハードディスクドライブなどよりなる記憶部 1008、LAN (Local Area Network) アダプタなどよりなり、インターネットに代表されるネットワークを介した通信処理を実行する通信部 1009 が接続されている。また、磁気ディスク (フレキシブルディスクを含む)、光ディスク (CD-ROM(Compact Disc-Read Only Memory)、DVD(Digital Versatile Disc)を含む)、光磁気ディスク (MD(Mini Disc)を含む)、もしくは半導体メモリなどのリムーバブル記憶媒体 1011 に対してデータを読み書きするドライブ 1010 が接続されている。

[0367] CPU 1001 は、ROM 1002 に記憶されているプログラム、または磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、もしくは半導体メモリ等のリムーバブル記憶媒体 1011 から読み出されて記憶部 1008 にインストールされ、

記憶部 1008 から RAM 1003 にロードされたプログラムに従って各種の処理を実行する。RAM 1003 にはまた、CPU 1001 が各種の処理を実行する上において必要なデータなども適宜記憶される。

[0368] 以上のように構成されるコンピュータでは、CPU 1001 が、例えば、記憶部 1008 に記憶されているプログラムを、入出力インタフェース 1005 及びバス 1004 を介して、RAM 1003 にロードして実行することにより、上述した一連の処理が行われる。

[0369] コンピュータ (CPU 1001) が実行するプログラムは、例えば、パッケージメディア等としてのリムーバブル記憶媒体 1011 に記録して提供することができる。また、プログラムは、ローカルエリアネットワーク、インターネット、デジタル衛星放送といった、有線または無線の伝送媒体を介して提供することができる。

[0370] コンピュータでは、プログラムは、リムーバブル記憶媒体 1011 をドライブ 1010 に装着することにより、入出力インタフェース 1005 を介して、記憶部 1008 にインストールすることができる。また、プログラムは、有線または無線の伝送媒体を介して、通信部 1009 で受信し、記憶部 1008 にインストールすることができる。その他、プログラムは、ROM 1002 や記憶部 1008 に、あらかじめインストールしておくことができる。

[0371] なお、コンピュータが実行するプログラムは、本明細書で説明する順序に沿って時系列に処理が行われるプログラムであっても良いし、並列に、あるいは呼び出しが行われたとき等の必要なタイミングで処理が行われるプログラムであっても良い。

[0372] 尚、図 30 における CPU 1001 が、図 5 乃至図 10 のそれぞれの制御部 51, 101, 141, 161, 201, 241 の機能を実現させる。

[0373] また、本明細書において、システムとは、複数の構成要素 (装置、モジュール (部品) 等) の集合を意味し、すべての構成要素が同一筐体中にあるか否かは問わない。したがって、別個の筐体に収納され、ネットワークを介して接続されている複数の装置、及び、1つの筐体の中に複数のモジュールが

収納されている1つの装置は、いずれも、システムである。

[0374] なお、本開示の実施の形態は、上述した実施の形態に限定されるものではなく、本開示の要旨を逸脱しない範囲において種々の変更が可能である。

[0375] 例えば、本開示は、1つの機能をネットワークを介して複数の装置で分担、共同して処理するクラウドコンピューティングの構成をとることができる。

[0376] また、上述のフローチャートで説明した各ステップは、1つの装置で実行する他、複数の装置で分担して実行することができる。

[0377] さらに、1つのステップに複数の処理が含まれる場合には、その1つのステップに含まれる複数の処理は、1つの装置で実行する他、複数の装置で分担して実行することができる。

[0378] 尚、本開示は、以下のような構成も取ることができる。

[0379] <1> 決済処理において、ユーザを認証した認証装置と、前記ユーザが前記決済処理を行うクライアント装置との位置関係に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定するリスク判定部を含む

情報処理装置。

<2> 前記リスク判定部は、前記決済処理に係るリスクに係るスコアをリスクスコアとして設定し、設定した前記リスクスコアと所定の閾値との比較によりリスクを判定する

<1>に記載の情報処理装置。

<3> 前記リスク判定部により、前記リスクスコアが所定の閾値よりも高いと判定された場合、前記クライアント装置に対して、認証処理を要求する認証処理要求を送信する認証処理要求部をさらに含み、

前記リスク判定部は、前記認証処理要求に応じた前記クライアント装置からの認証結果に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

<2>に記載の情報処理装置。

<4> 前記認証装置から所定の時間間隔で送信される、前記ユーザの認証結果と、前記認証装置の位置情報である認証装置位置情報とをコンテキスト

情報として受信するコンテキスト情報受信部をさらに含み、

前記リスク判定部は、前記コンテキスト情報受信部により、前記コンテキスト情報が受信されるとき、前記リスクスコアを所定値だけ低減させる

<3>に記載の情報処理装置。

<5> 前記リスク判定部は、所定の時間間隔で、前記リスクスコアを所定値だけ増大させる

<4>に記載の情報処理装置。

<6> 前記認証装置は、前記ユーザにより装着されるものであり、前記ユーザにより装着されるとき、前記コンテキスト情報受信部は、前記コンテキスト情報を受信する

<4>に記載の情報処理装置。

<7> 前記認証装置が前記ユーザにより脱着されるとき、前記コンテキスト情報受信部は、前記認証装置が脱着されたことを示す情報を受信し、

前記リスク判定部は、前記コンテキスト情報受信部により、前記認証装置が脱着されたことを示す情報が受信されたとき、前記リスクスコアを前記所定の閾値よりも大きな値に設定する

<5>に記載の情報処理装置。

<8> 前記コンテキスト情報受信部は、前記リスクスコアが前記所定の閾値よりも低い、前記所定の閾値を超えるような兆候を見せたとき、または、前記リスクスコアが前記所定の閾値を超えたとき、前記認証装置に対して前記コンテキスト情報を要求し、受信する

<4>に記載の情報処理装置。

<9> 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が同一の位置であるか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

<1>乃至<8>のいずれかに記載の情報処理装置。

<10> 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が、所定の距離内であるか否かに基づいて、前記決済処理に係るリ

スクを判定する

< 1 >乃至< 8 >のいずれかに記載の情報処理装置。

< 1 1 > 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が、双方で受信可能なアクセスポイントのSSIDと、それぞれの受信強度が所定のレベルより大きく類似しているか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

< 1 >乃至< 8 >のいずれかに記載の情報処理装置。

< 1 2 > 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が、双方でBluetoothによりペアリングできるか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

< 1 >乃至< 8 >のいずれかに記載の情報処理装置。

< 1 3 > 決済処理において、ユーザを認証した認証装置と、前記ユーザが前記決済処理を行うクライアント装置の位置情報との位置関係に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

情報処理方法。

< 1 4 > ユーザを認証する認証装置と、決済処理に係るリスクを判定する情報処理装置に対して前記ユーザによる前記決済処理を実行するクライアント装置とからなるクライアントシステムにおいて、

前記認証装置は、

前記ユーザを認証する認証部と、

前記認証装置の位置情報を認証装置位置情報として取得する認証装置位置情報取得部と、

前記認証部による認証結果と前記認証装置位置情報を前記情報処理装置に送信する認証装置位置情報送信部とを含み、

前記クライアント装置は、

前記クライアント装置の位置情報をクライアント装置位置情報として取得するクライアント装置位置情報取得部と、

前記クライアント装置位置情報を前記情報処理装置に送信するクライア

ント装置位置情報送信部とを含む

クライアントシステム。

<15> 前記認証装置位置情報送信部は、所定の時間間隔で、前記認証結果と前記認証装置の位置情報をコンテキスト情報として前記情報処理装置に送信する

<14>に記載のクライアントシステム。

<16> 前記認証装置は、前記ユーザにより装着されるものであり、

前記認証装置位置情報送信部は、前記認証装置が前記ユーザにより装着されるとき、前記コンテキスト情報を前記情報処理装置に送信する

<15>に記載のクライアントシステム。

<17> 前記認証装置位置情報送信部は、前記認証装置が前記ユーザにより脱着されるとき、前記認証装置が脱着されたことを示す情報を前記情報処理装置に送信する

<16>に記載のクライアントシステム。

<18> 前記認証装置位置情報送信部は、前記情報処理装置より前記コンテキスト情報の要求があった場合、前記コンテキスト情報を前記情報処理装置に送信する

<15>に記載のクライアントシステム。

<19> 前記情報処理装置の前記決済処理に係るリスクの判定結果に基づいて、前記ユーザの認証情報が要求された場合、前記ユーザの認証情報を、前記情報処理装置に送信する認証情報送信部をさらに含む

<14>に記載のクライアントシステム。

<20> ユーザを認証する認証装置と、決済処理に係るリスクを判定する情報処理装置に対して前記ユーザによる前記決済処理を実行するクライアント装置とからなるクライアントシステムの制御方法において、

前記認証装置の制御方法は、

前記ユーザを認証する認証処理と、

前記認証装置の位置情報を認証装置位置情報として取得する認証装置位

置情報取得処理と、

前記認証処理の認証結果と前記認証装置位置情報を前記情報処理装置に送信する認証装置位置情報送信処理とを含み、

前記クライアント装置の制御方法は、

前記クライアント装置の位置情報をクライアント装置位置情報として取得するクライアント装置位置情報取得処理と、

前記クライアント装置位置情報を前記情報処理装置に送信するクライアント装置位置情報送信処理とを含む

クライアントシステムの制御方法。

符号の説明

[0380] 30 決済処理システム, 31 クライアント装置, 32 EC店舗サーバ, 33 アクワイヤラサーバ, 34 仲介サーバ, 35 銀行サーバ, 36 ウェアラブルデバイス, 51 制御部, 59 GPS, 71 決済処理部, 72 チャレンジ処理部, 73 登録処理部, 101 制御部, 121 事前与信処理部, 122 決済処理部, 141 制御部, 151 決済処理部, 161 制御部, 181 事前与信仲介処理部, 182 決済仲介処理部, 201 制御部, 203a コンテキストDB, 221 登録処理部, 222 コンテキスト受信処理部, 223 チャレンジ処理部, 224 リスクスコア判定部, 225 決済処理部, 241 制御部, 249 GPS, 250 装着センサ, 251 指紋センサ, 271 登録処理部, 272 コンテキスト送信部, 273 チャレンジ処理部

請求の範囲

- [請求項1] 決済処理において、ユーザを認証した認証装置と、前記ユーザが前記決済処理を行うクライアント装置との位置関係に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定するリスク判定部を含む
情報処理装置。
- [請求項2] 前記リスク判定部は、前記決済処理に係るリスクに係るスコアをリスクスコアとして設定し、設定した前記リスクスコアと所定の閾値との比較によりリスクを判定する
請求項1に記載の情報処理装置。
- [請求項3] 前記リスク判定部により、前記リスクスコアが所定の閾値よりも高いと判定された場合、前記クライアント装置に対して、認証処理を要求する認証処理要求を送信する認証処理要求部をさらに含み、
前記リスク判定部は、前記認証処理要求に応じた前記クライアント装置からの認証結果に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する
請求項2に記載の情報処理装置。
- [請求項4] 前記認証装置から所定の時間間隔で送信される、前記ユーザの認証結果と、前記認証装置の位置情報である認証装置位置情報とをコンテキスト情報として受信するコンテキスト情報受信部をさらに含み、
前記リスク判定部は、前記コンテキスト情報受信部により、前記コンテキスト情報が受信されるとき、前記リスクスコアを所定値だけ低減させる
請求項3に記載の情報処理装置。
- [請求項5] 前記リスク判定部は、所定の時間間隔で、前記リスクスコアを所定値だけ増大させる
請求項4に記載の情報処理装置。
- [請求項6] 前記認証装置は、前記ユーザにより装着されるものであり、前記ユーザにより装着されるとき、前記コンテキスト情報受信部は、前記コ

ンテキスト情報を受信する

請求項4に記載の情報処理装置。

[請求項7] 前記認証装置が前記ユーザにより脱着されるとき、前記コンテキスト情報受信部は、前記認証装置が脱着されたことを示す情報を受信し、

前記リスク判定部は、前記コンテキスト情報受信部により、前記認証装置が脱着されたことを示す情報が受信されたとき、前記リスクスコアを前記所定の閾値よりも大きな値に設定する

請求項5に記載の情報処理装置。

[請求項8] 前記コンテキスト情報受信部は、前記リスクスコアが前記所定の閾値よりも低いが、前記所定の閾値を超えるような兆候を見せたとき、または、前記リスクスコアが前記所定の閾値を超えたとき、前記認証装置に対して前記コンテキスト情報を要求し、受信する

請求項4に記載の情報処理装置。

[請求項9] 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が同一の位置であるか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

請求項1に記載の情報処理装置。

[請求項10] 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が、所定の距離内であるか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

請求項1に記載の情報処理装置。

[請求項11] 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位置関係が、双方で受信可能なアクセスポイントのSSIDと、それぞれの受信強度が所定のレベルより大きく類似しているか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

請求項1に記載の情報処理装置。

[請求項12] 前記リスク判定部は、前記認証装置と前記クライアント装置との位

置関係が、双方でBluetoothによりペアリングできるか否かに基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する

請求項1に記載の情報処理装置。

[請求項13] 決済処理において、ユーザを認証した認証装置と、前記ユーザが前記決済処理を行うクライアント装置の位置情報との位置関係に基づいて、前記決済処理に係るリスクを判定する
情報処理方法。

[請求項14] ユーザを認証する認証装置と、決済処理に係るリスクを判定する情報処理装置に対して前記ユーザによる前記決済処理を実行するクライアント装置とからなるクライアントシステムにおいて、

前記認証装置は、

前記ユーザを認証する認証部と、

前記認証装置の位置情報を認証装置位置情報として取得する認証装置位置情報取得部と、

前記認証部による認証結果と前記認証装置位置情報を前記情報処理装置に送信する認証装置位置情報送信部とを含み、

前記クライアント装置は、

前記クライアント装置の位置情報をクライアント装置位置情報として取得するクライアント装置位置情報取得部と、

前記クライアント装置位置情報を前記情報処理装置に送信するクライアント装置位置情報送信部とを含む

クライアントシステム。

[請求項15] 前記認証装置位置情報送信部は、所定の時間間隔で、前記認証結果と前記認証装置の位置情報をコンテキスト情報として前記情報処理装置に送信する

請求項14に記載のクライアントシステム。

[請求項16] 前記認証装置は、前記ユーザにより装着されるものであり、
前記認証装置位置情報送信部は、前記認証装置が前記ユーザにより

装着されるとき、前記コンテキスト情報を前記情報処理装置に送信する

請求項 15 に記載のクライアントシステム。

[請求項17] 前記認証装置位置情報送信部は、前記認証装置が前記ユーザにより脱着されるとき、前記認証装置が脱着されたことを示す情報を前記情報処理装置に送信する

請求項 16 に記載のクライアントシステム。

[請求項18] 前記認証装置位置情報送信部は、前記情報処理装置より前記コンテキスト情報の要求があった場合、前記コンテキスト情報を前記情報処理装置に送信する

請求項 15 に記載のクライアントシステム。

[請求項19] 前記情報処理装置の前記決済処理に係るリスクの判定結果に基づいて、前記ユーザの認証情報が要求された場合、前記ユーザの認証情報を、前記情報処理装置に送信する認証情報送信部をさらに含む

請求項 14 に記載のクライアントシステム。

[請求項20] ユーザを認証する認証装置と、決済処理に係るリスクを判定する情報処理装置に対して前記ユーザによる前記決済処理を実行するクライアント装置とからなるクライアントシステムの制御方法において、

前記認証装置の制御方法は、

前記ユーザを認証する認証処理と、

前記認証装置の位置情報を認証装置位置情報として取得する認証装置位置情報取得処理と、

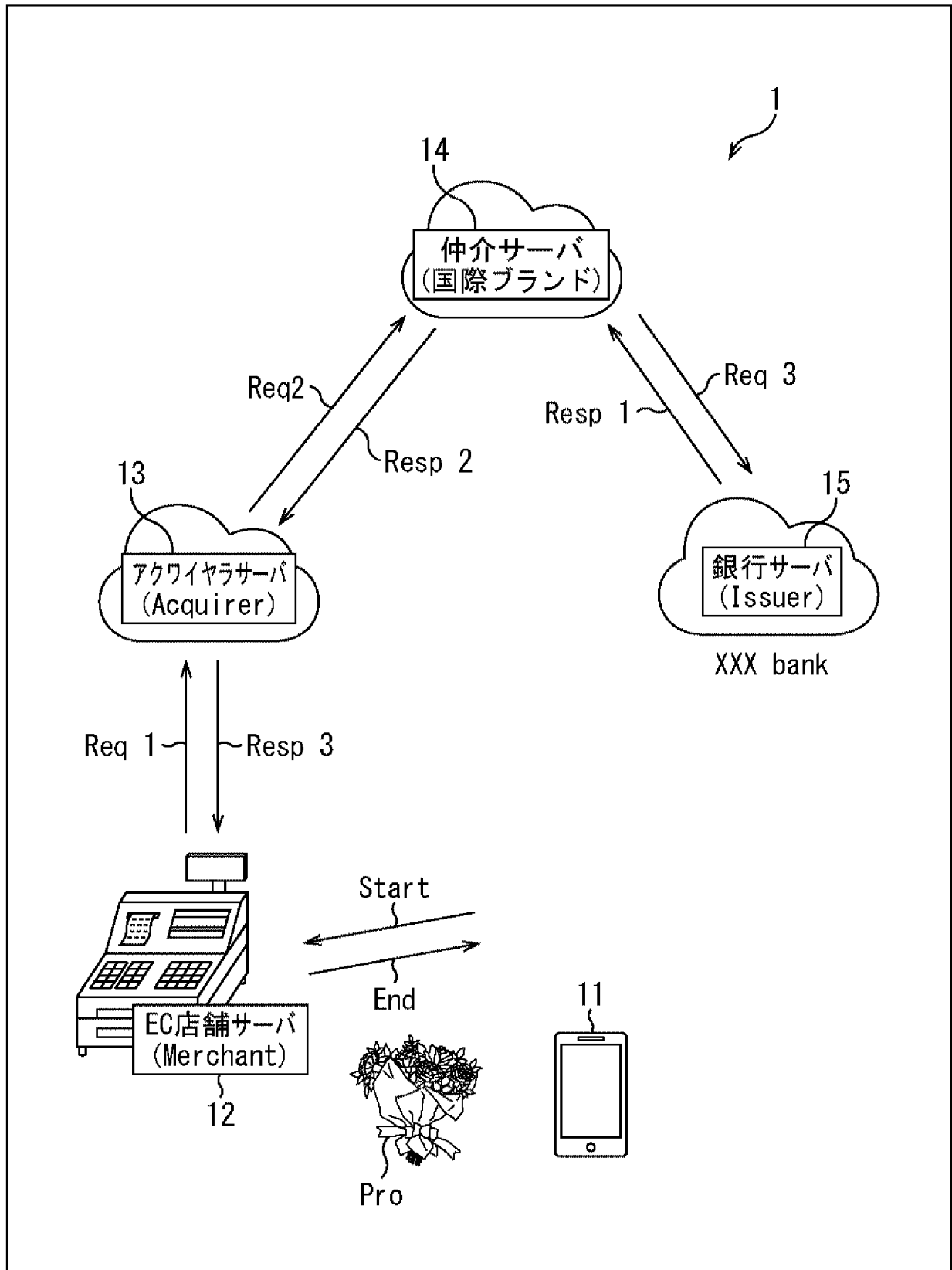
前記認証処理の認証結果と前記認証装置位置情報を前記情報処理装置に送信する認証装置位置情報送信処理とを含み、

前記クライアント装置の制御方法は、

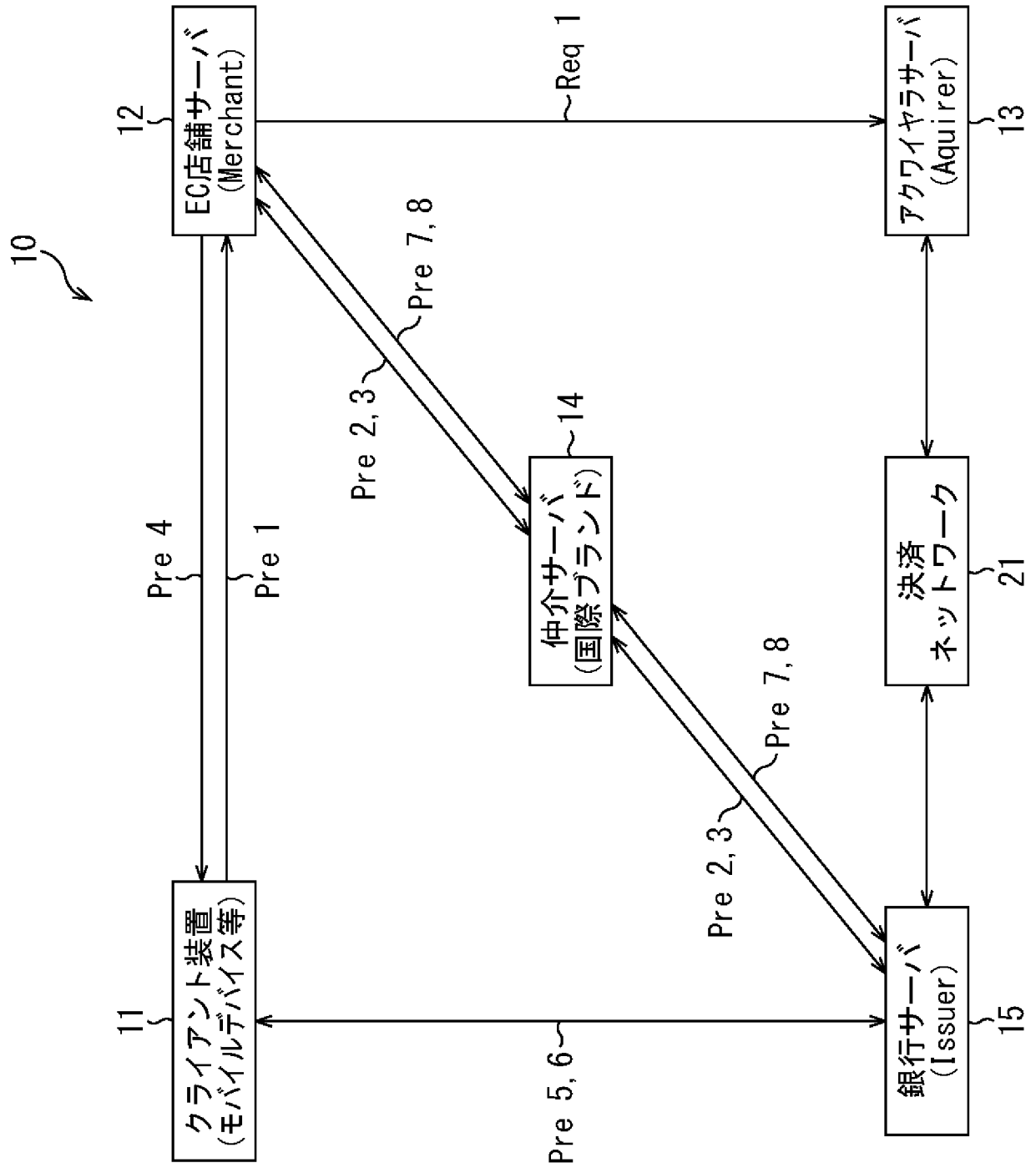
前記クライアント装置の位置情報をクライアント装置位置情報として取得するクライアント装置位置情報取得処理と、

前記クライアント装置位置情報を前記情報処理装置に送信するク

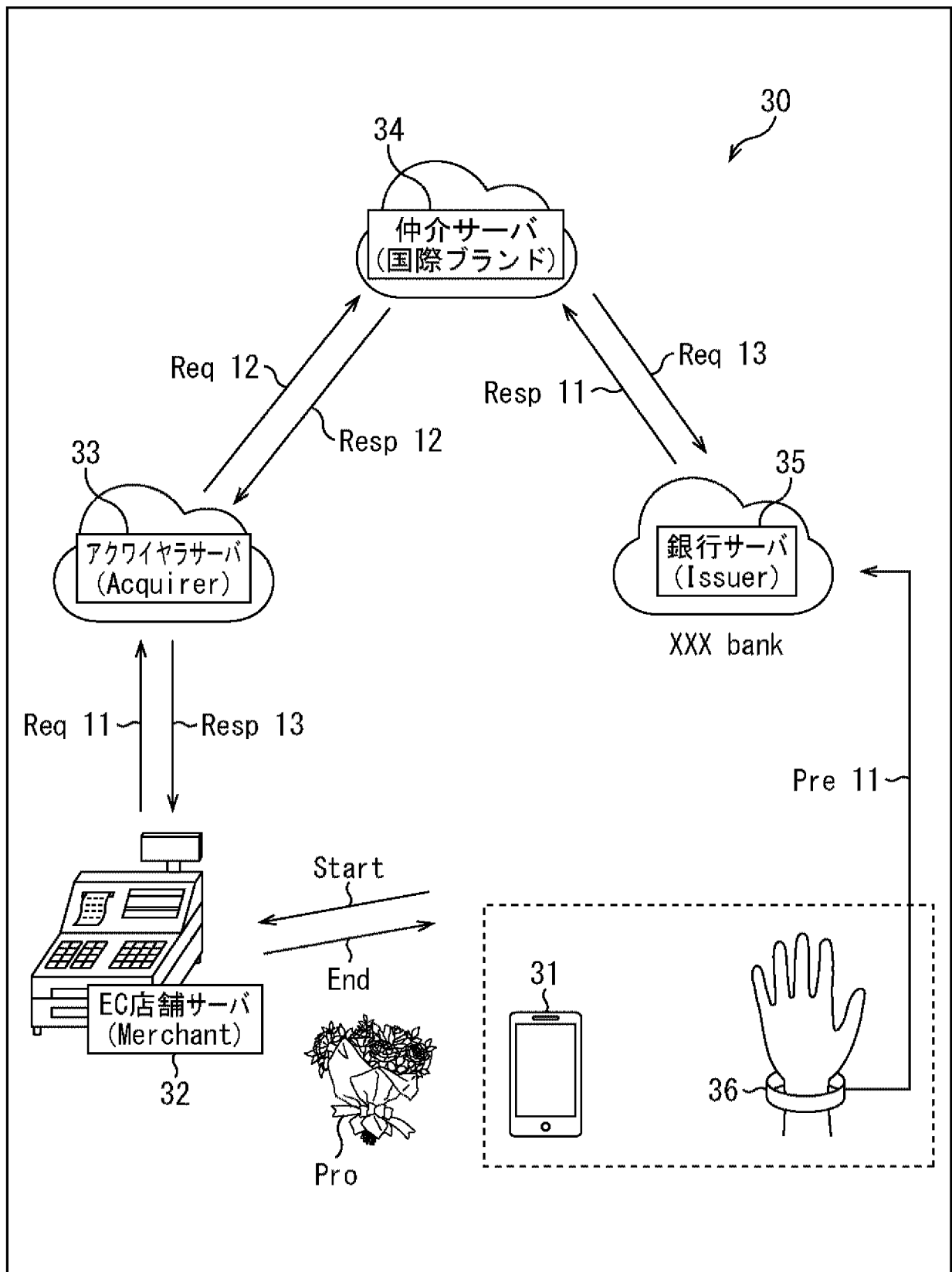
クライアント装置位置情報送信処理とを含む
クライアントシステムの制御方法。

[図1]
FIG. 1

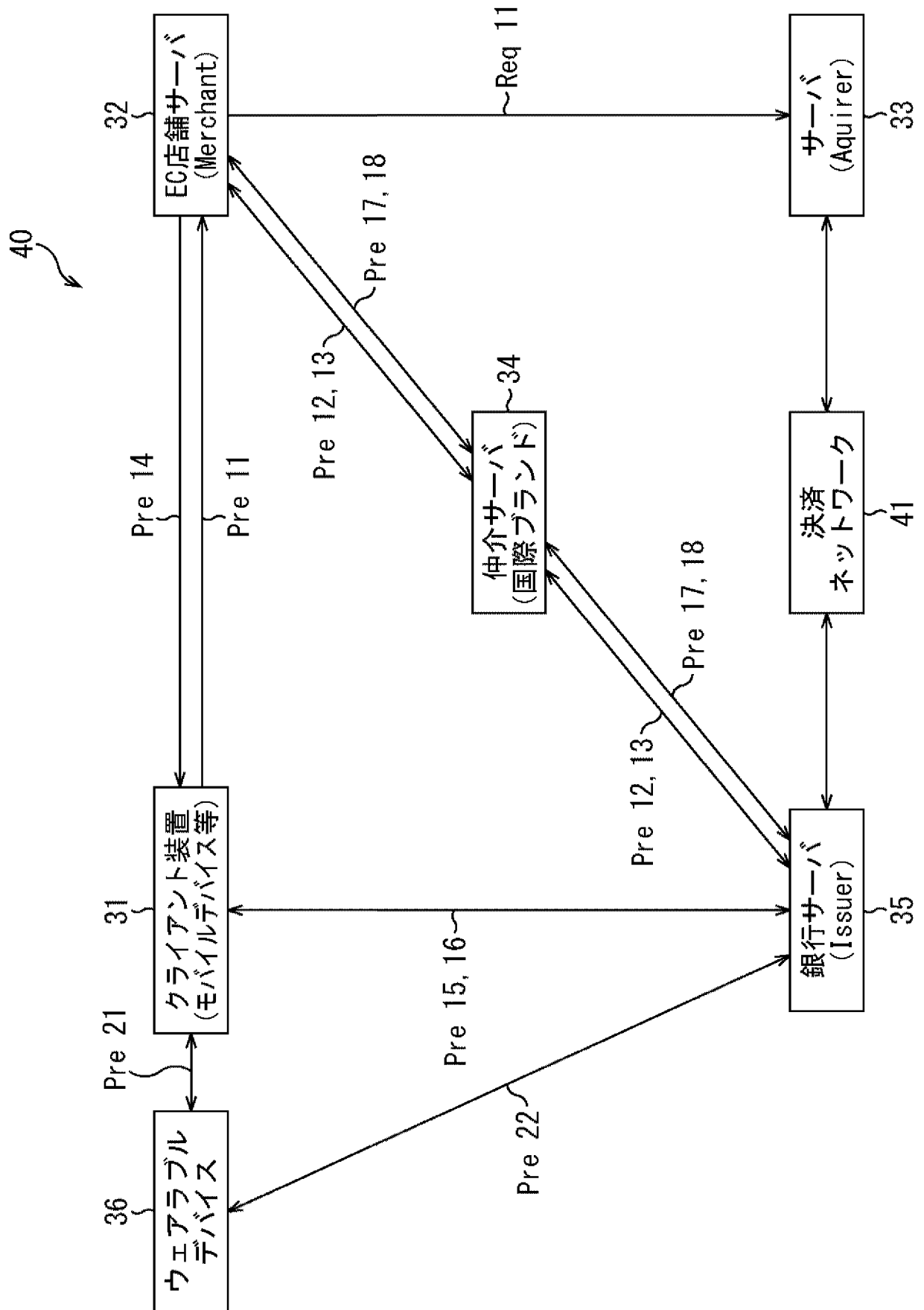
[図2]
FIG. 2



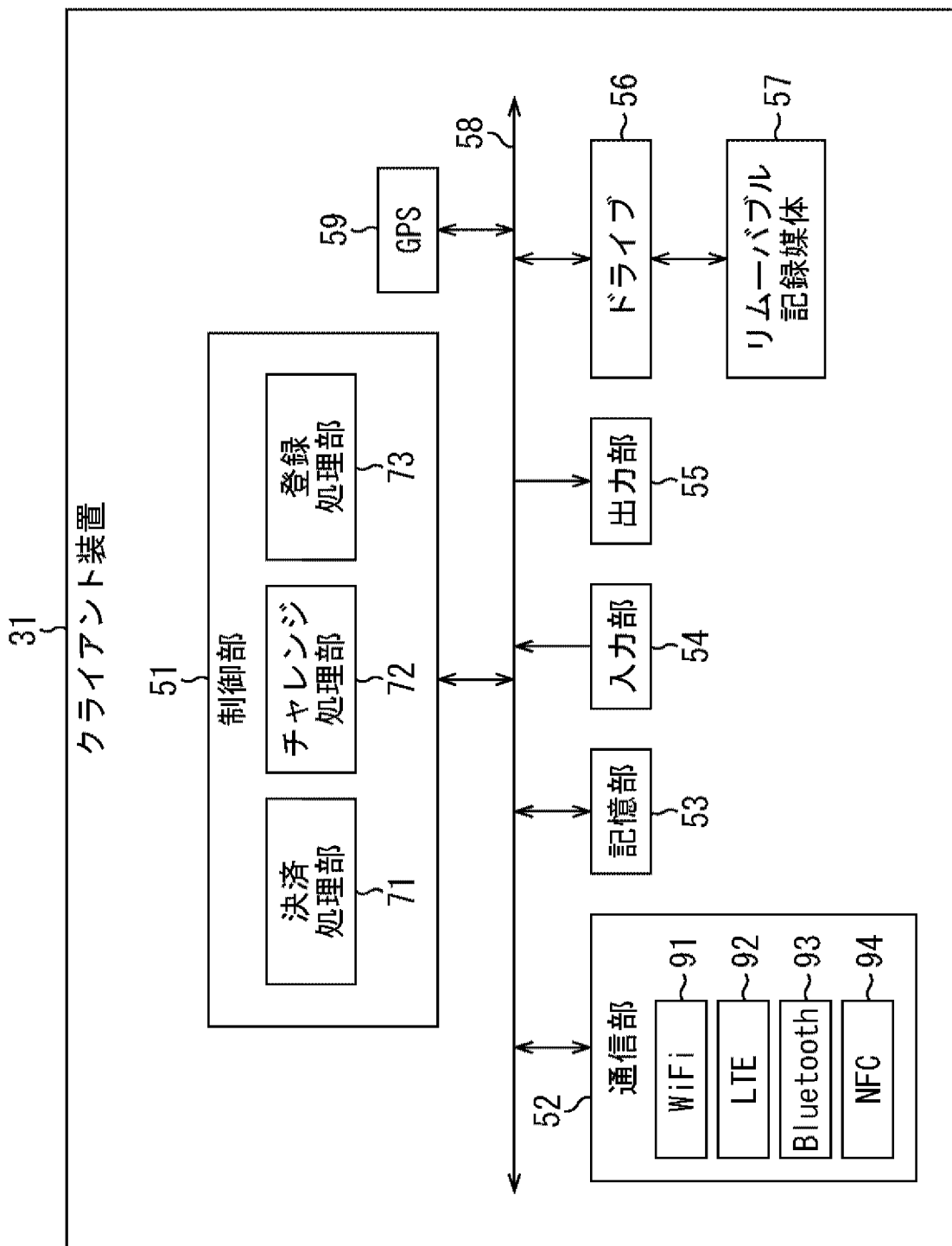
[図3]
FIG. 3

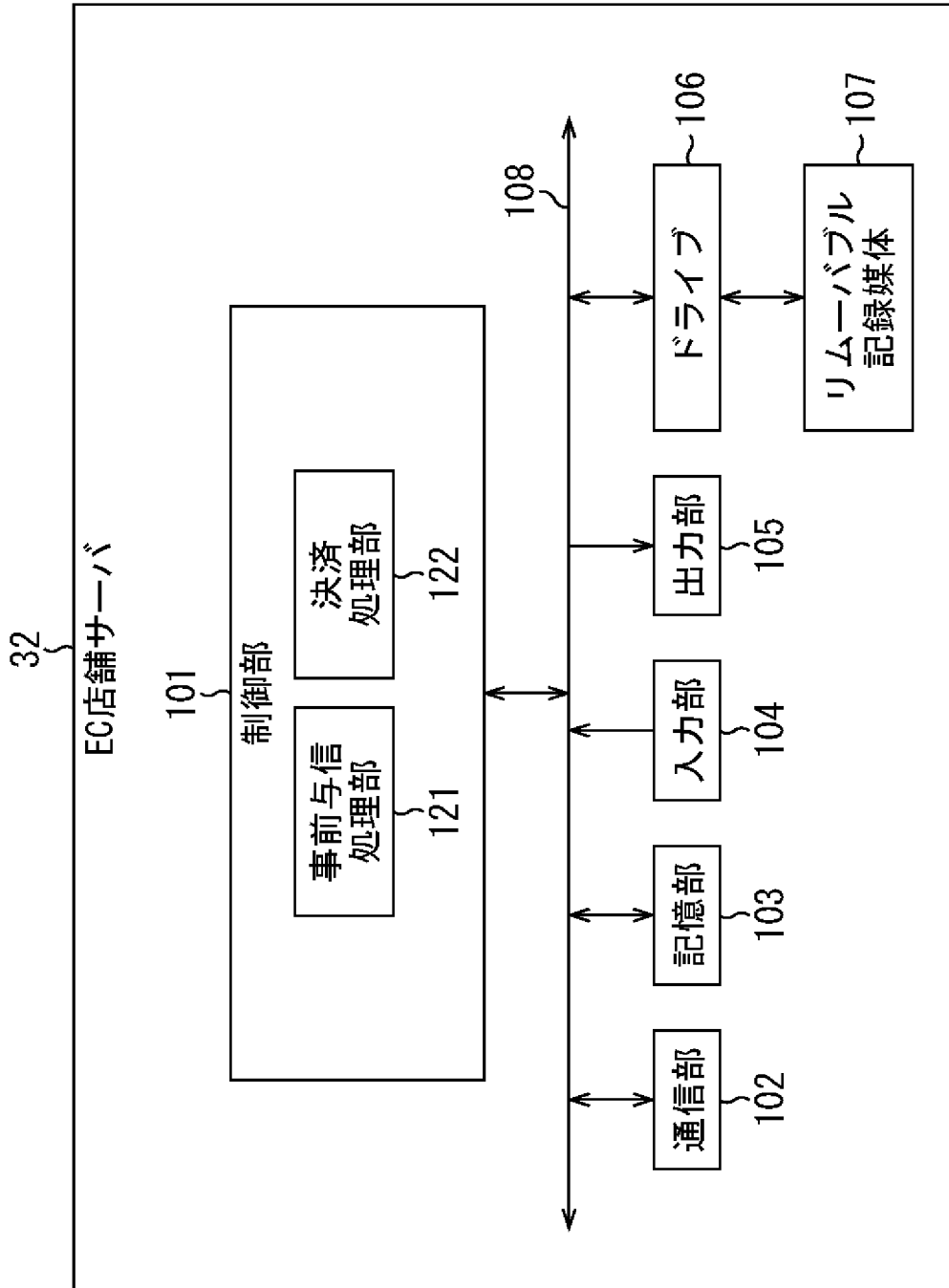


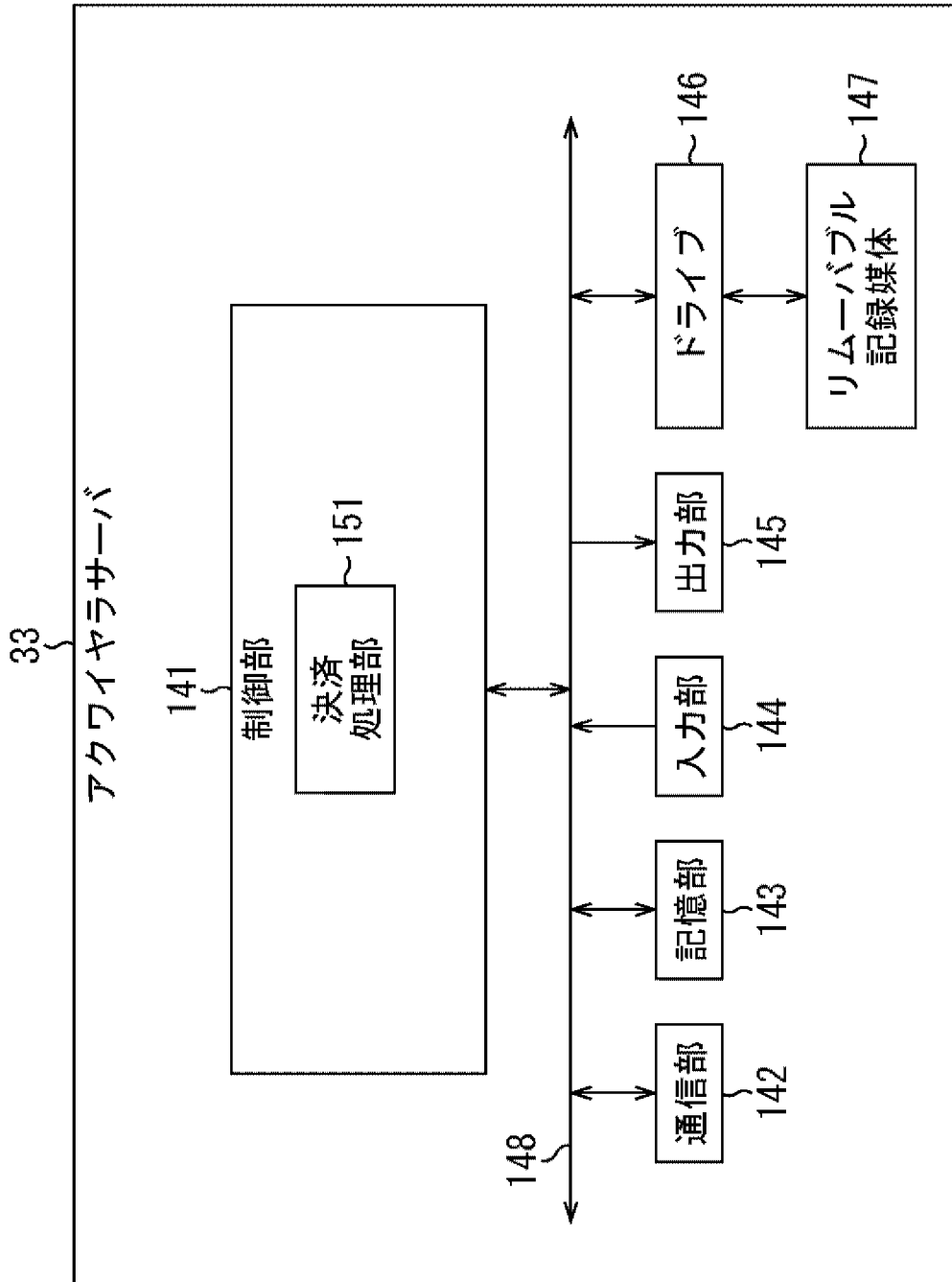
[図4]
FIG. 4

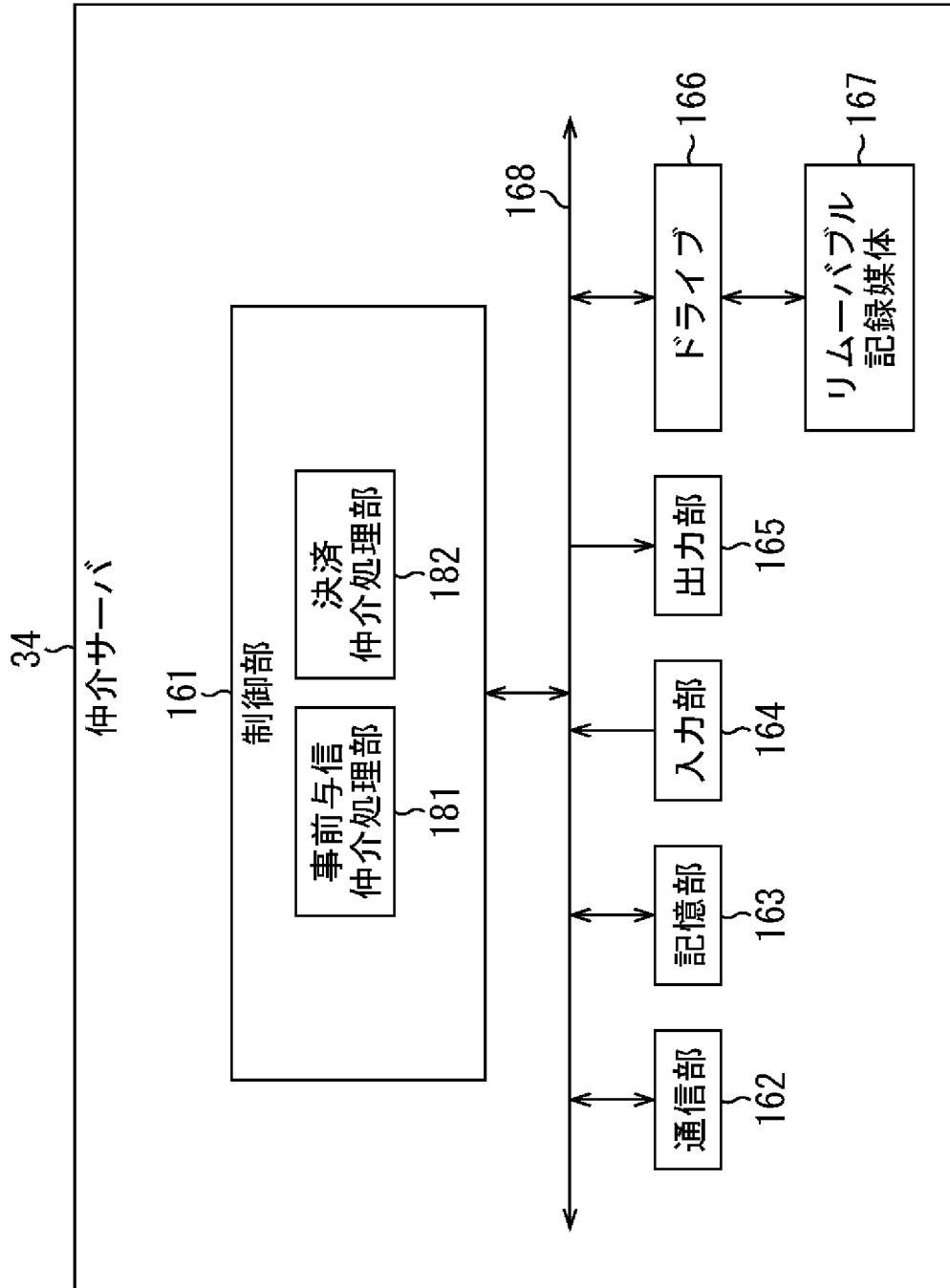


[図5]
FIG. 5

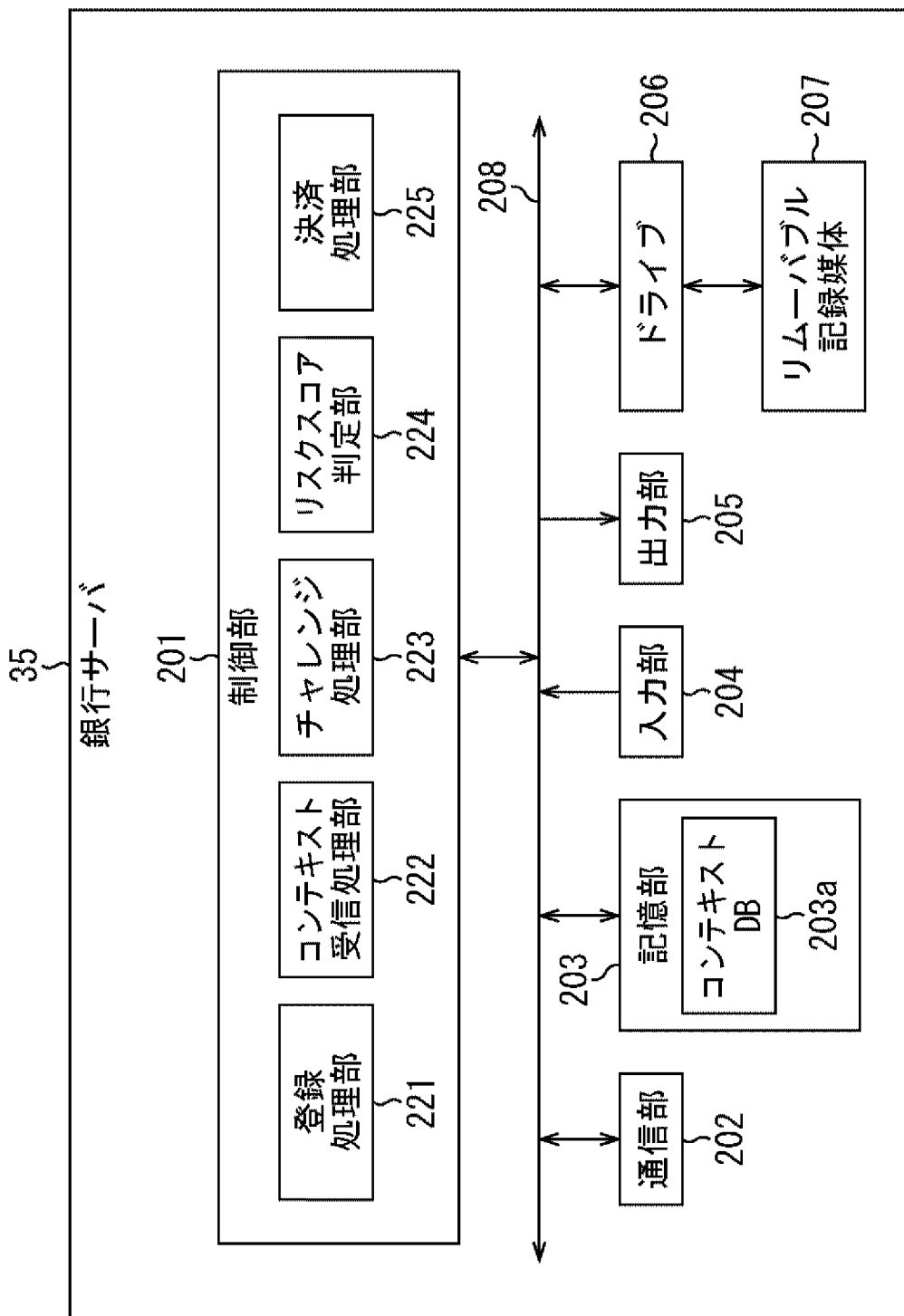


[図6]
FIG. 6

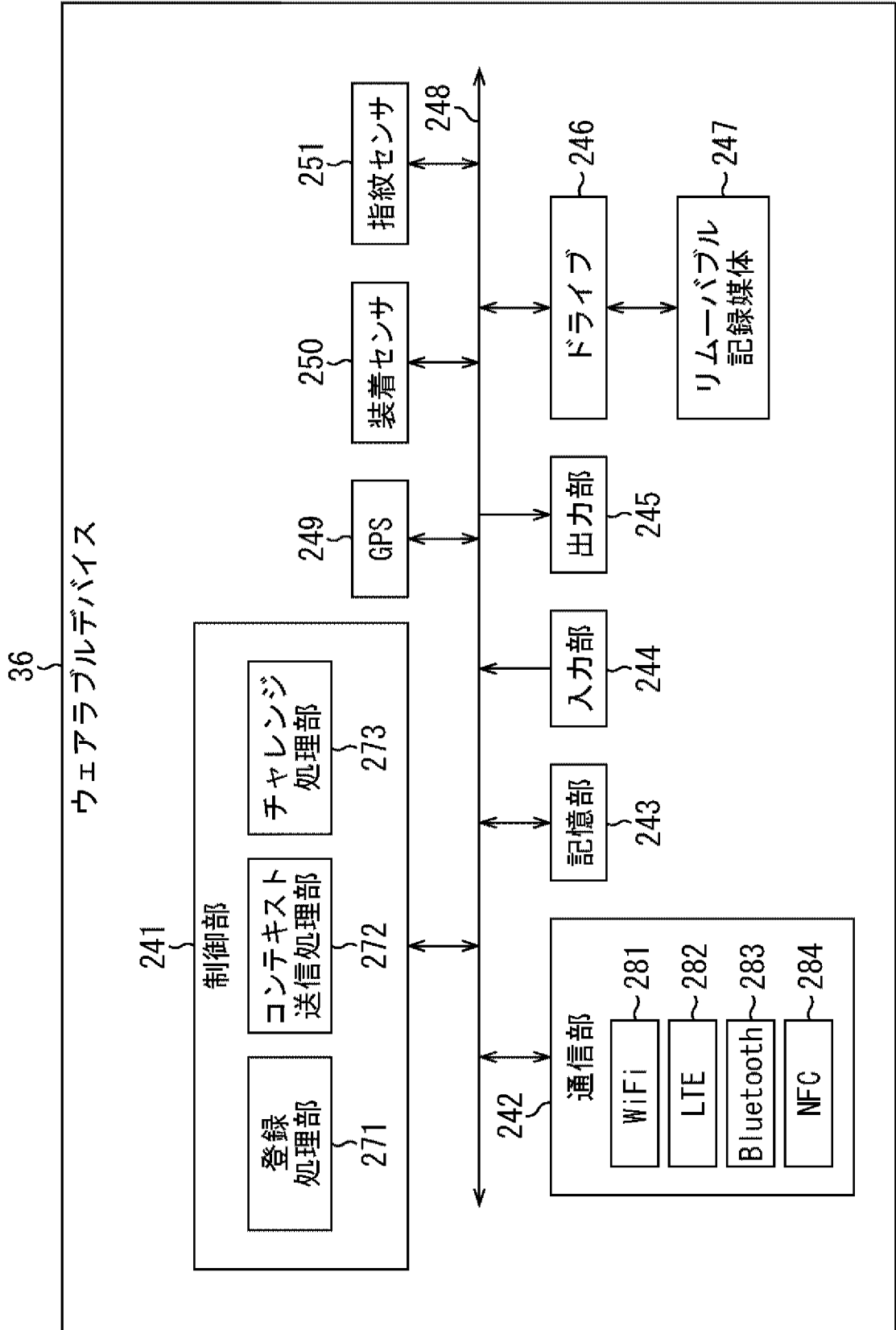
[図7]
FIG. 7

[図8]
FIG. 8

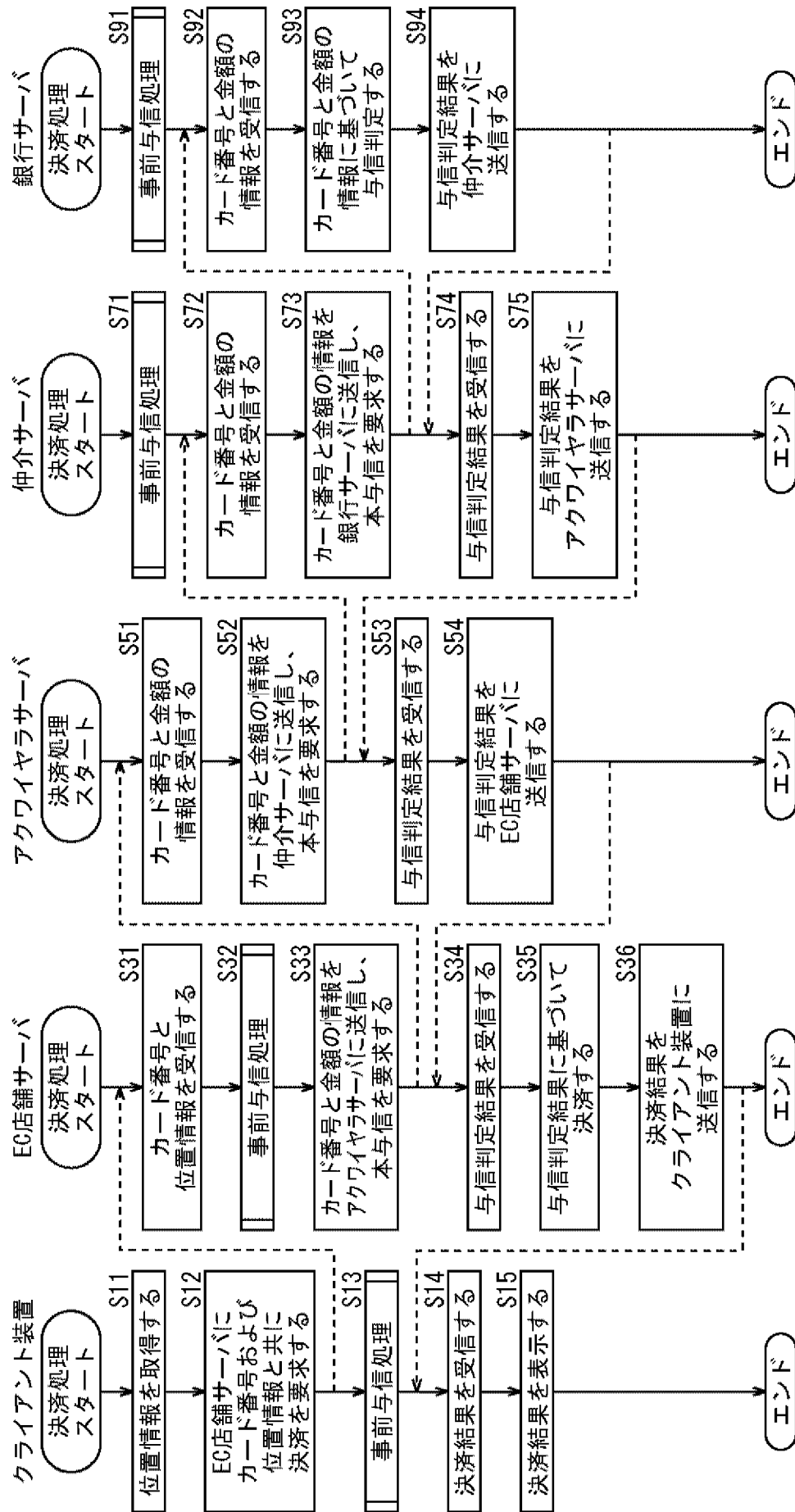
[図9]
FIG. 9



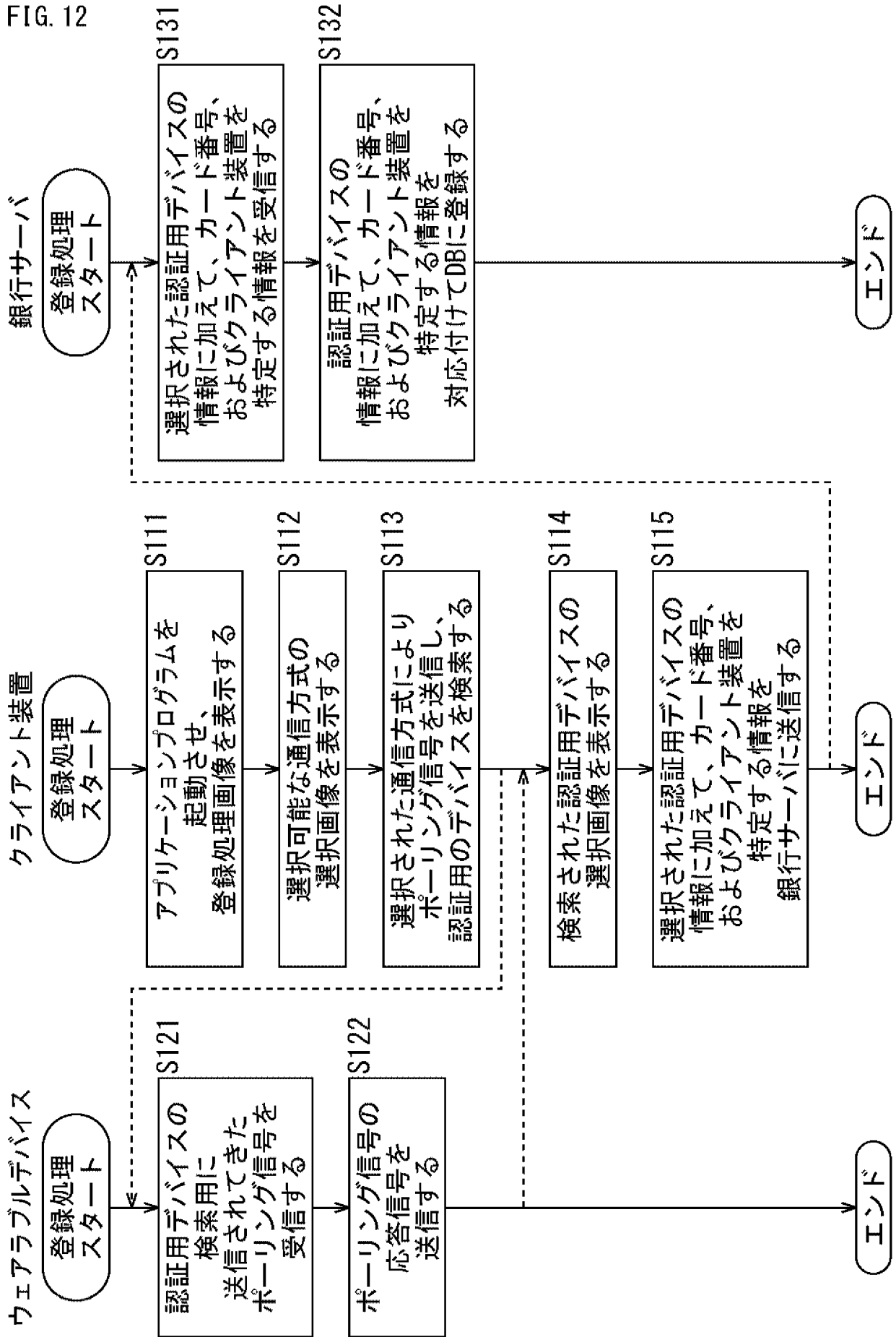
[図10]
FIG. 10



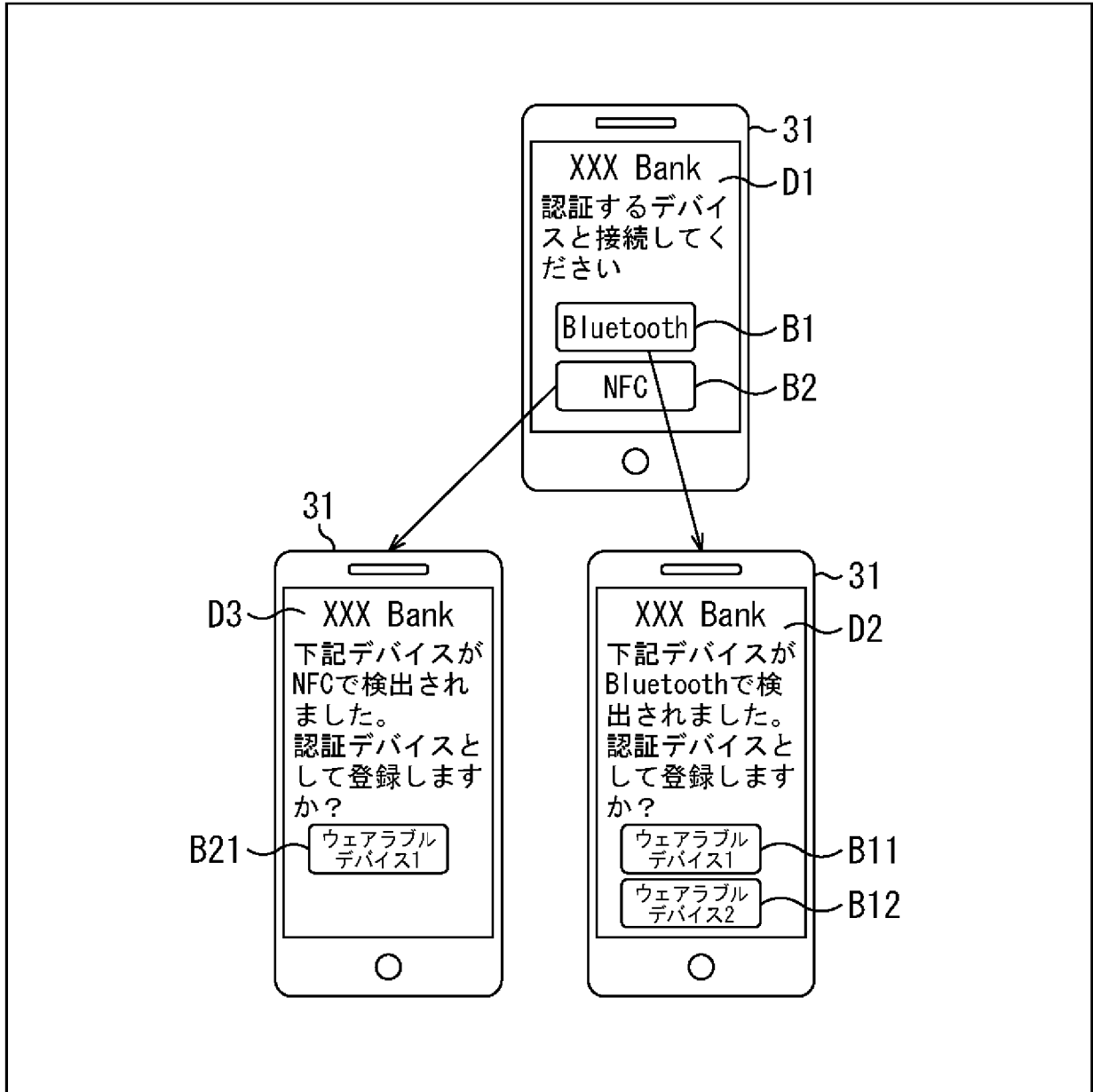
[図11]
FIG. 11



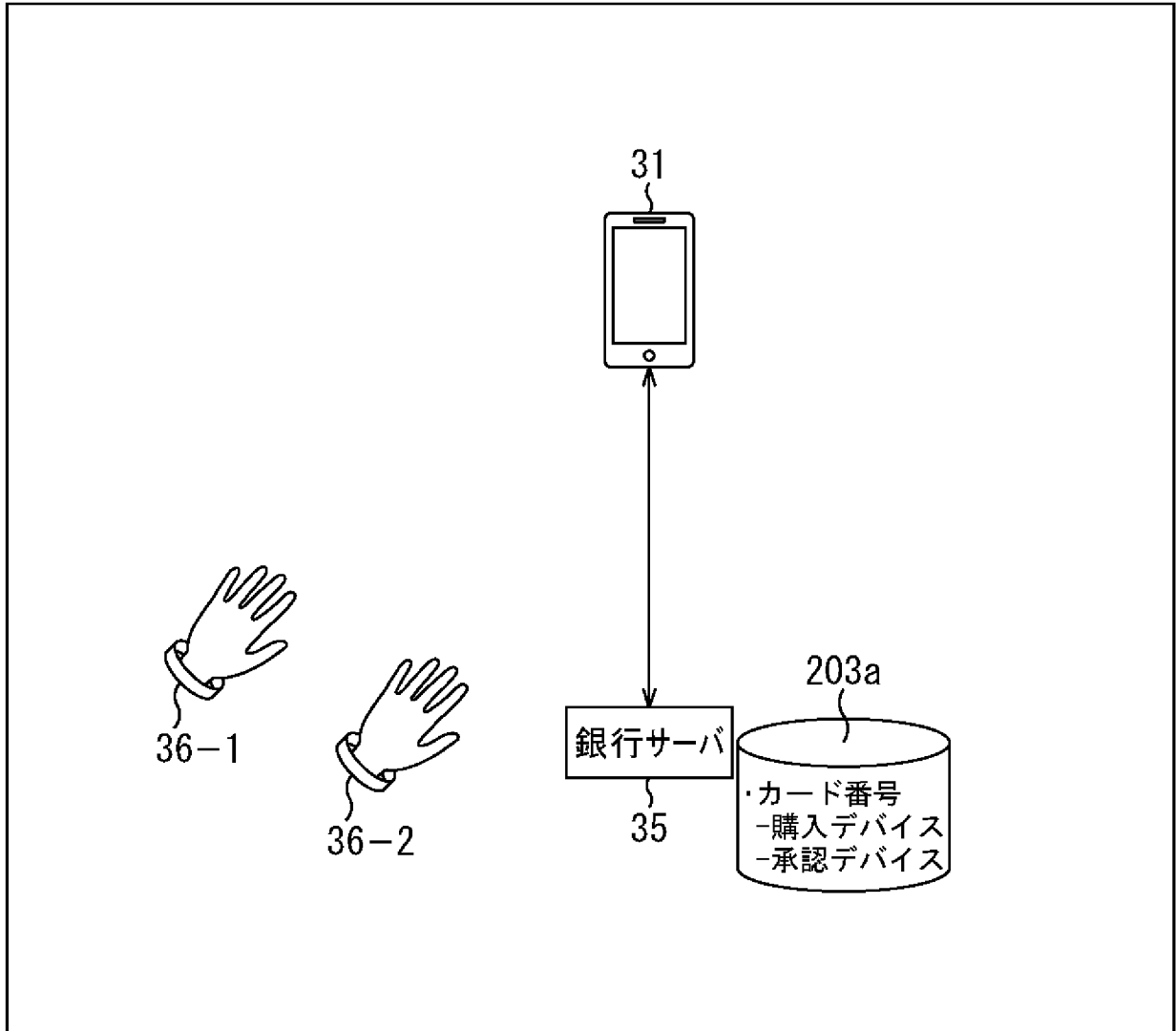
[図12]
FIG. 12



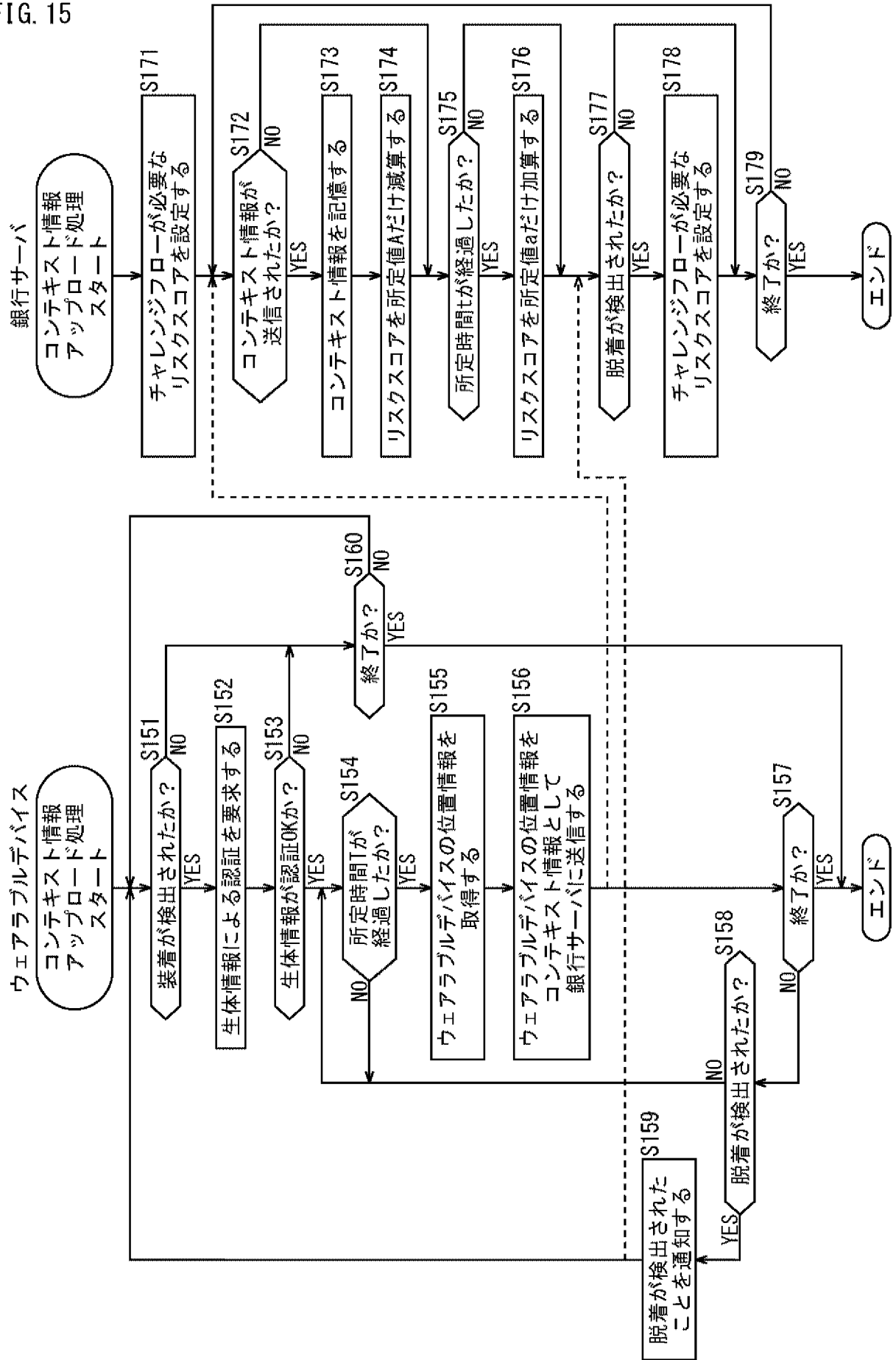
[図13]
FIG. 13



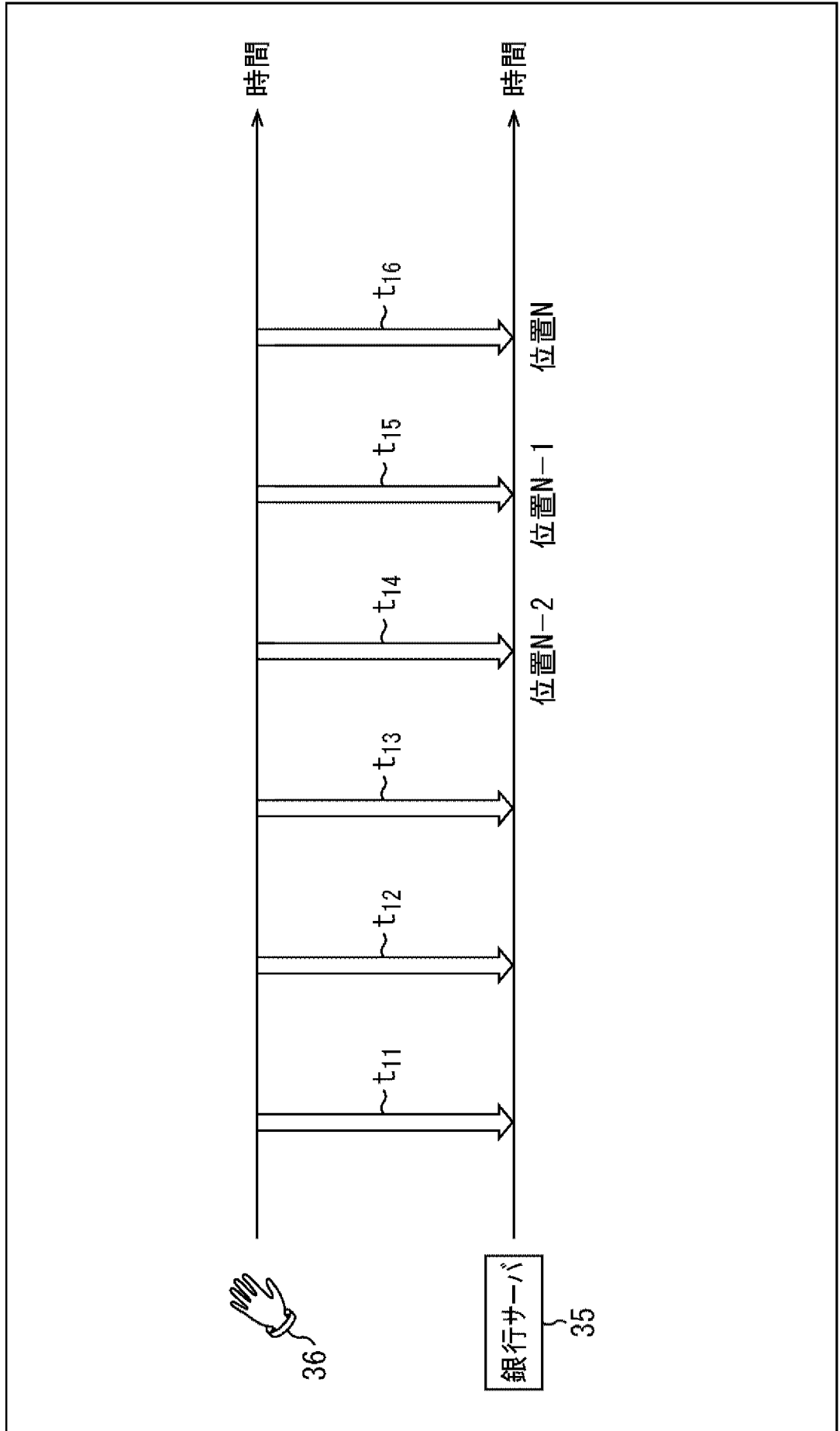
[図14]
FIG. 14



[図15]
FIG. 15

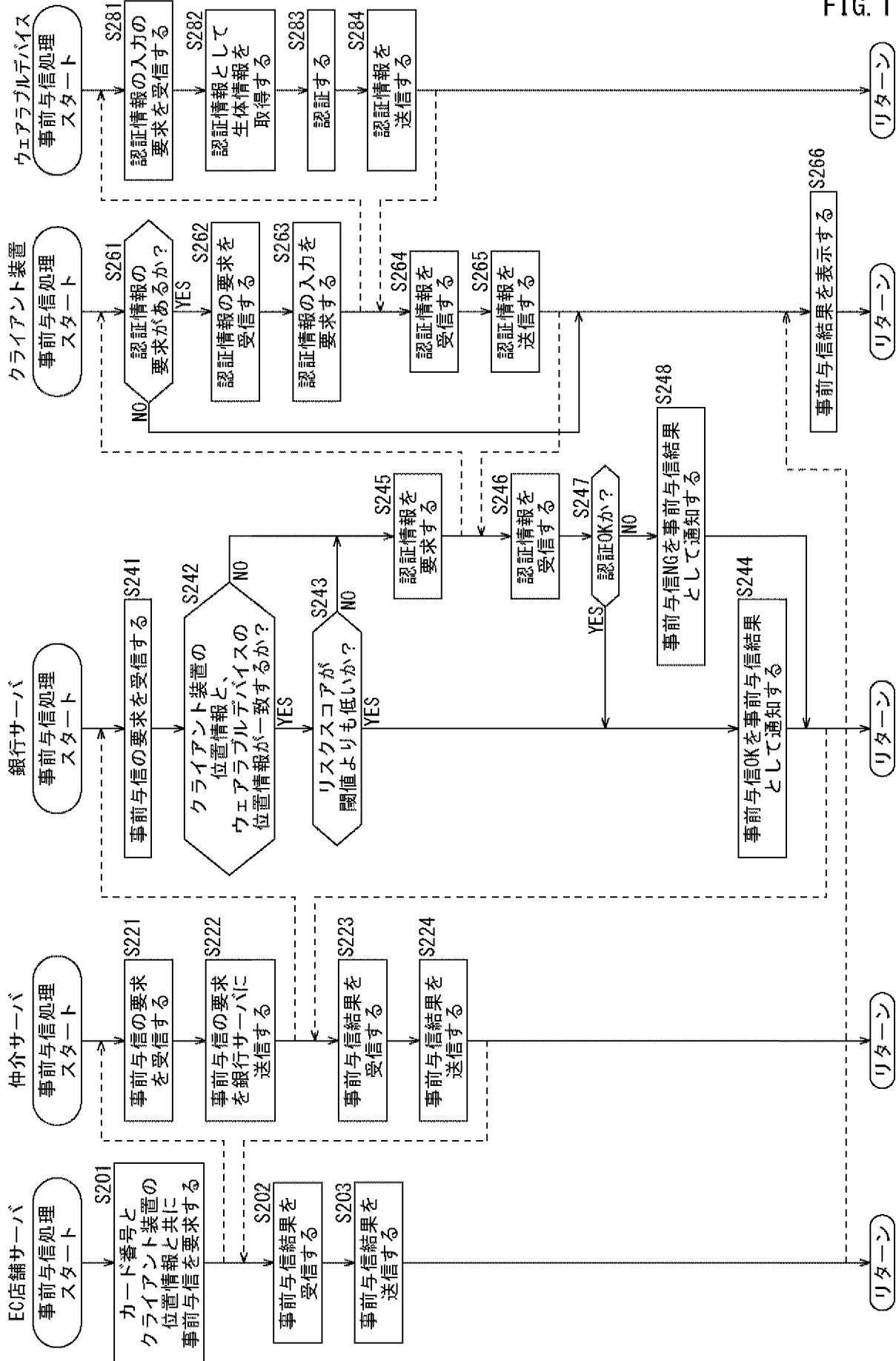


[図16]
FIG. 16

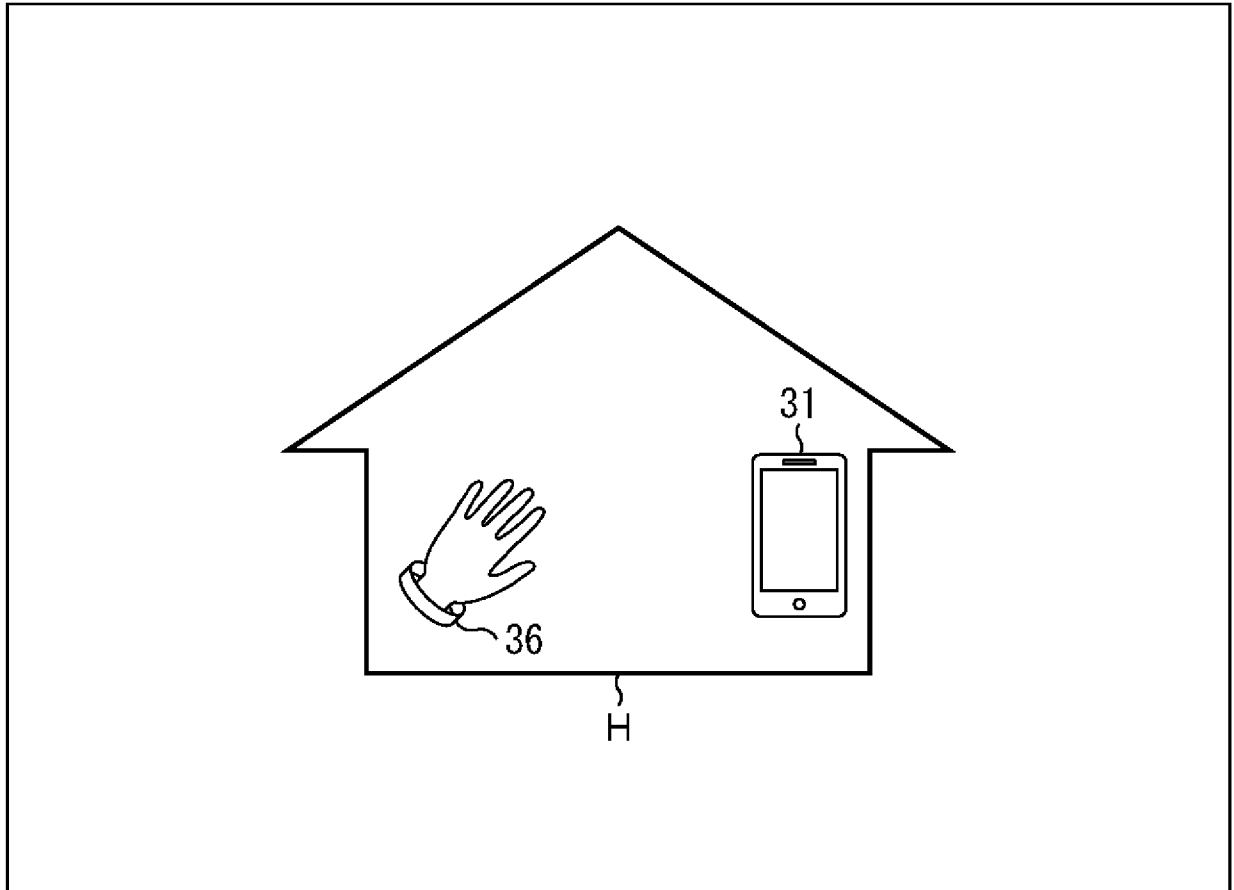


【図17】

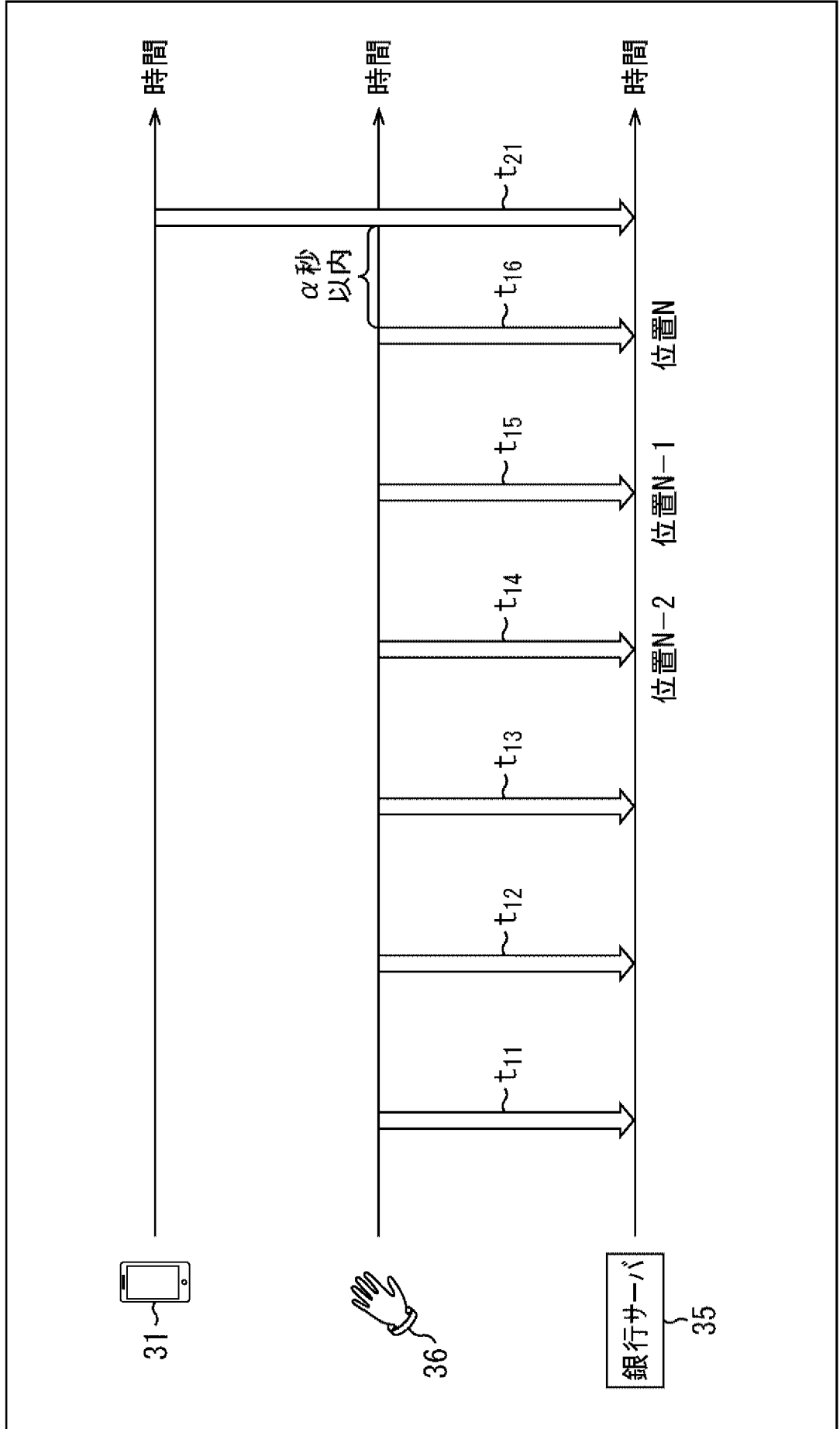
FIG. 17

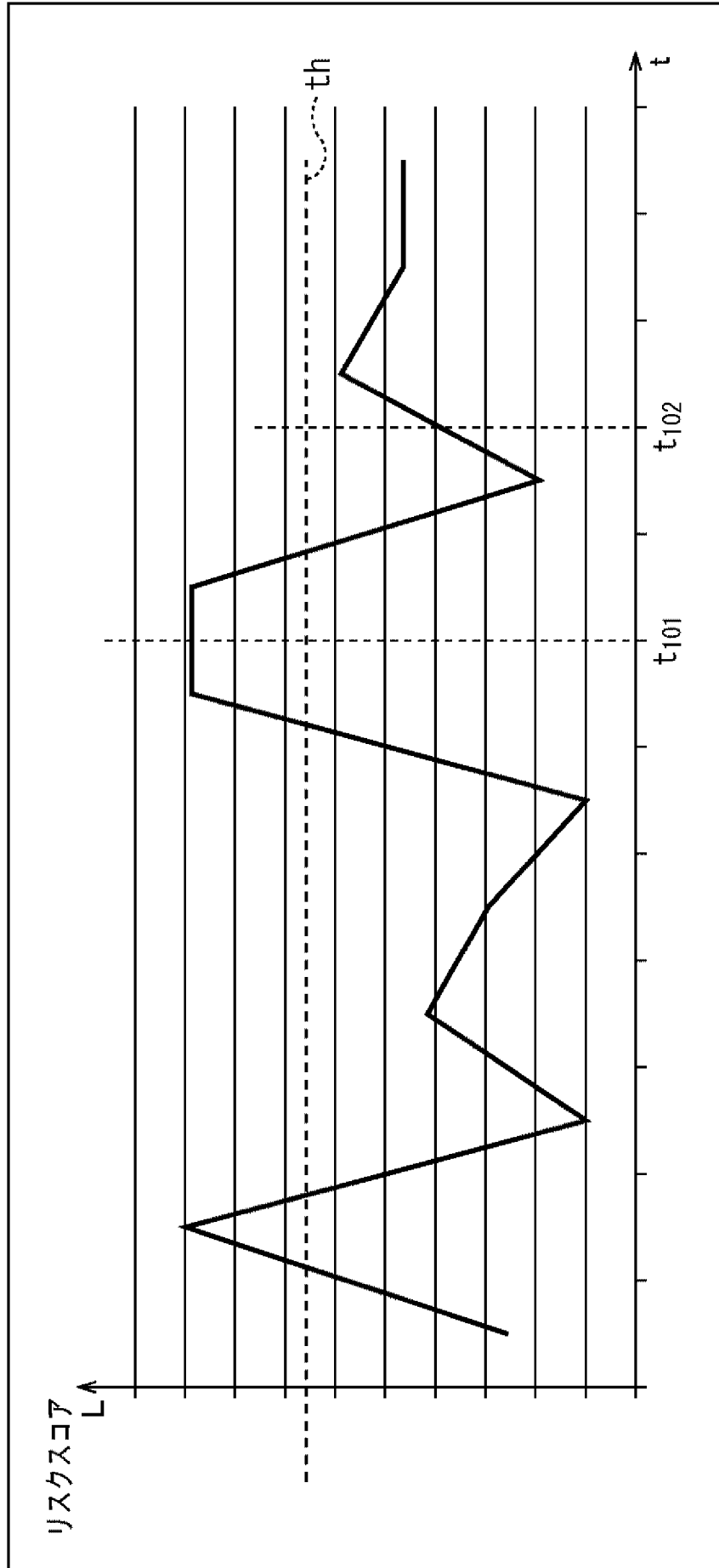


[図18]
FIG. 18

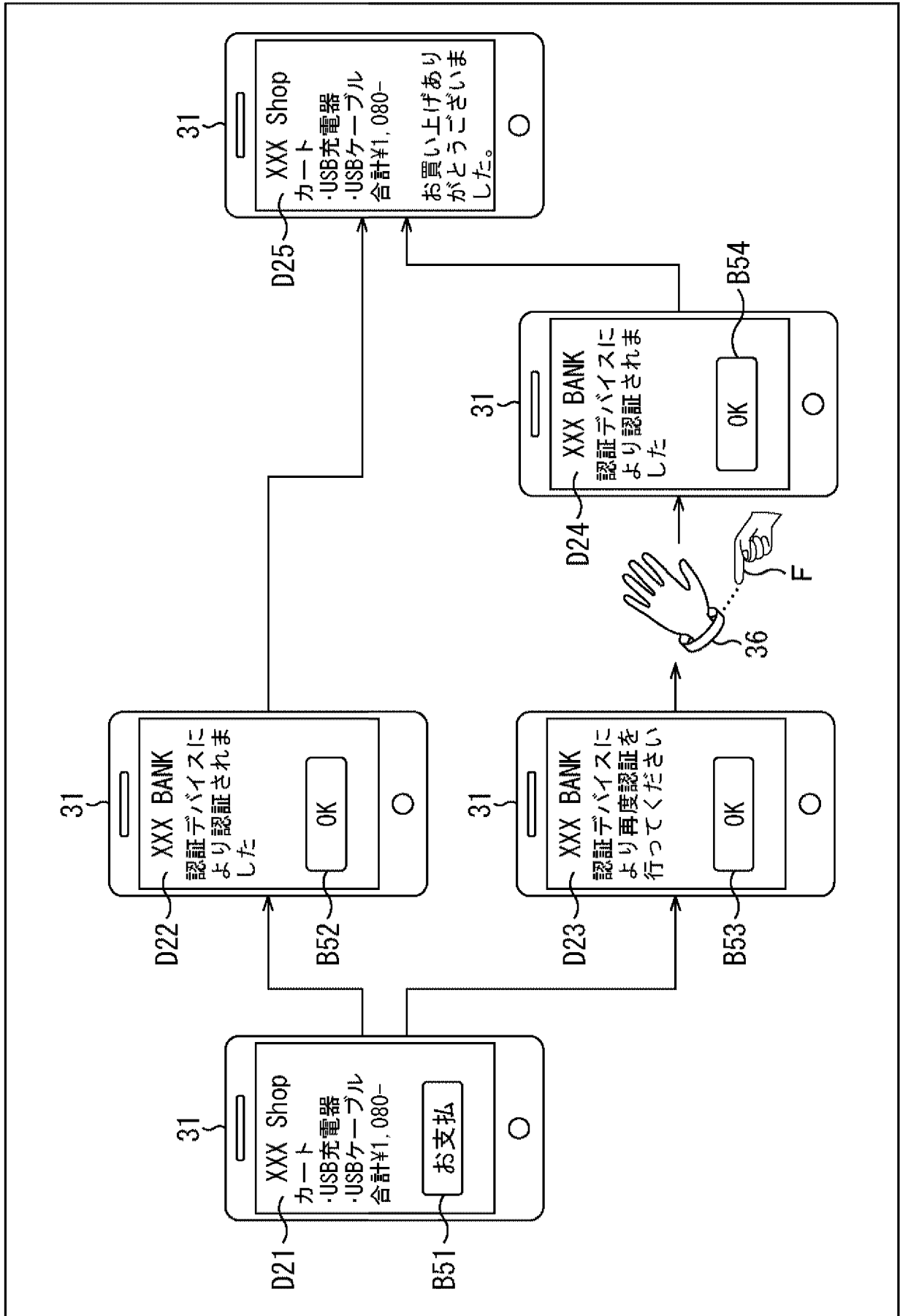


[図19]
FIG. 19

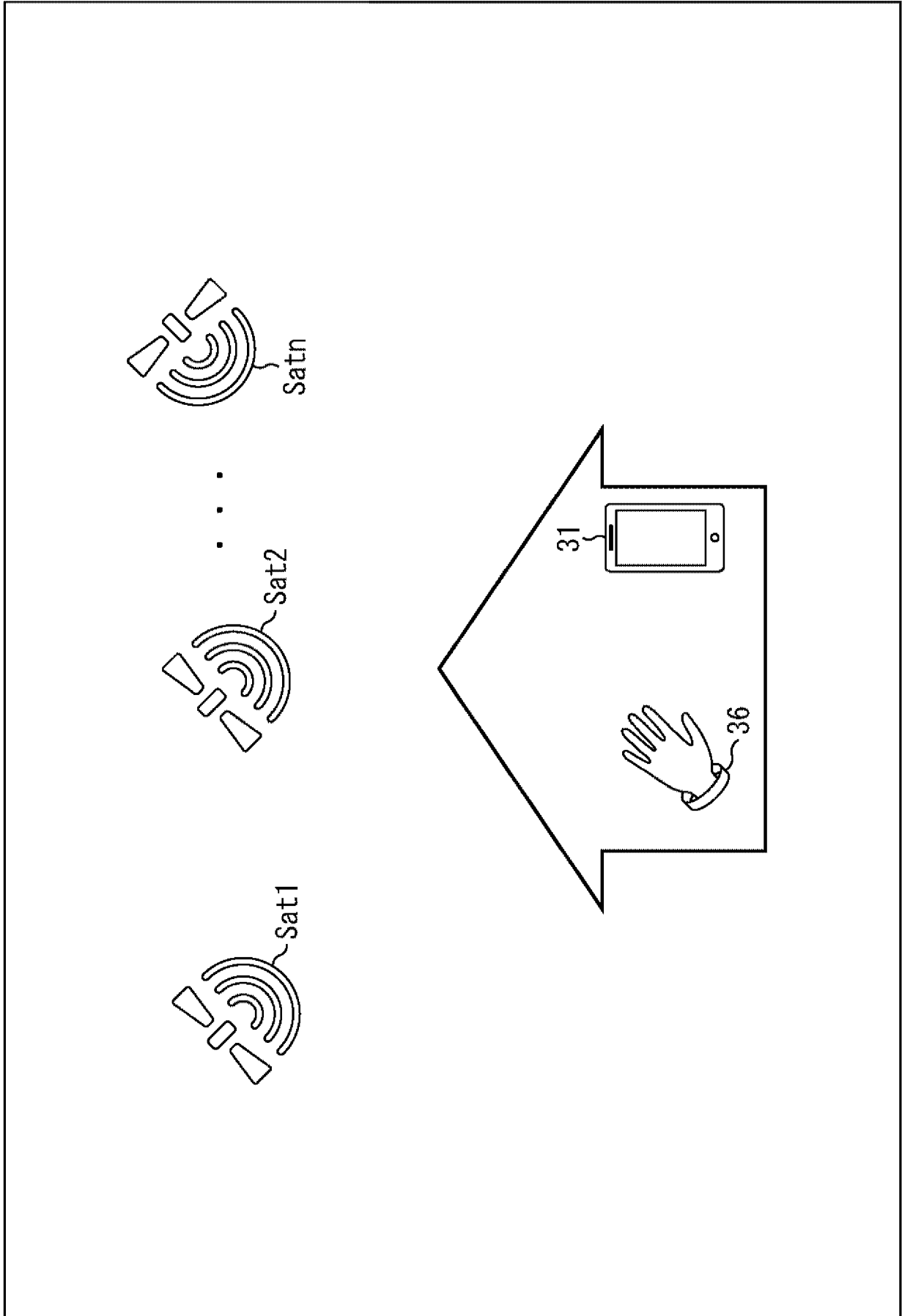


[図20]
FIG. 20

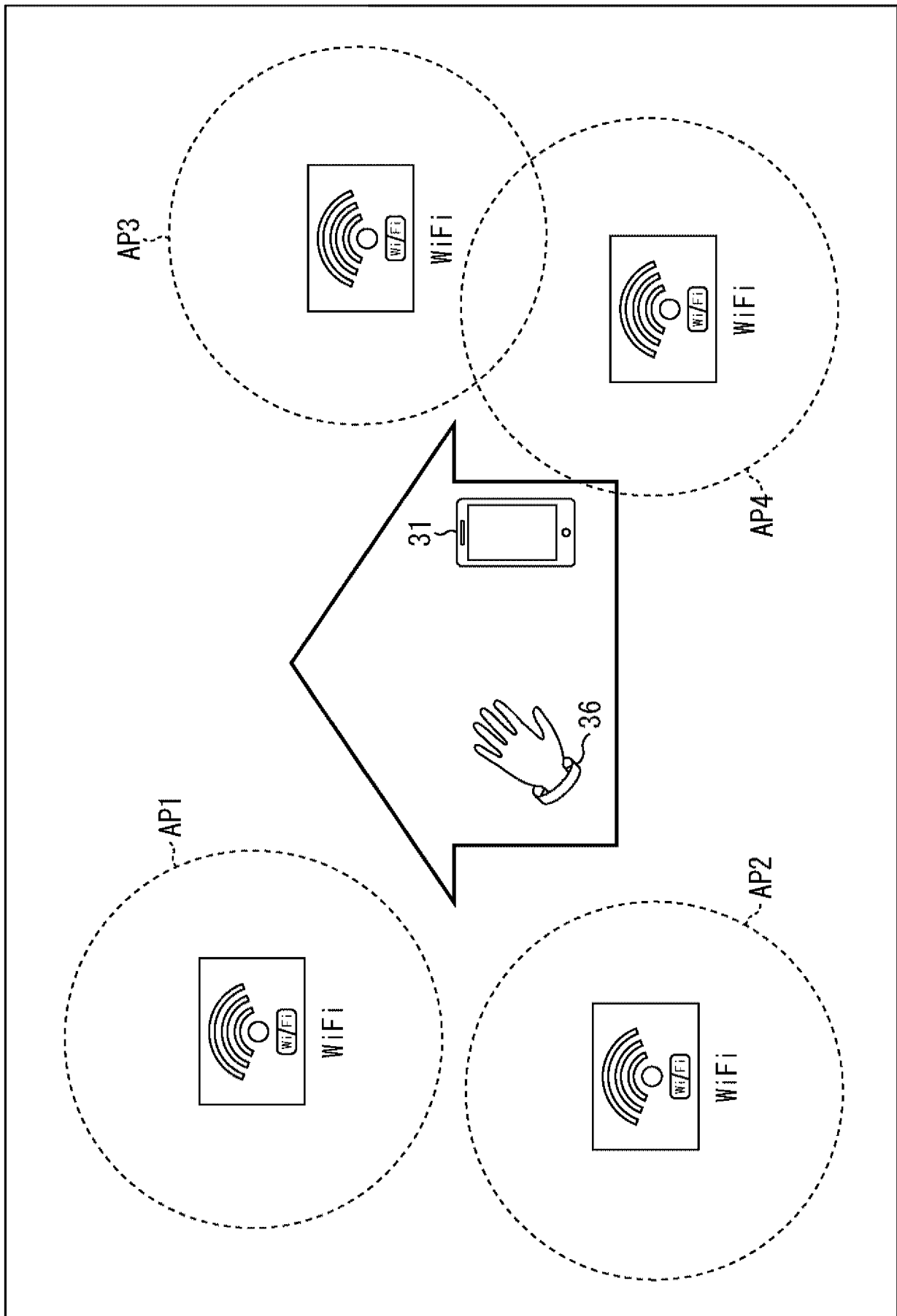
[図21]
FIG. 21




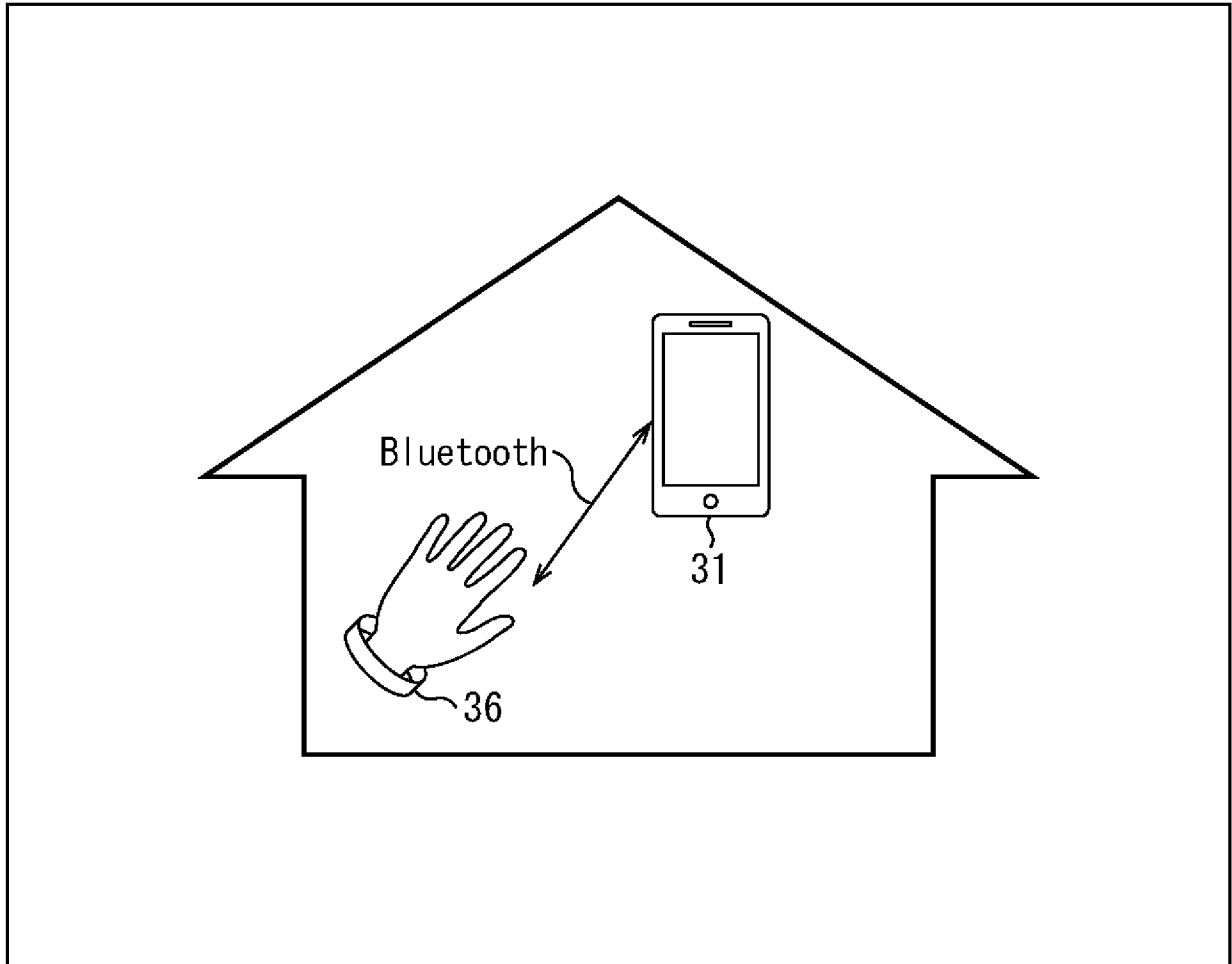
[図22]
FIG. 22



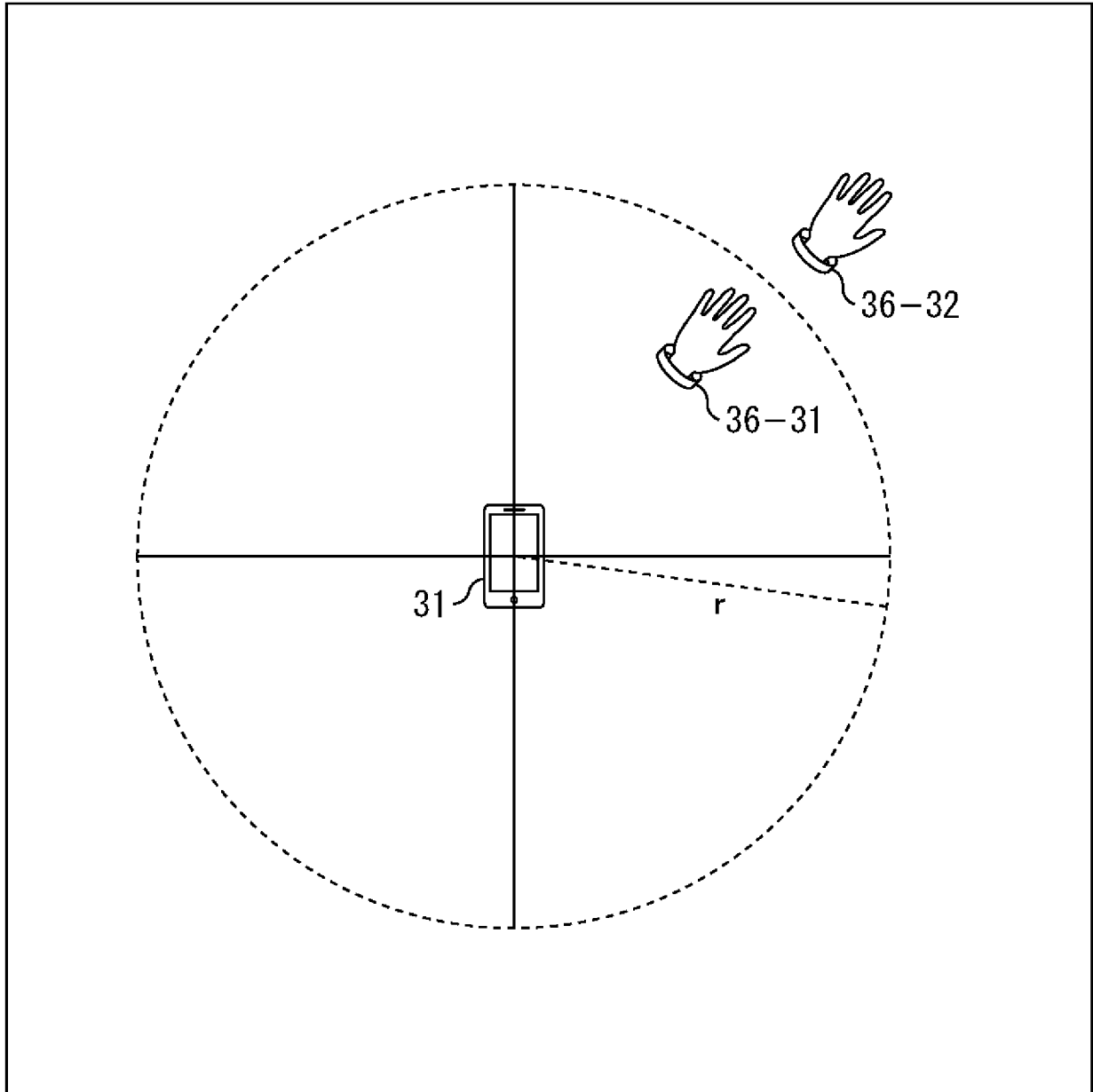
[図23]
FIG. 23



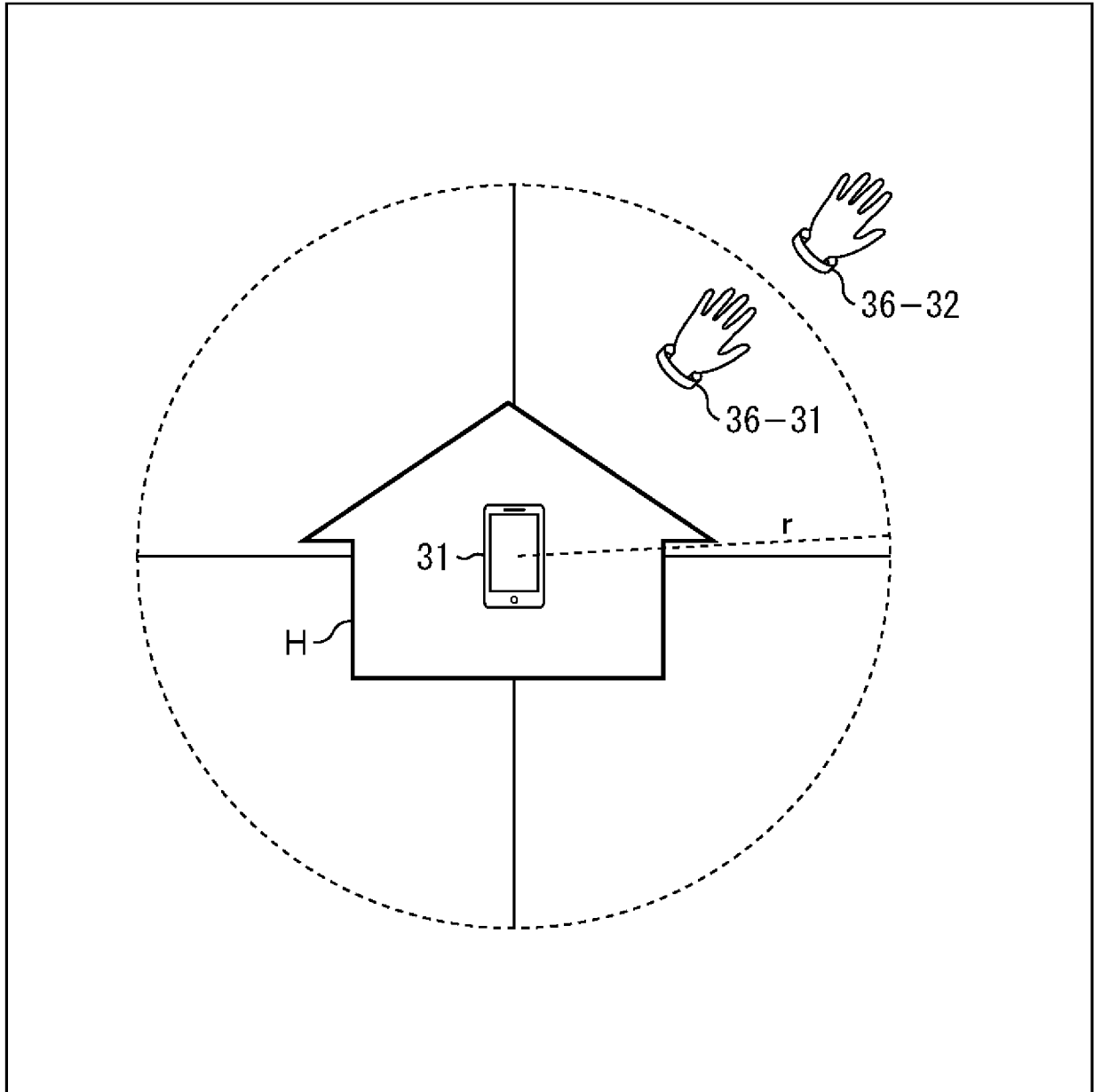
[24]
FIG. 24



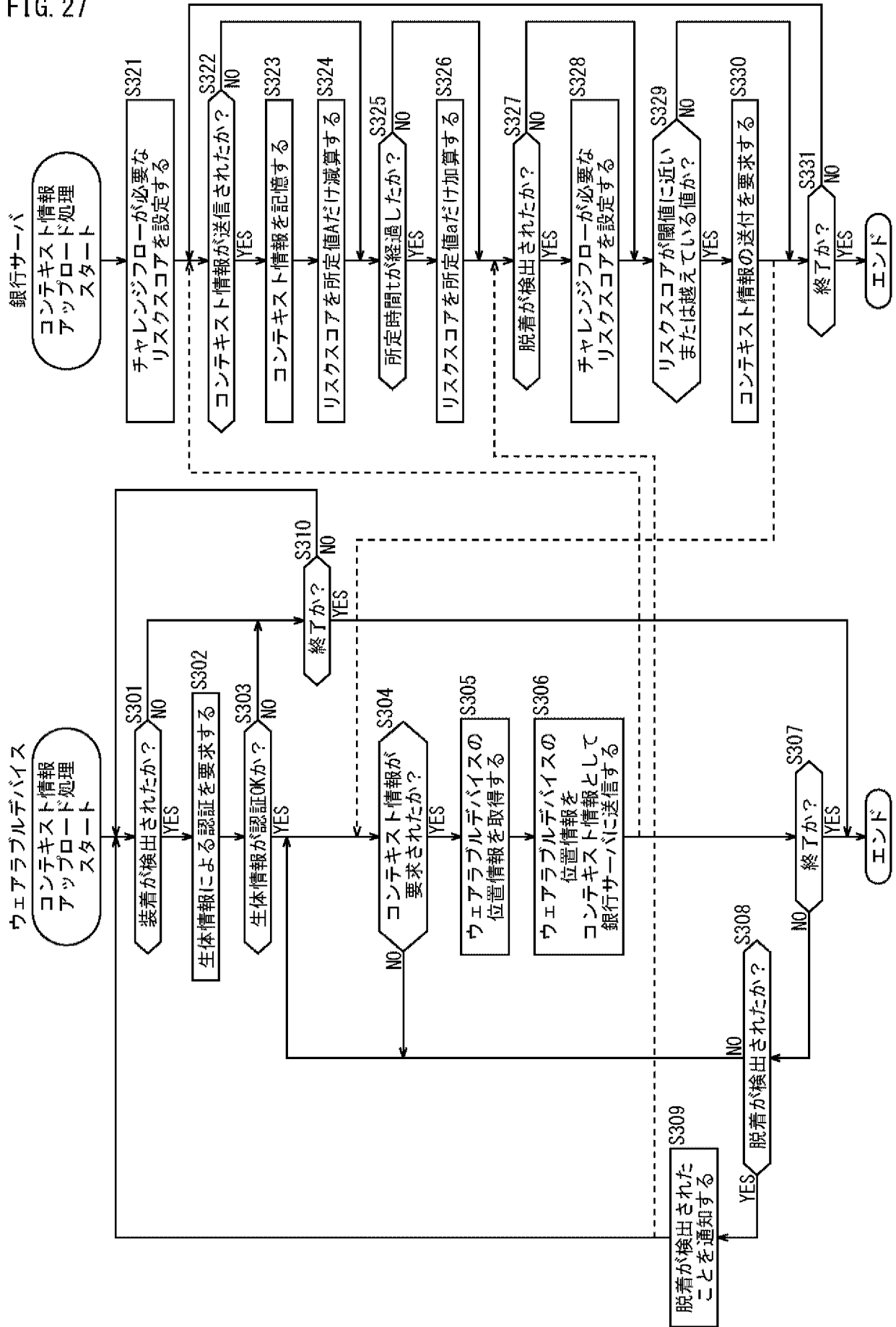
[図25]
FIG. 25



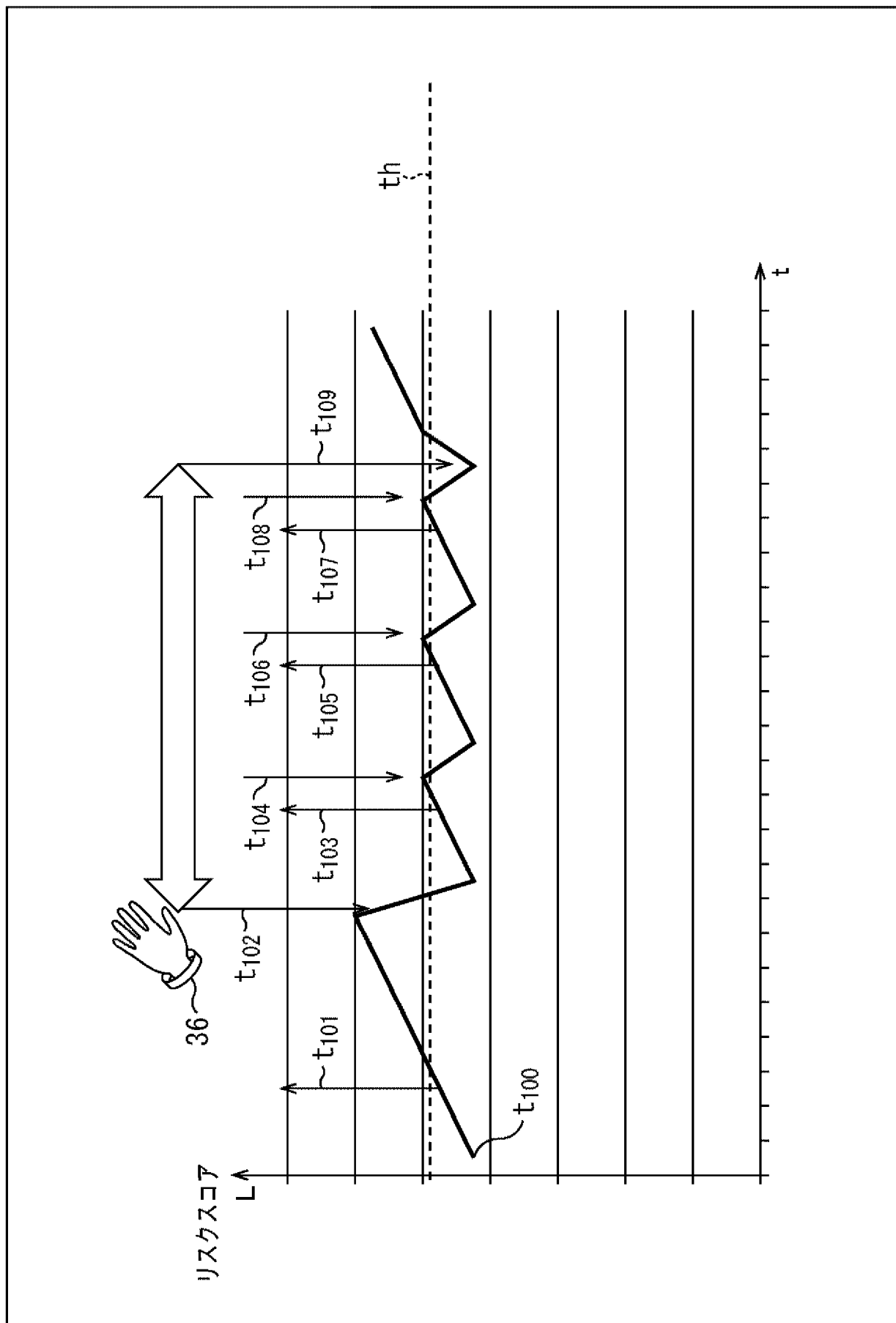
[図26]
FIG. 26



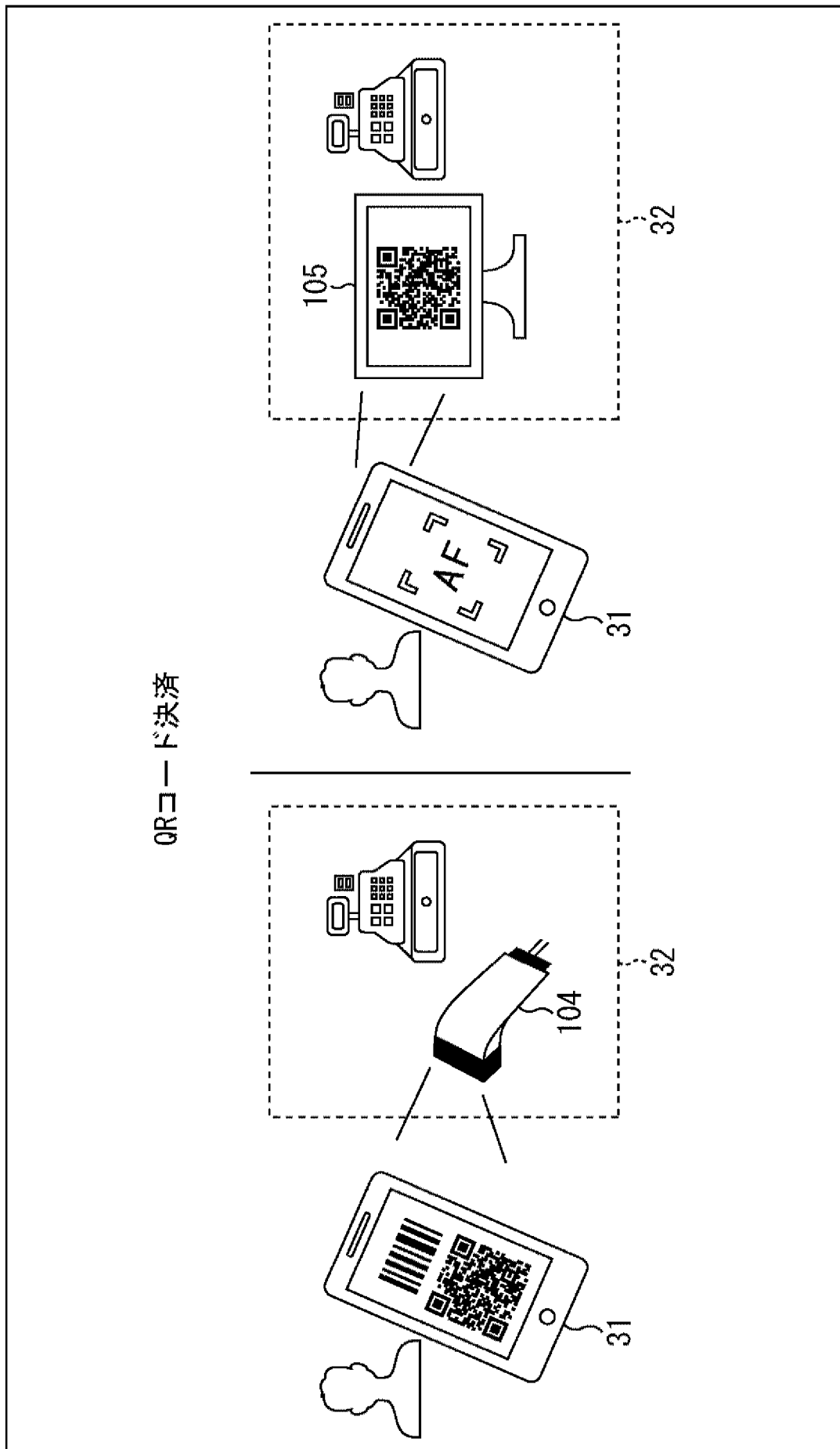
[図27]
FIG. 27



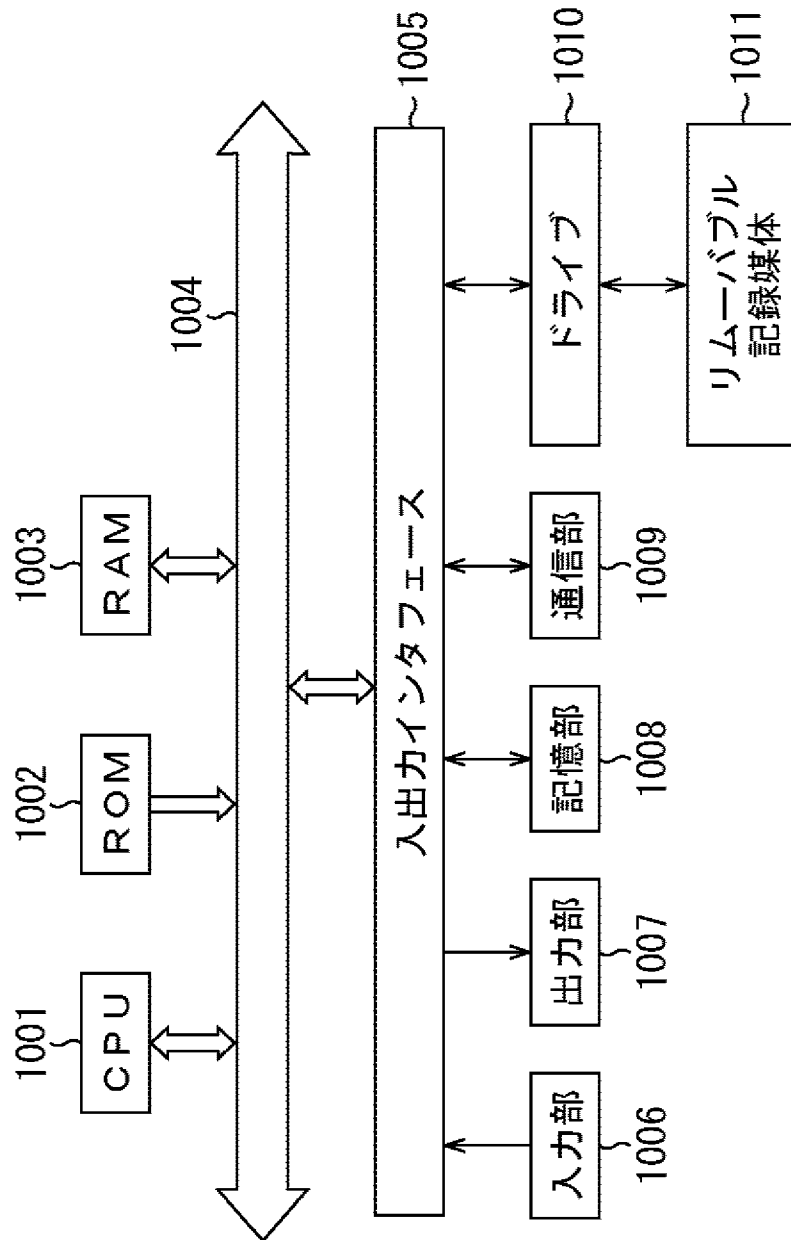
[図28]
FIG. 28



[図29]
FIG. 29



[図30]
FIG. 30



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2018/031661

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

Int. Cl. G06Q20/40 (2012.01) i, G06Q20/32 (2012.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

Int. Cl. G06Q20/40, G06Q20/32

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Published examined utility model applications of Japan 1922-1996
 Published unexamined utility model applications of Japan 1971-2018
 Registered utility model specifications of Japan 1996-2018
 Published registered utility model applications of Japan 1994-2018

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X Y	JP 2015-121910 A (HITACHI, LTD.) 02 July 2015, abstract, paragraphs [0002]-[0013], [0018], [0045]-[0049], [0056]-[0062] & US 2016/0224779 A1, abstract, paragraphs [0002]-[0013], [0027], [0054]-[0058], [0065]-[0071] & WO 2015/098384 A1 & EP 3089062 A1	1, 13 2-12, 15-19
Y	JP 2007-514333 A (RSA SECURITY, INC.) 31 May 2007, claim 1, paragraphs [0028], [0031], [0054] & US 2005/0097320 A1, claim 1, paragraphs [0034], [0037], [0060] & WO 2005/025292 A2 & CN 101073219 A	2-12, 15-19

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:
 "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
 "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date
 "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
 "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
 "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed
 "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
 "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
 "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
 "&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search 11.10.2018	Date of mailing of the international search report 23.10.2018
---	--

Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan	Authorized officer Telephone No.
--	---

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/JP2018/031661

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2015-121840 A (TOSHIBA CORP.) 02 July 2015, paragraphs [0019]-[0021] & US 2015/0181368 A1, paragraphs [0022]-[0024]	8-12
X Y	US 2017/0185103 A1 (IRITECH, INC.) 29 June 2017, claims 41-43, paragraphs [0146], [0153], [0154], [0232]-[0234], [0247]-[0249] & JP 2017-531843 A & WO 2016/006927 A1 & KR 10-2016-0006912 A & CN 107077597 A	14, 20 11-12, 18-19
Y	JP 2017-134689 A (KDDI CORP.) 03 August 2017, paragraph [0034] (Family: none)	11-12

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06Q20/40(2012.01)i, G06Q20/32(2012.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06Q20/40, G06Q20/32

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2018年
日本国実用新案登録公報	1996-2018年
日本国登録実用新案公報	1994-2018年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2015-121910 A (株式会社日立製作所) 2015.07.02, [要約]、 段落 [0002] ~ [0013]、[0018]、	1, 13
Y	[0045] ~ [0049]、[0056] ~ [0062] & US 2016/0224779 A1, [要約], 段落[0002]~[0013], [0027], [0054] ~[0058], [0065]~[0071] & WO 2015/098384 A1 & EP 3089062 A1	2-12, 15-19

☑ C欄の続きにも文献が列挙されている。

☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

11.10.2018

国際調査報告の発送日

23.10.2018

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/J P)
 郵便番号100-8915
 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

山本 雅士

電話番号 03-3581-1101 内線 3562

5L

3786

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2007-514333 A (アールエスエイ セキュリティー インコーポ レーテッド) 2007.05.31, [請求項1], 段落 [0028], [003 1], [0054] & US 2005/0097320 A1, [請求項1], 段落 [0034], [0037], [0060] & WO 2005/025292 A2 & CN 101073219 A	2-12, 15-19
Y	JP 2015-121840 A (株式会社東芝) 2015.07.02, 段落 [0019] ～ [0021] & US 2015/0181368 A1, 段落[0022]～[0024]	8-12
X	US 2017/0185103 A1 (IRITECH, INC.) 2017.06.29, [請求項41]-[請求項43], 段落[0146],	14, 20
Y	[0153]～[0154], [0232]～[0234], [0247]～[0249] & JP 2017-531843 A & WO 2016/006927 A1 & KR 10-2016-0006912 A & CN 107077597 A	11-12, 18-19
Y	JP 2017-134689 A (KDD I 株式会社) 2017.08.03, 段落 [0034] (ファミリーなし)	11-12